

草津市子ども・子育て 支援事業計画



目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 草津市の目指す子ども 「草津っ子」	4
第3章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	5
1 人口の動向	5
2 家族の状況	8
3 幼稚園および保育所、小学校等の状況	12
4 子ども・子育て支援の状況	16
5 ニーズ調査結果の概要	20
6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題	34
7 課題と方向性	37
第4章 子ども・子育て支援事業計画が目指すもの	39
1 基本理念	39
2 計画推進にあたっての視点	40
3 目標	41
4 子ども・子育て支援施策の体系	42
第5章 子ども・子育て支援施策の展開.....	43

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	43
施策1 就学前の教育・保育環境の整備	43
施策2 就学前の教育・保育内容の充実	44
施策3 就学前の教育・保育の一体的提供	46
施策4 地域の子育て力の向上	48
施策5 確かな学力向上等に向けた取組	50
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	52
施策1 子どもの人権を守る環境づくり	52
施策2 虐待防止など要支援児童対策	54
施策3 障害のある子どもと家庭への支援	56
施策4 子どもの安全確保	58
施策5 子育ての経済的負担の軽減	59
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	60
施策1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	60
施策2 子どもと家族の健康な生活の支援	61
施策3 健康な心身を育てる食育の推進	63
施策4 子どもの健全育成	64
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり	66
施策1 子育て・親育ちの体制整備、支援	66
(1) 地域子育て支援拠点事業の展開	66
(2) 親育ちを支援するサービスの充実	68
(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり	69
(4) 子育て相談や情報の提供	70
施策2 ひとり親家庭の自立支援	71
施策3 子育てしやすいまちづくり	73
目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり	75
施策1 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	75
施策2 児童育成クラブの整備	77
施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	78
第6章 重点的な取組について（法定必須記載事項）	79
1 基本事項	79
2 就学前の教育・保育と幼保一体化	80
3 地域子ども・子育て支援事業	84

第7章 重点的な取組について（法定必須記載事項以外の取組）	98
1 児童虐待防止対策の充実	98
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	102
3 障害のある子どもへの支援の充実	104
.....	107
4 「草津っ子」育み事業	107
第8章 計画の推進に向けて	111
1 それぞれの役割と責務	111
2 推進体制	112
3 計画の検証方法と中間年度での見直し	113

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、本市では平成17年に「次世代育成支援対策地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。

本市においても、本市の現状と課題、従来計画の評価、市民ニーズ調査等を踏まえながら、子ども達の健やかな成長と子育てを社会全体で応援するまちづくりを目指して、「草津市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

2 計画の位置付け

①法的な位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画です。国の定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、計画を策定します。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策地域行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

「子ども・子育て支援法」第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○市町村計画に盛り込むべき事項（国の定める基本指針）

（必須記載事項）

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期
4. 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（任意記載事項）

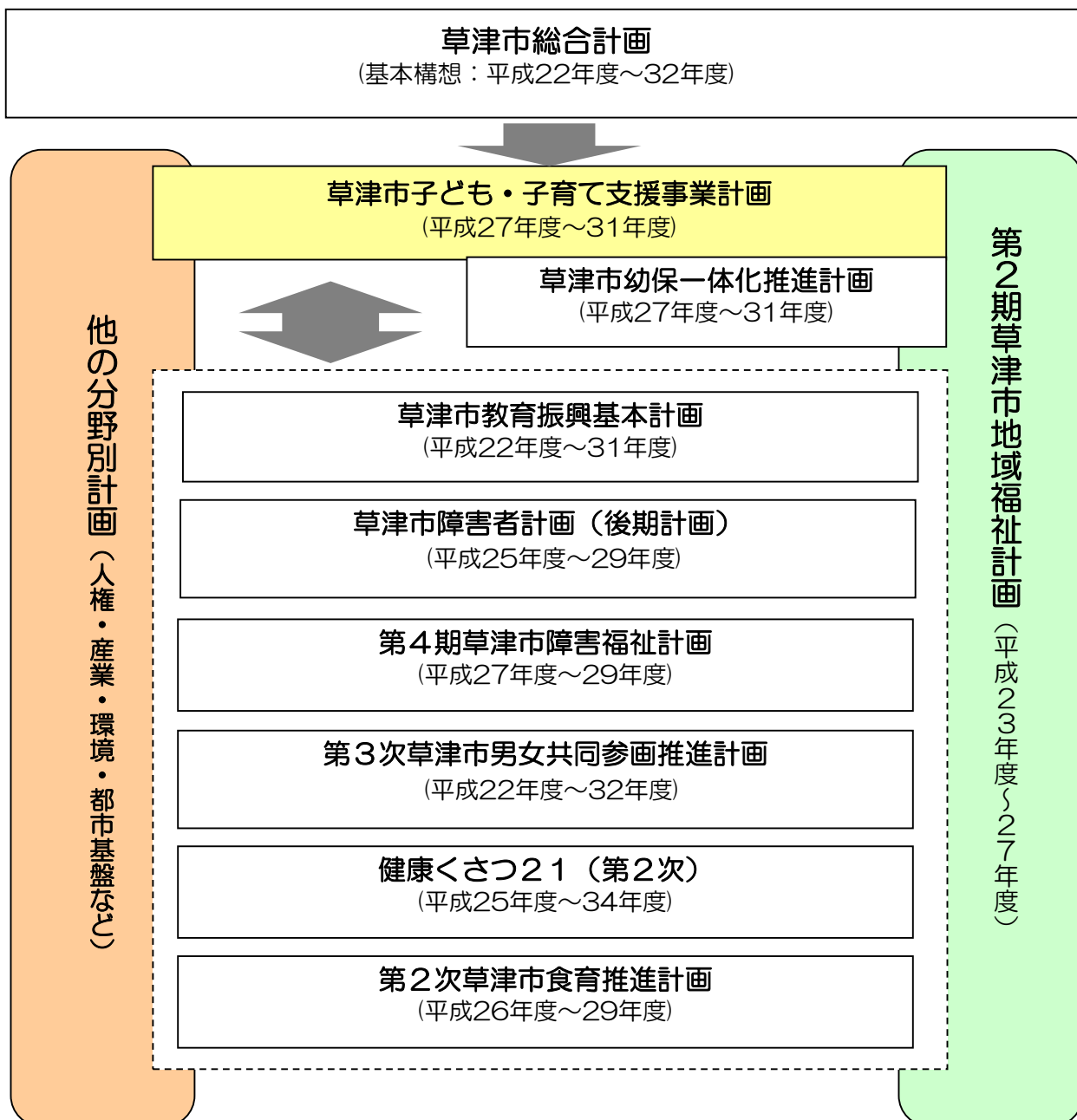
1. 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

②上位・関連計画との関係

平成22年3月に策定された「第5次草津市総合計画」の子ども・子育て部門における個別計画として、「草津市教育振興基本計画」や「草津市障害福祉計画」など、関連計画とも整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

また当計画における幼保一体化施策の具体的な推進方策を「草津市幼保一体化推進計画」で定めます。

■計画の位置付け



3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況などを踏まえ、必要な見直しを行います。

5 計画の策定体制

① ニーズ調査・パブリックコメント

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する現状や問題点を把握するため、就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、平成26年12月中旬から平成27年1月中旬まで、この計画（案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しました。

② 子ども・子育て会議

ニーズ調査やパブリックコメントでいただいた意見に加え、幅広い知見を通じて計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉、教育、医療、経済・労働関係者、公募市民からなる「草津市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

③ その他広報周知

子ども・子育て支援新制度や幼保一体化について、広報くさつでの特集や、「子ども・子育てシンポジウム」の開催等により、就学前児童をもつ保護者を含め、広報周知を行いました。

第2章 草津市の目指す子ども 「草津っ子」

子どもは、未来を担う大切な存在であり、子どもが健やかに、豊かに育まれることは社会全体の願いです。近年、核家族化や共働き世帯の増加、子育ての孤立など、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。すべての子どもたちが、幼少期から成人するまで、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校等で多くの人の愛に育まれながら、様々な経験をし、未来を担う存在として健やかに成長することを願い、子どもたちの将来に向けて社会全体で、「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」の育ちを応援していきます。



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

草津市では、子どもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる「草津っ子」の育成を目指します。（草津市乳幼児教育・保育指針より）

目指す子どもの姿 「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

いのちを大切にし、育む子ども
(健康・体力)

自分や周りの人、生物のいのちの大切さを理解し、守り育むことのできる子どもを育てます。

よく考え、主体的に行動する子ども
(学び)

いろいろな事柄に興味をもち、自分で考え、目標に向かって積極的に行動できる子どもを育てます。

人と豊かに関わる子ども
(豊かな人間性)

様々な経験を通して学び、深い関わりと、ひとつひとつの人とのつながりを大切にできる子どもを育てます。

生まれ育った地域に愛着をもつ子ども
(地域)

自然や歴史、文化など、自分の育った地域に関心をもち、大人になってからも郷土への思いを大切にする子どもを育てます。

第3章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 人口の動向

【ポイント】

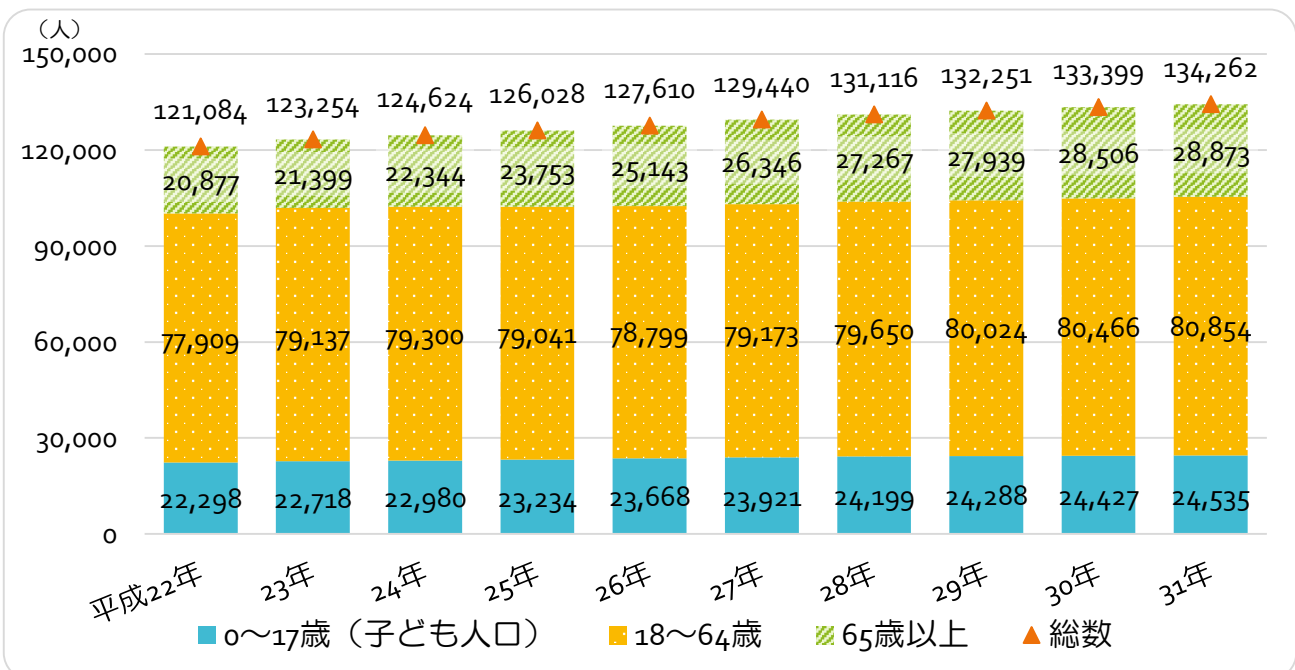
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年代別の人口を見てみると、現在は18～64歳の人口の割合が比較的高いですが、将来的には65歳以上の人口の割合が高まり、子ども人口の割合が低下することが予測されます。
- ◆本市の就学前と小学生の児童は、緩やかな増加傾向にあります。就学前児童数については平成28年前後をピークになだらかな減少局面に転じることが予測されますが、小学生児童数は、今後も増加傾向で推移すると予測されます。

(1) 総人口の推移

本市の総人口は毎年増加しており、平成26年は127,610人となっています。今後も増加傾向は継続し、平成31年には134,262人に達すると予測されます。

しかし一方で、年代別の構成割合は、年々、高齢者人口の割合が増加し、子ども人口などの割合が減少していることから、本市においても、今後、少子高齢化が進行するものと予測されます。

■総人口の推移

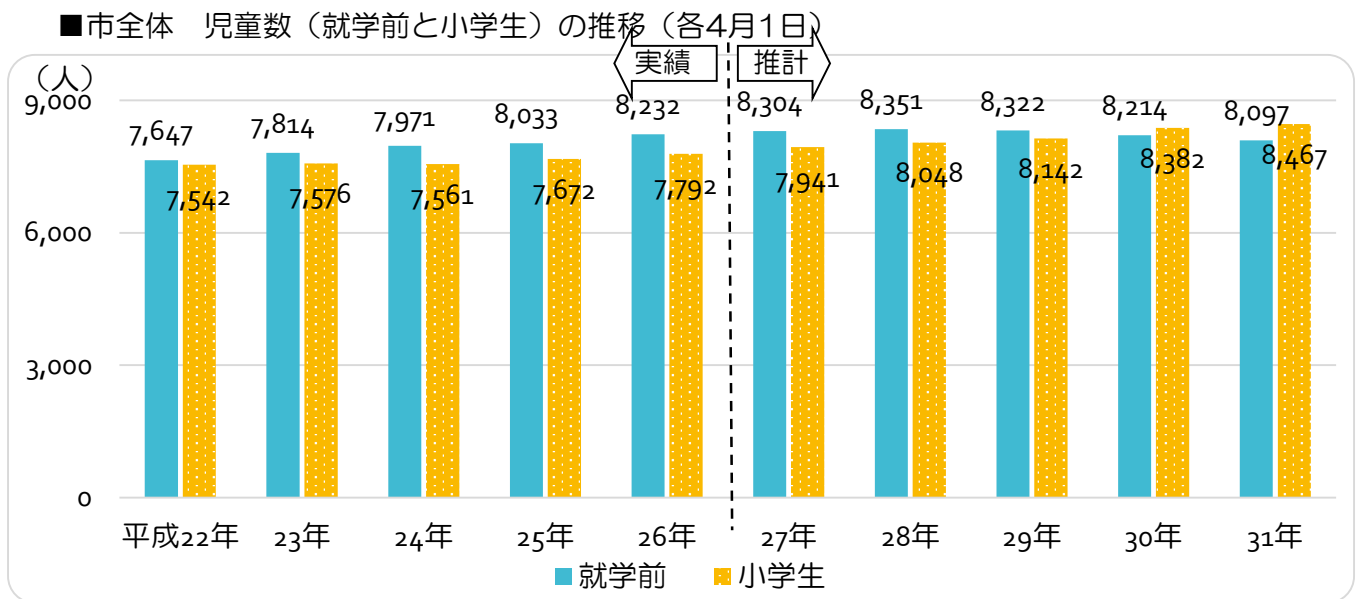


資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

(2) 就学前と小学生の人口の推移

子育て世帯の転入の影響を受け、現在までの5年間で、本市の0歳から5歳までの就学前の児童数は増加しており、平成26年には8,232人となっていますが、平成28年をピークに減少に転じ、平成31年には8,097人と予測されます。

小学生の児童数は、平成24年にわずかながら減少しましたが、増加傾向を示しており、平成26年は7,792人となっています。今後も増加を続け、平成31年には8,467人と推計されます。



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■市全体 児童数（就学前と小学生）の推移（各4月1日）

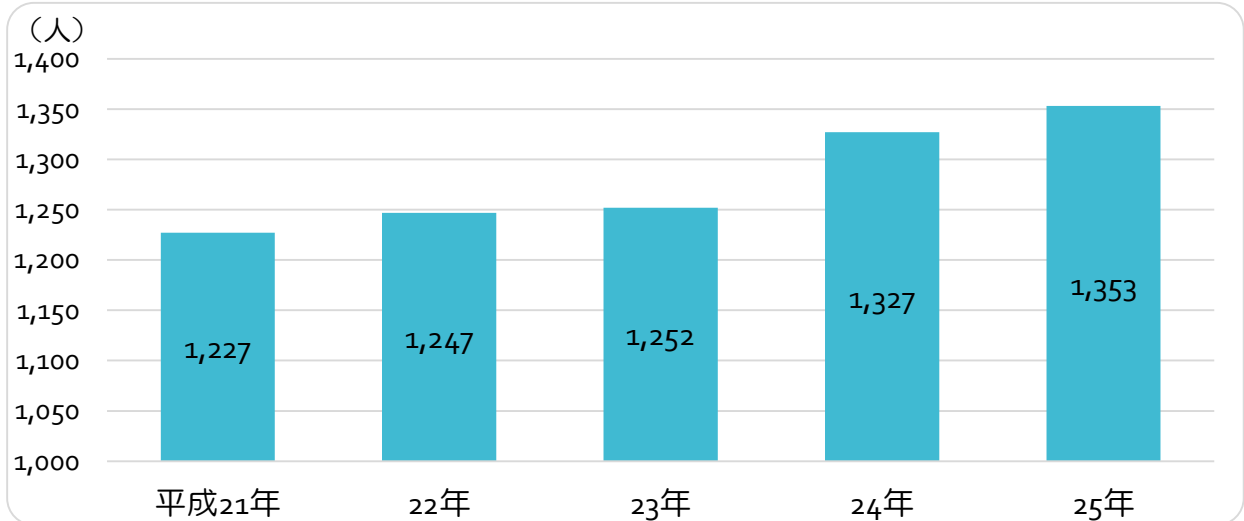
年次 年齢	実績					推計				
	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	1,238	1,261	1,287	1,291	1,313	1,322	1,306	1,280	1,263	1,250
1～2歳	2,586	2,663	2,654	2,723	2,800	2,760	2,748	2,727	2,683	2,636
3～5歳	3,823	3,890	4,030	4,019	4,119	4,222	4,297	4,315	4,268	4,211
就学前計	7,647	7,814	7,971	8,033	8,232	8,304	8,351	8,322	8,214	8,097
低学年	3,803	3,852	3,805	3,851	3,930	4,094	4,130	4,181	4,272	4,340
高学年	3,739	3,724	3,756	3,821	3,862	3,847	3,918	3,961	4,110	4,127
小学生計	7,542	7,576	7,561	7,672	7,792	7,941	8,048	8,142	8,382	8,467
合計	15,189	15,390	15,532	15,705	16,024	16,245	16,399	16,464	16,596	16,564

資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

(3) 出生の状況

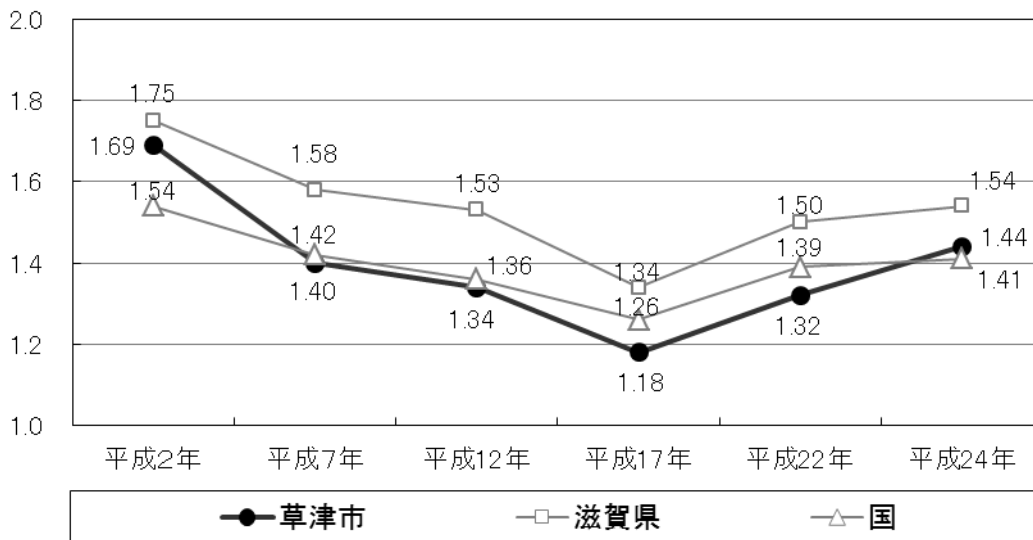
出生数は、微増傾向にあり、合計特殊出生率は、平成17年まで減少していたものの、平成22年からは再び増加に転じ、平成24年には、1.44となっています。これは県と比較すると低いですが、全国平均よりは少し高い値となっています。

■出生数の推移



資料：健康増進課事業年報

■(参考) 合計特殊出生率の比較



資料：人口動態統計、草津市母子保健計画、南部健康福祉事務所（草津保健所）事業年報

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを生むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に生む子どもの人数。今の人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.07とされています。

2 家族の状況

【ポイント】

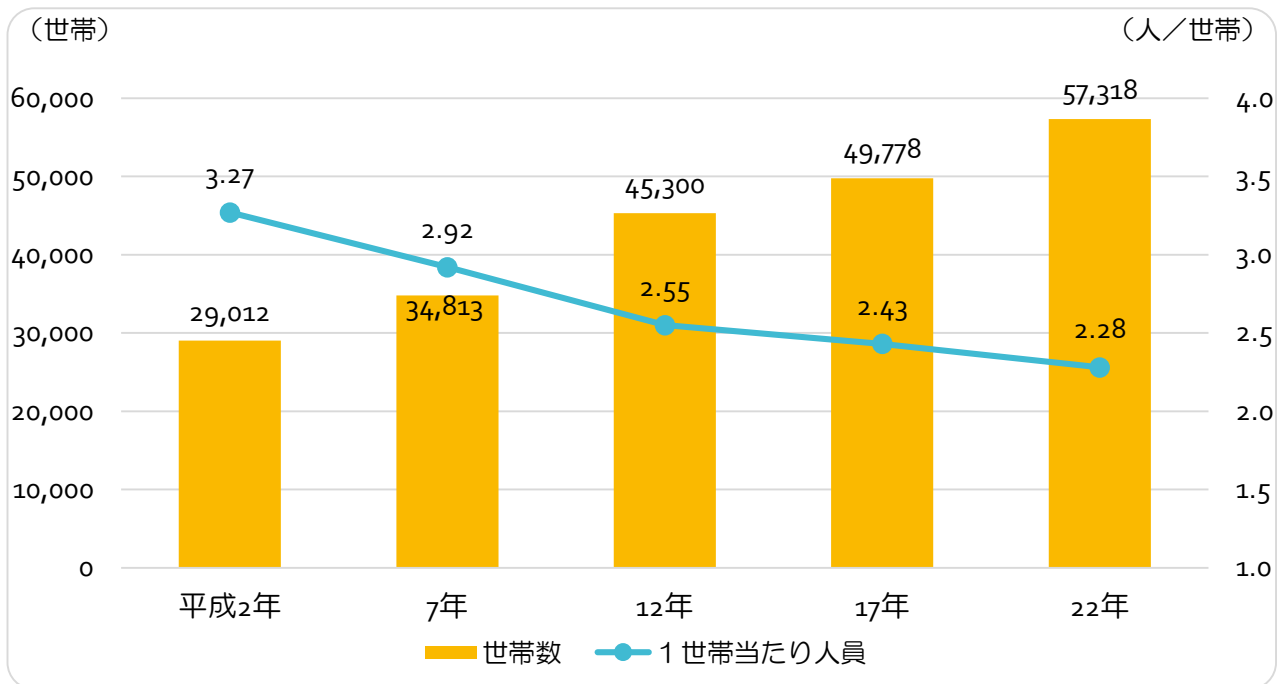
- ◆全体の世帯数や子どものいる世帯数は転入などにより増加していますが、単身世帯などの占める割合が高まっており、子どものいる世帯の割合は低下しています。
- ◆共働き世帯の増加で、子育て世帯の労働力率は年々上昇しており、働く女性の増加による保育ニーズの高まりへの対応と多様な就労形態に対応した受け皿が求められます。

(1) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯あたり人口の推移

世帯数は、平成2年から平成22年の20年間で1.98倍となっており、人口の伸びよりも大きくなっています。しかし、平成6年に開設した立命館大学の学生など単身世帯の増加により、1世帯あたり人口は、平成2年の3.27人から平成22年の2.28人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

■世帯数の推移

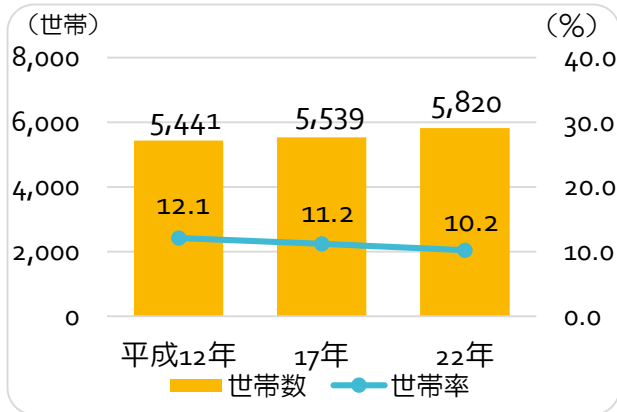


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 子どものいる世帯の推移

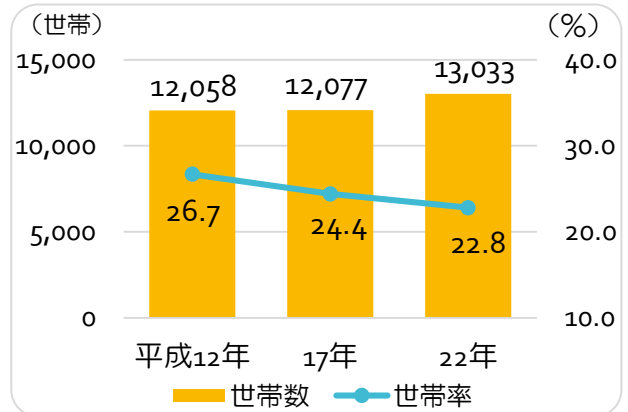
子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに増加していますが、一般世帯総数の増加に比べ、伸びが低いため、総数に占める割合は、どちらも低下しています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



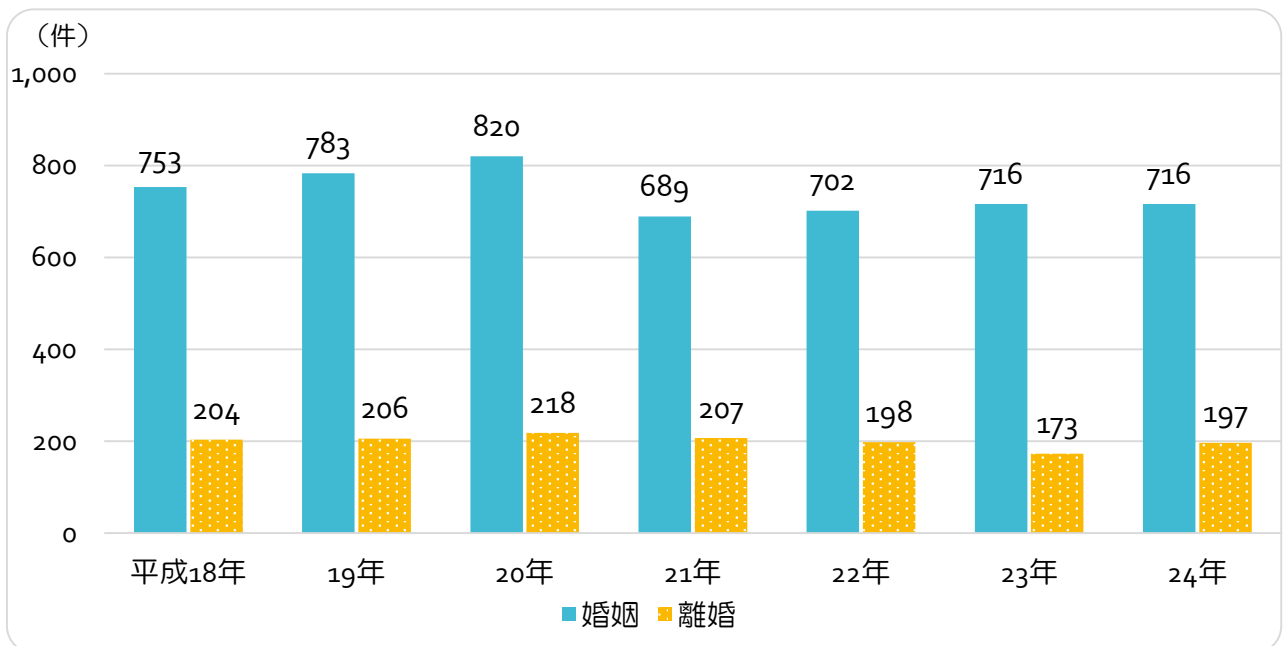
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 婚姻・離婚の状況

婚姻の状況は、平成20年が820件と多くなりましたが、平成21年には689件と減少し、その後は微増となり、平成24年には716件となっています。

離婚件数についても、婚姻と同様に平成20年が218件と多く、平成23年には173件まで減少しましたが、平成24年には197件に再び増加し、概ね200件前後を推移しています。

■ 婚姻・離婚件数



資料：人口動態統計

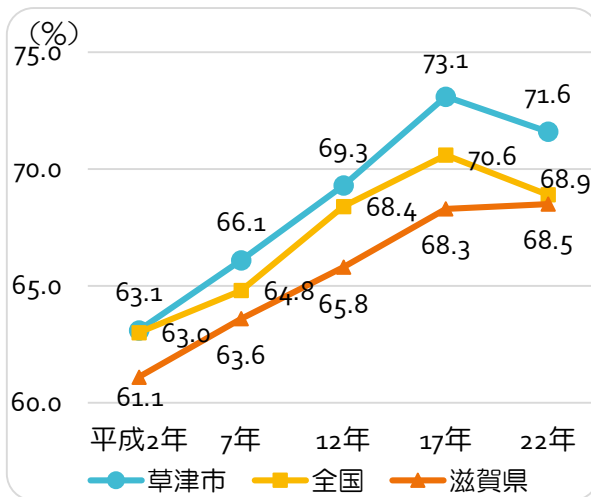
④ 未婚率の状況

20～34歳における未婚率の状況を見ると、男性は平成17年まで滋賀県や全国を上回る水準で上昇していましたが、平成22年には全国水準と同様に低下し、71.6%となっています。

女性の場合は、平成17年に全国や滋賀県水準を上回る勢いで上昇してきましたが、平成22年には全国水準と同様に、わずかながらの上昇にとどまっています。

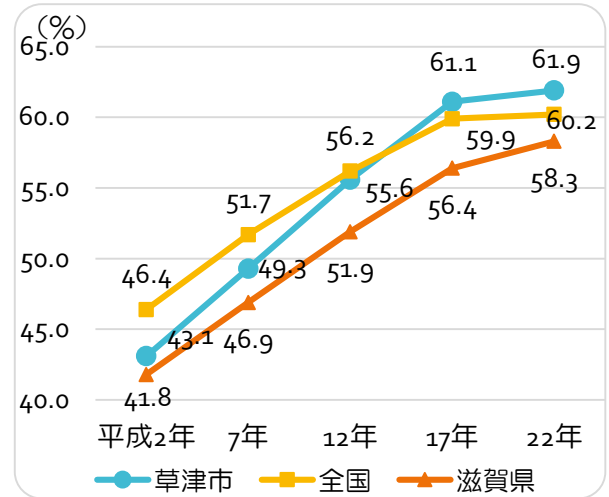
これは、本市に立命館大学の学生が多数居住しているため、男女ともに20～24歳の未婚率が高くなっているものと考えられます。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

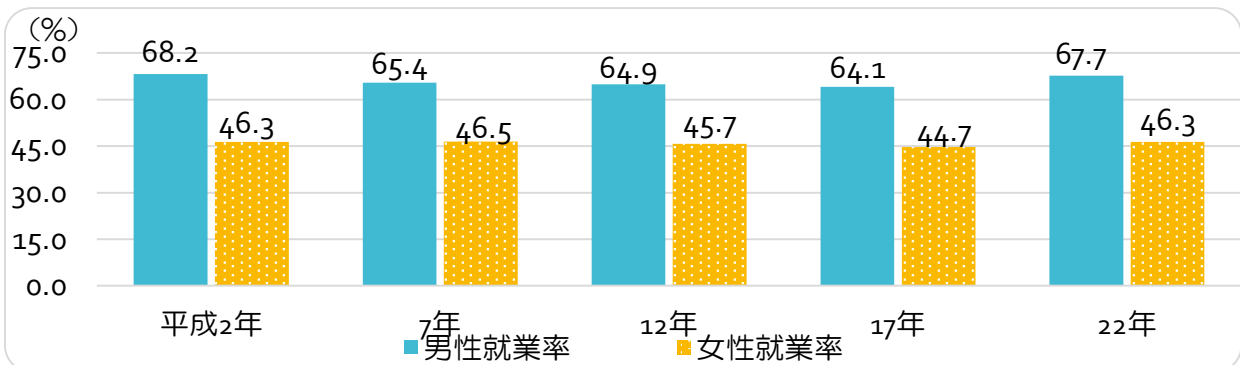
(2) 就労の状況

① 男女の就業率の推移

男女別の就業率の推移を見ると、男性は年々低下し、平成22年には64.9%となっています。これは、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは低い状況です。

一方、女性は平成12年、17年と同程度が、平成22年には若干低下し、45.7%となっています。男性と同様に、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは若干低い状況です。

■男女別 就業率の推移

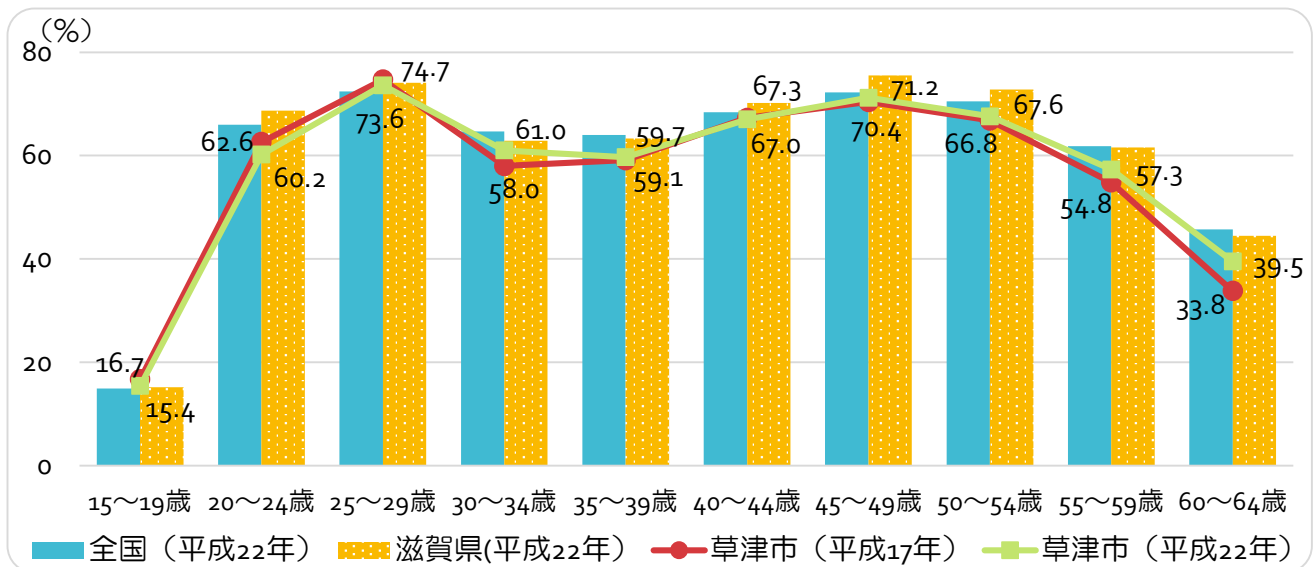


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率について、平成17年と22年を比べると、15～19歳、20～24歳、25～29歳は若干低下しましたが、そのほかの年齢層は上昇、もしくは同程度となっています。特に30～34歳は3.0ポイント上昇し、M字カーブの谷が上昇していますが、全国や滋賀県水準よりは低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 労働力率

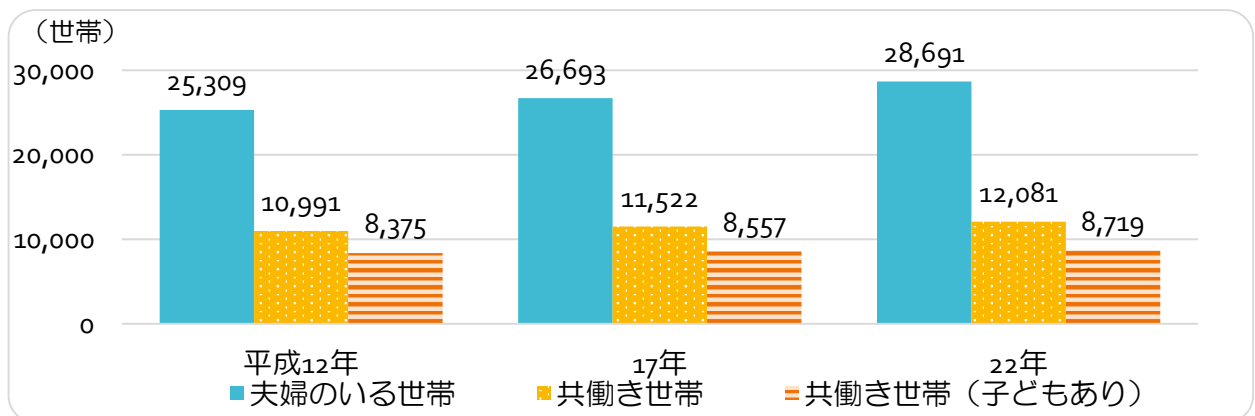


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成22年には28,691世帯となっています。そのうち、夫婦が共に就労している共働き世帯や、共働き世帯のうち子どもありの世帯も増加し、平成22年にはそれぞれ12,081世帯、8,719世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成12年の76.2%が、平成22年には72.2%と低下しています。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 幼稚園および保育所、小学校等の状況

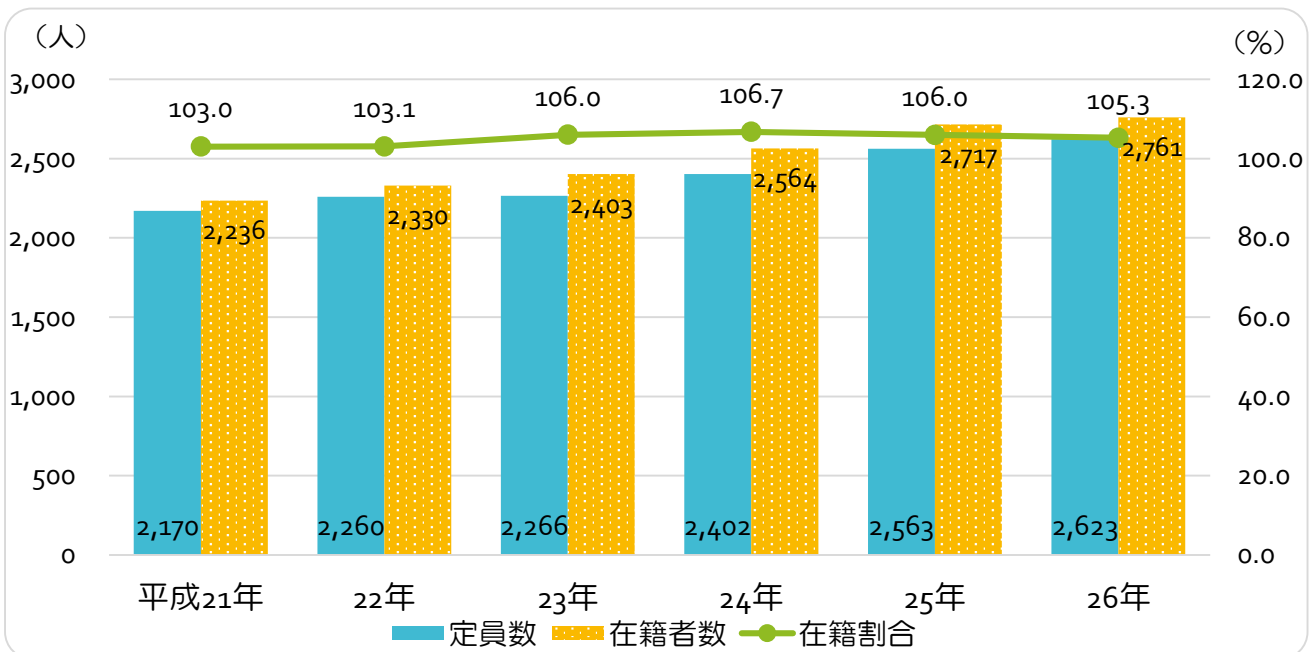
【ポイント】

- ◆保育所は定員超過の状態が続いており、就学前の子ども人口や共働き世帯が増加する中で、引き続き低年齢児を中心とした待機児童の解消と保育が必要な子どもの受け入れ体制の確保が必要です。
- ◆幼稚園に在籍する児童数が微減傾向の中で、公立・私立幼稚園ともに定員を下回る状況が続いており、地域的な在籍割合の較差も生じています。
- ◆子育て世代の共働き世帯数の増加や就労形態の多様化が進む中で、幼稚園においても就労への対応ニーズが高まっています。
- ◆4歳児・5歳児の概ね100%が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍している一方で、3歳児の約4人に1人が未就園となっており、3歳児幼児教育の実施が求められています。

(1) 保育所の状況

保育所全体の在籍割合は100%を超えており、定員超過の状態が続いています。（職員配置や保育室の面積の基準の範囲内で、定員を超えた受け入れを行っています。）

■草津市における保育所および家庭的保育施設の定員数と在籍者数

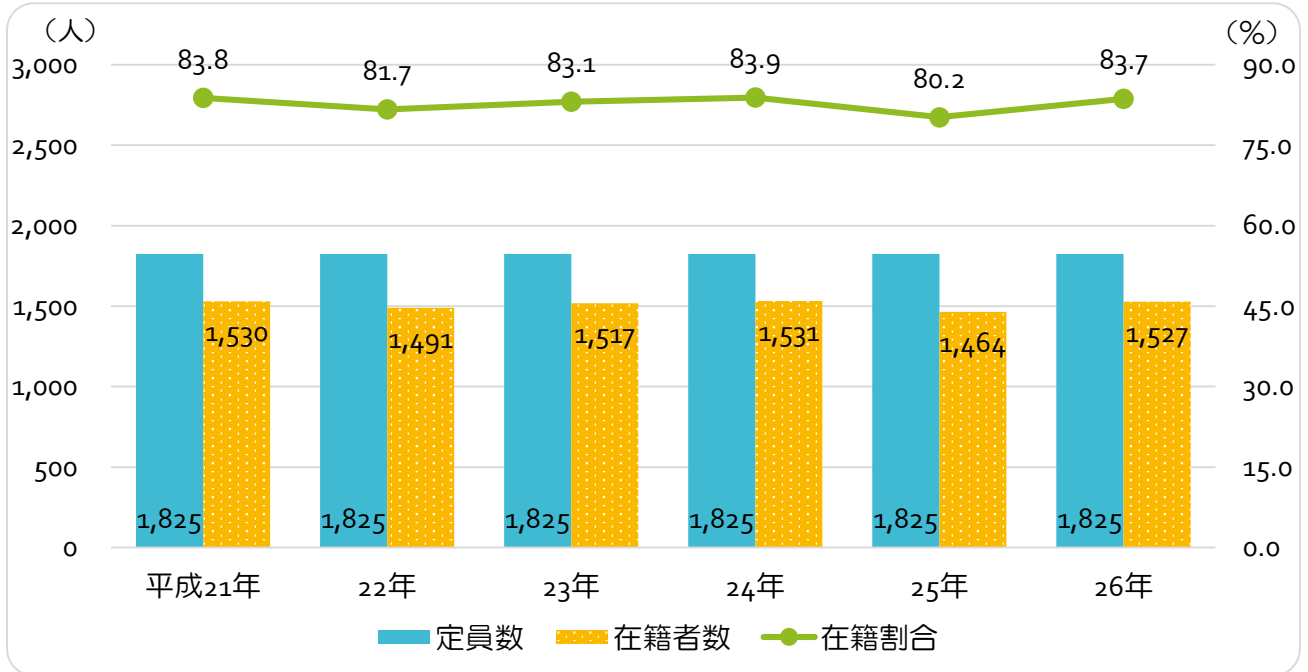


資料：幼児課（各年5月1日現在、平成26年のみ4月1日）
 ※家庭的保育施設は平成23年から含みます。

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の在籍割合は、平成16年以降80%台で推移しており、定員数を下回る状態が続いています。

■草津市における幼稚園の定員数と在籍者数

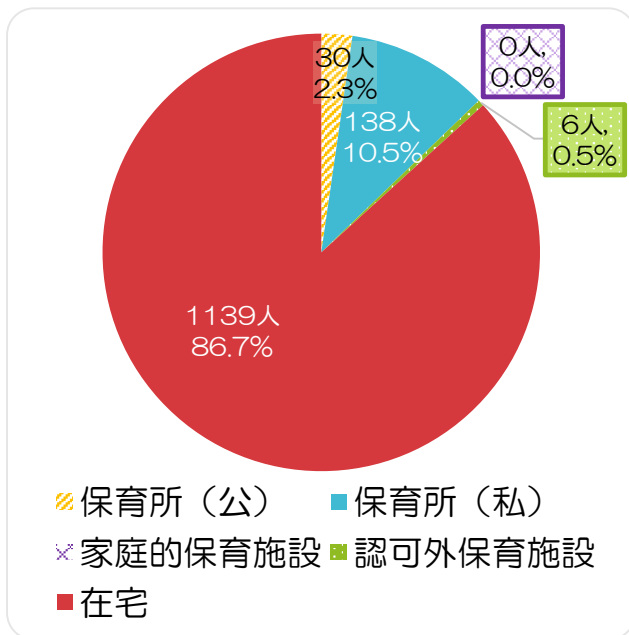


資料：幼児課（各年5月1日現在）

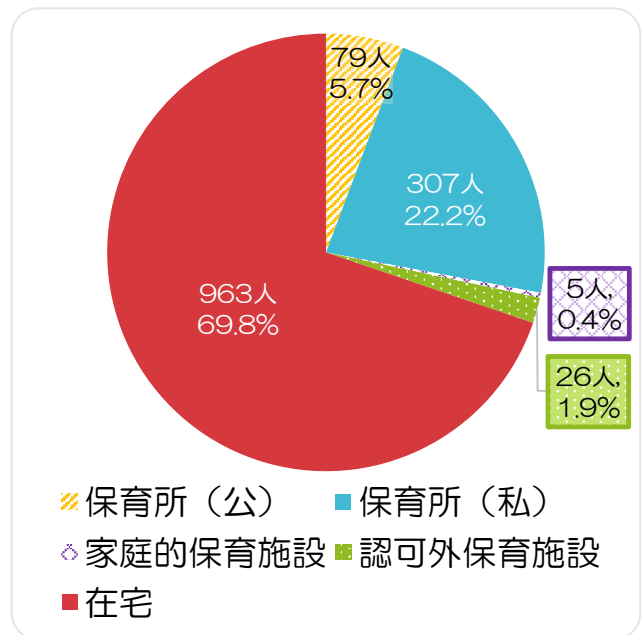
(3) 就学前児童の居場所

本市の就学前児童は、0歳児では約9割、1～2歳児では約7割が在宅で過ごしています。3歳児では在宅が約3割となり、4～5歳児ではほぼ全員が幼稚園や保育所に在籍しています。

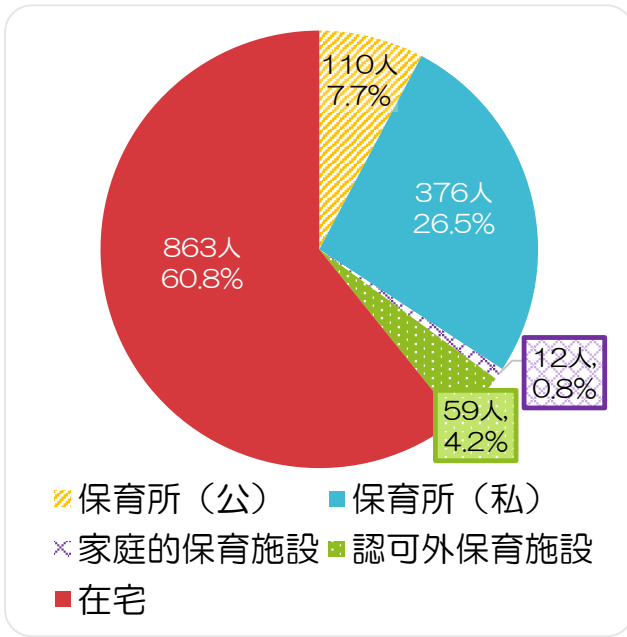
■0歳児の就学前施設在籍状況



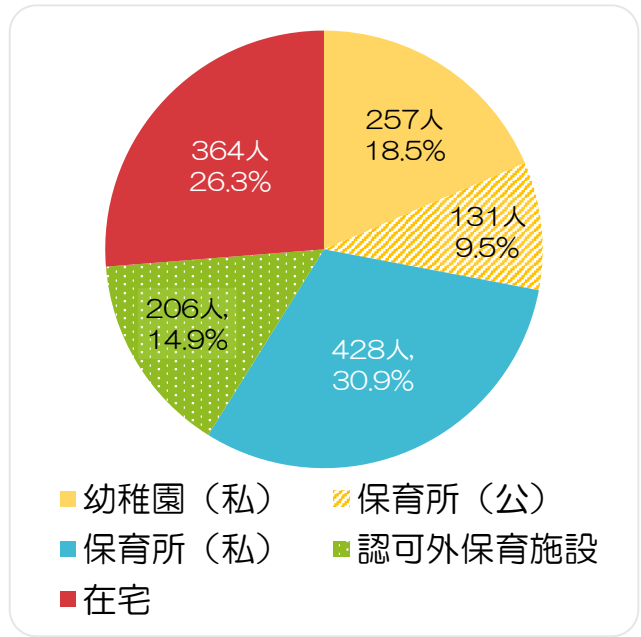
■1歳児の就学前施設在籍状況



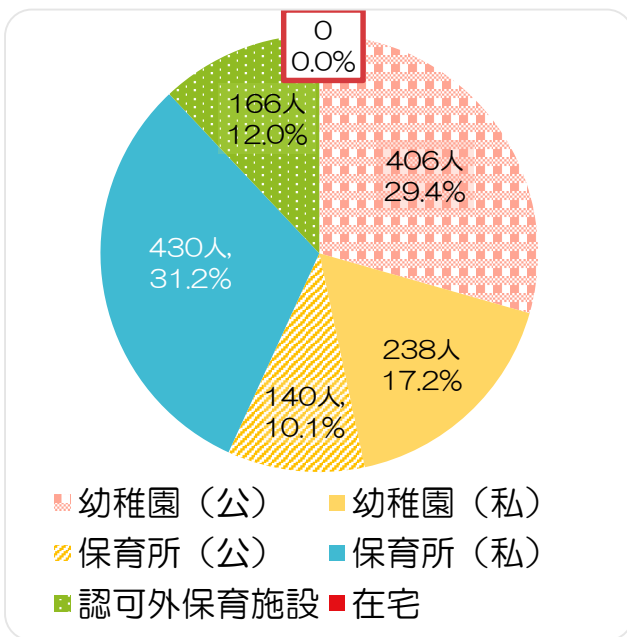
■ 2歳児の就学前施設在籍状況



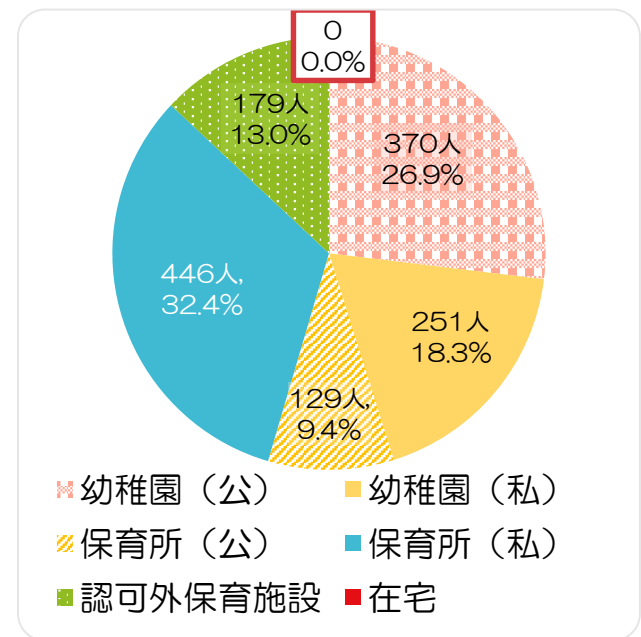
■ 3歳児の就学前施設在籍状況



■ 4歳児の就学前施設在籍状況



■ 5歳児の就学前施設在籍状況

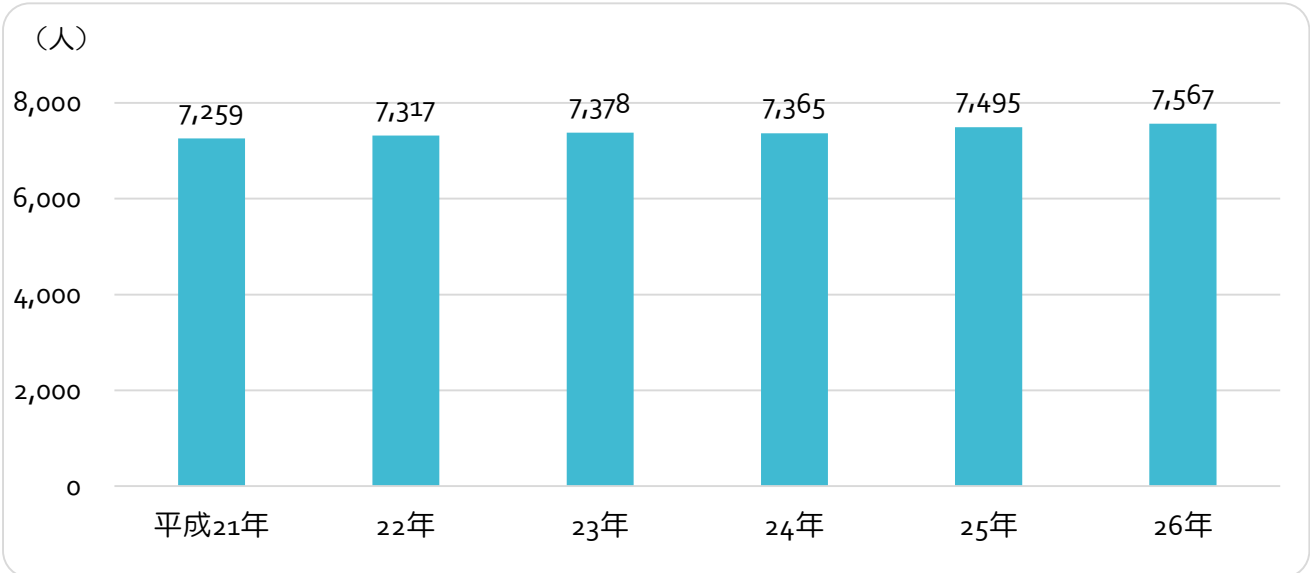


資料：幼児課（平成26年4月1日現在）
 ※一部、市外からの通園者を含みます。

(4) 小学校の状況

市内には、公立小学校が13校あり、児童数の推移をみると、平成21年に若干減少しましたが、その後は徐々に増加傾向にあり、平成26年には7,567人となっています。

■小学校児童数（公立）



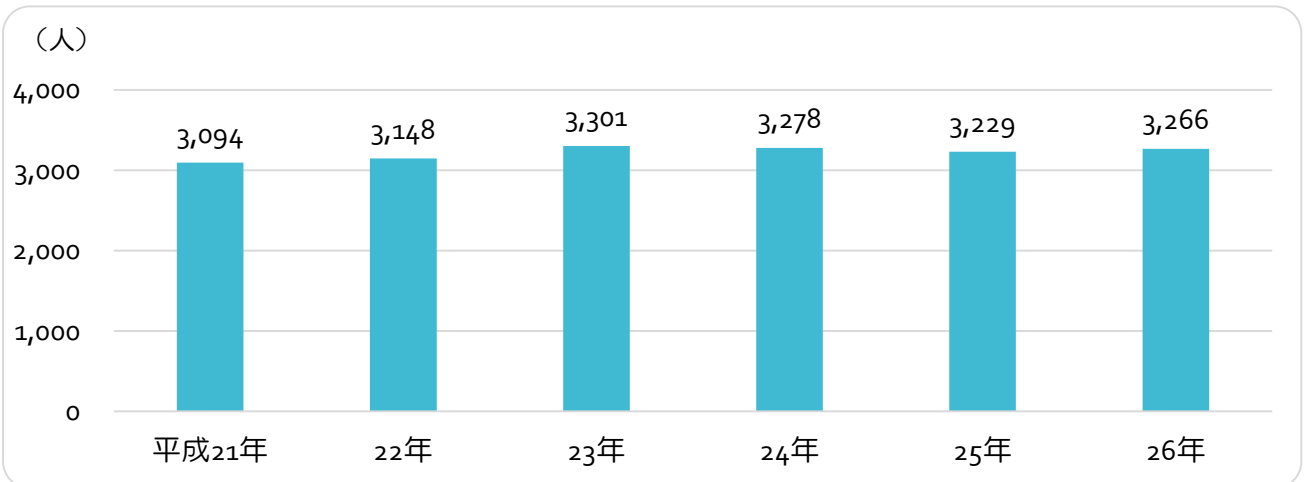
資料：草津市の教育（各年度5月1日）

(5) 中学校の状況

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。

公立中学校の生徒数は、徐々に増加傾向にあり、平成23年から概ね3,300人弱となっています。

■中学校生徒数（公立）



資料：草津市の教育（各年度5月1日）

4 子ども・子育て支援の状況

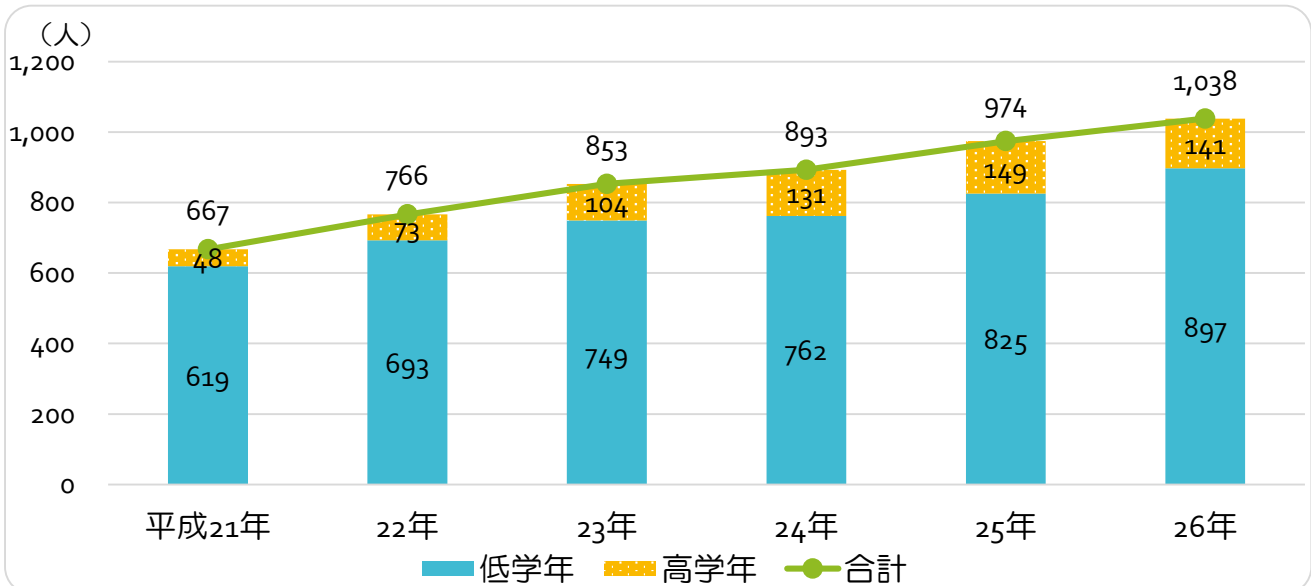
【ポイント】

- ◆共働き世帯の増加により、放課後や長期休暇中に保育を必要とする児童育成クラブへの入会児童数が増加しており、またニーズも多様化しています。
- ◆子育て支援センターや地域子育て支援センター、つどいの広場では家庭で過ごす0歳～3歳未満の親子が気軽に集まり交流、相談できる機会の提供に努めていますが、より身近な場所での実施と内容の充実が求められています。
- ◆児童虐待の相談件数は、年々増加しており、その種別はネグレクト（育児放棄）や心理的虐待が多くなっています。増加する相談等に対応する体制づくりが必要であると同時に、虐待を予防する取組が必要です。
- ◆ひとり親世帯は、母子家庭を中心に増加が著しく、子育て負担の軽減を目的とした支援の充実が求められます。
- ◆障害のある子どもについては、発達障害を含め、社会的な認知度の上昇もあり、相談や支援の対象数が増加しており、取組の充実が求められます。

(1) 児童育成クラブ（のびっ子）の在籍状況

各小学校区に1カ所の公設児童育成クラブ（のびっ子）があり、入会児童数は低学年、高学年ともに増加しています。特に高学年の入会希望数は7年間で20倍になっています。

■児童育成クラブ入会児童数



資料：子育て支援センター（各年5月1日現在）

(2) 児童虐待相談の状況

急激な少子化、核家族化や地域のコミュニティの希薄化など社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域での子育て機能が低下し、子育ての孤立化による不安や負担感を抱える保護者が増えるのに比例し、児童虐待の相談件数は年々増えています。

平成25年度は、平成21年度に比べて77人増加しています。虐待相談件数の8割が昨年度からの継続ケースとなっており、長期的に支援しなければならないケースが増え、今後も相談件数は増加するものと予想されます。

また、虐待種別を見てみると、ネグレクトが最も多く38%、次いで心理的虐待が36%と多くなっています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数（件）

	相談件数	虐待種別			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成21年度	329	60	159	109	1
22年度	316	58	127	129	2
23年度	371	76	159	136	0
24年度	370	87	134	143	6
25年度	406	99	153	148	6

資料：子ども家庭課

(3) ひとり親世帯の状況

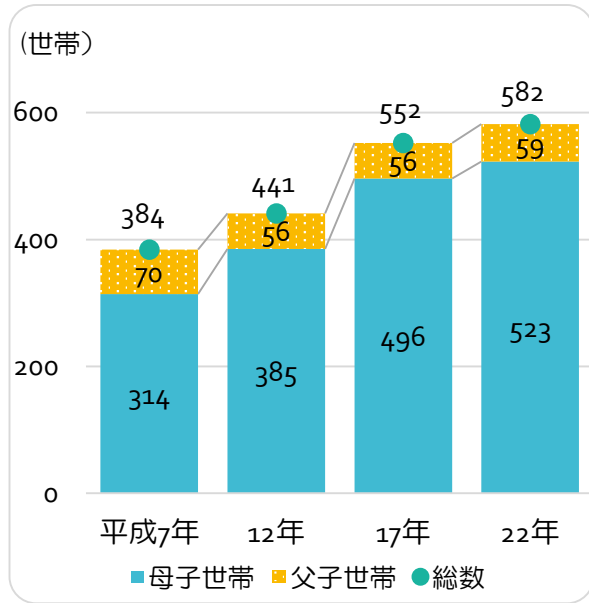
国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年では384世帯が、平成22年には582世帯と、およそ1.5倍に増加しています。

内訳をみると、平成22年では母子世帯が523世帯、父子世帯が59世帯で、父子世帯に比べて母子世帯の増加が著しくなっています。

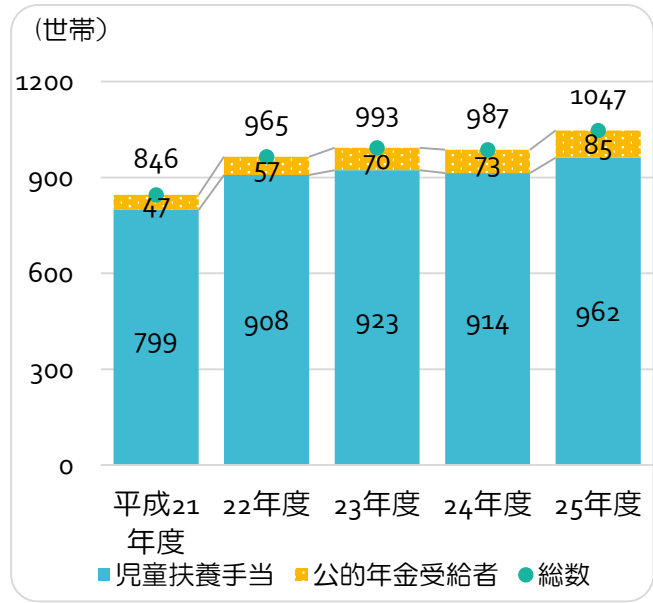
なお、平成22年は、祖父母など他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると、母子世帯は791世帯、父子世帯は157世帯で、ひとり親世帯全体では948世帯となっています。

また、滋賀県への報告基準である児童扶養手当申請者数および公的年金（障害年金・遺族年金）受給者で申し出のあった方の合計値をひとり親としてみた場合、平成21年以降、概ね増加傾向にあり、平成25年度末時点で1,047世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査
(各年10月1日現在)



資料：子ども家庭課 (各年度末)
注) 高額所得などの理由により、児童扶養手当未申請の人は含みません。

(4) 障害のある子どもへの施策をめぐる状況

① 特別児童扶養手当受給者の状況

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成21年度以降増加しており、平成25年で223人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数

(人)

平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
187	196	203	217	223

資料：子ども家庭課

② 児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子どもおよびその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、2次障害を予防し、発達を促すための支援および保護者などの援助を行っています。利用状況は、年々在籍数が増加傾向にあり、平成22年度後期より定員数を40人から50人に拡大しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）利用者の状況

(人)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数	40人	50人	50人	50人	50人
在籍数	前期30人 後期40人	前期30人 後期48人	前期40人 後期48人	前期38人 後期54人	前期43人 後期52人

資料：発達支援センター

「湖の子園」とは・・・

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設です。

③発達支援センターの相談等の状況

発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難などの心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリングなどを実施しています。

社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しています。相談等の状況としては、新規相談は顕著に増加していないものの、継続しての「家族相談」等が多くなっており、特に「発達検査」や「幼保連携」に関連する相談が増えています。

■発達支援センターの相談等件数

	相談 件数計 (延べ件数)	うち 新規	相談内容 内訳 (延べ件数)							
			家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関 他
平成 22 年度	1,989	527	794	79	66	352	291	273	40	94
23 年度	2,333	365	982	85	42	371	401	321	53	78
24 年度	2,674	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97
25 年度	3,377	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 仕事と子育ての両立支援

【ポイント】

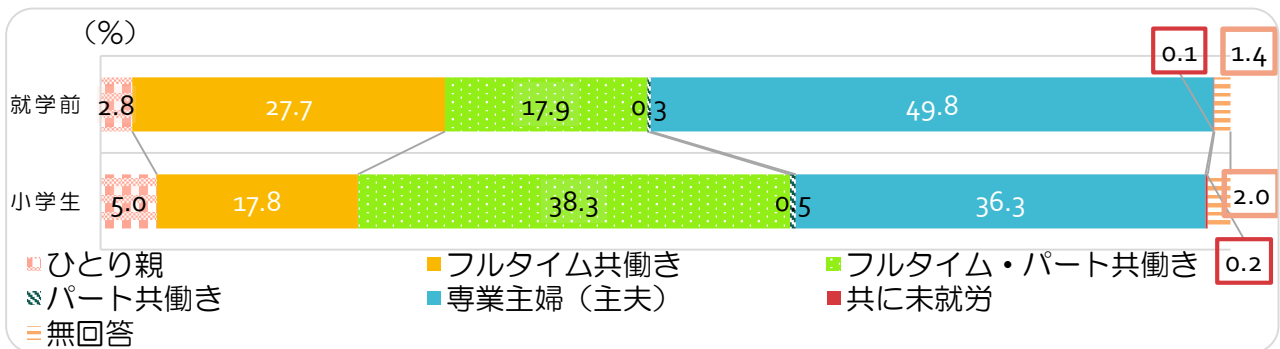
- ◆仕事と子育てを両立する上で、子どもや保護者自身の病気やケガの際の対応、急な残業時の対応などを大変と感じる人が多く、こうした時に面倒をみてくれる人や保育事業が求められています。
- ◆働く保護者、特に母親は子どもと接する時間が少ないと感じる人も多く、子育てや家事、地域生活などに参加でき、ゆとりある働き方ができる社会の実現が必要です。そのためには、企業等と一体となってワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

① 保護者の就労状況

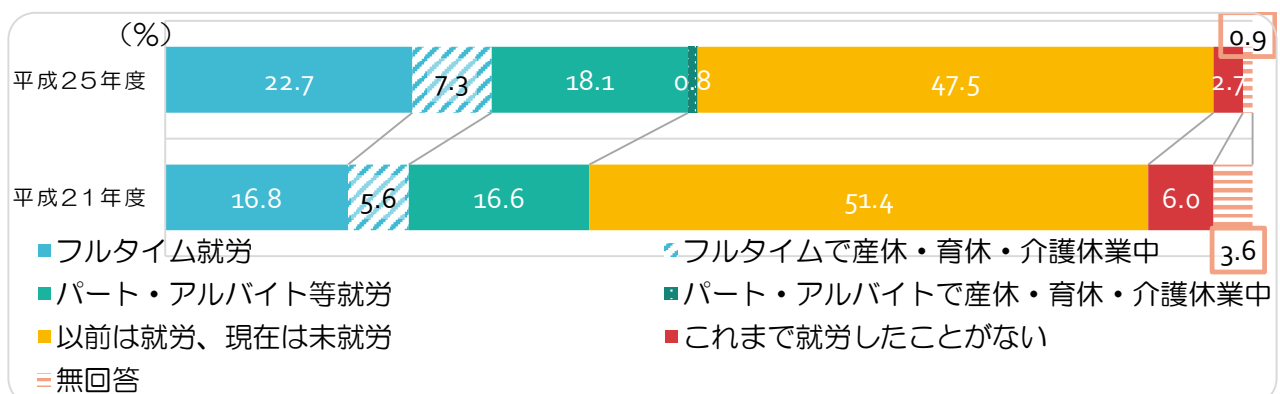
共働き世帯が小学生では半数を超えており、就学前でも45.9%が共働きです。母親の就労割合は、平成21年度の前回調査と比較すると就学前、小学生ともに上昇しており、就学前ではフルタイム、小学生ではパート・アルバイトの割合が伸びています。

しかし、父親の帰宅時間は就学前、小学生共に19時～21時台が多く、父親の家事・育児への関わりが難しい状況があることから、男女に関わらないワーク・ライフ・バランスの推進が必要だといえます。

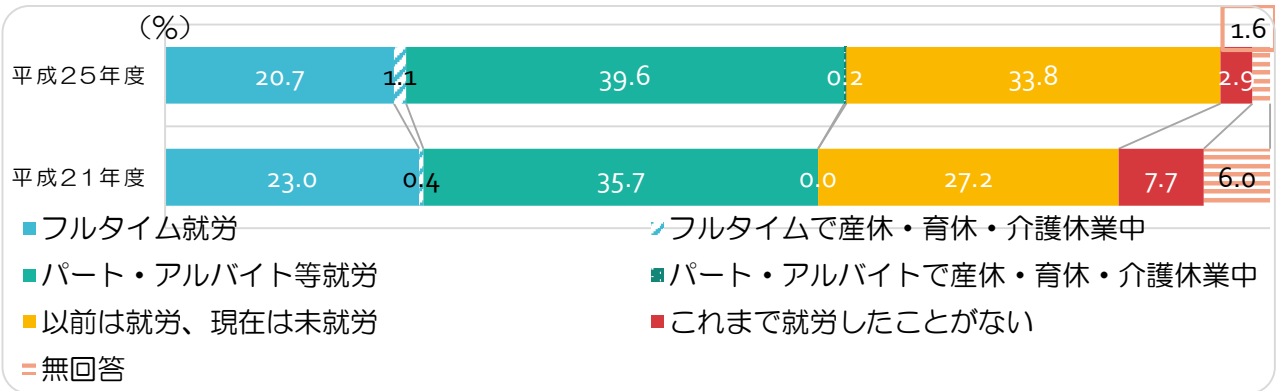
■母親と父親の就労状況による家庭類型



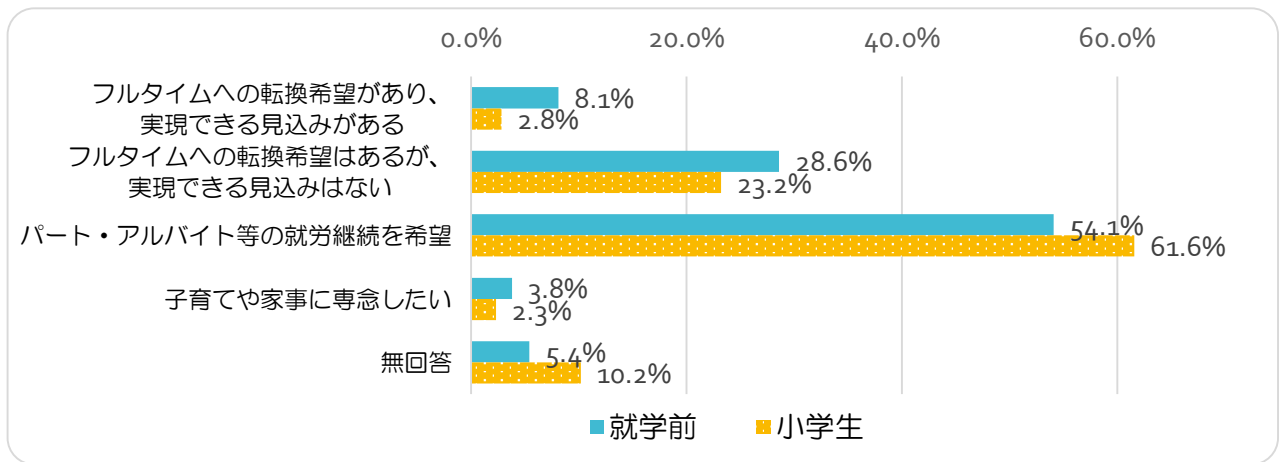
■就学前の母親の就労状況



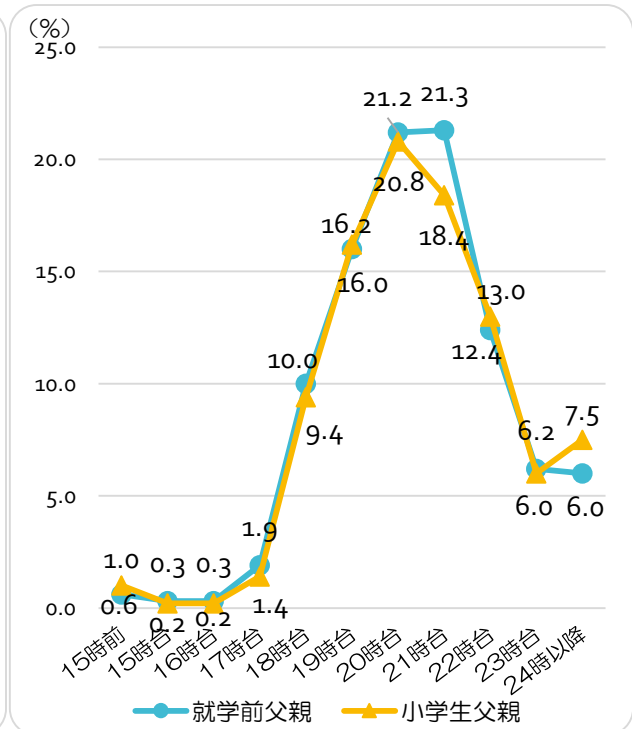
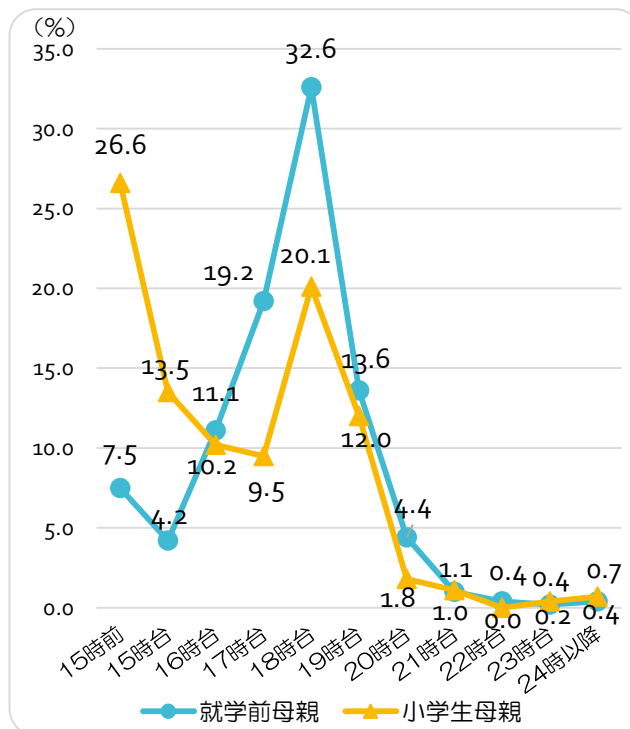
■小学生の母親の就労状況



■パート・アルバイト就労中の母親の今後の就労希望



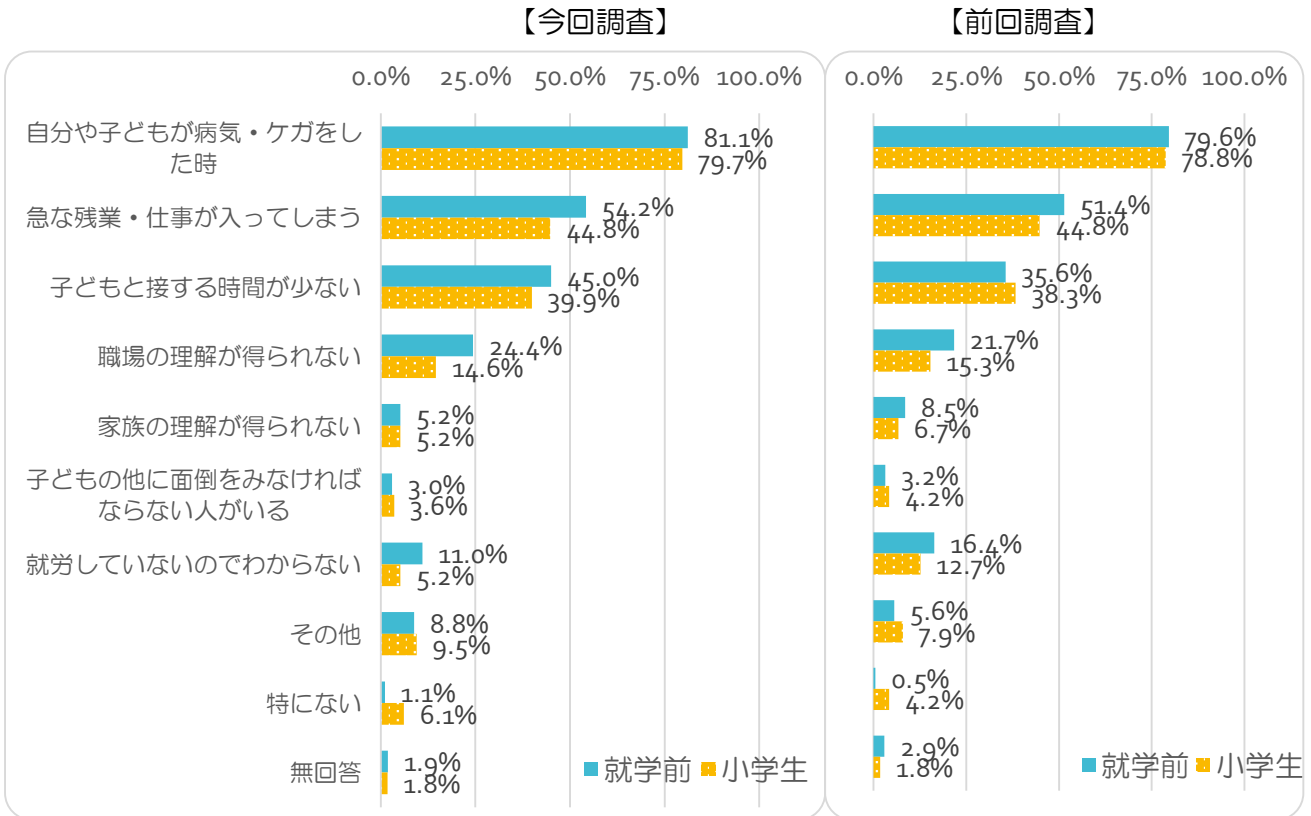
■就労者の帰宅時間



② 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、「自分や子どもが病気・ケガをした時」が就学前も小学生もトップとなっており、次いで「急な残業・仕事が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」など、前回調査と同じ項目が上位にあげられています。就学前の「子どもと接する時間が少ない」が9.4ポイント上昇していますが、これは、フルタイムで働く割合が増えたことによるものだと考えられます。

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



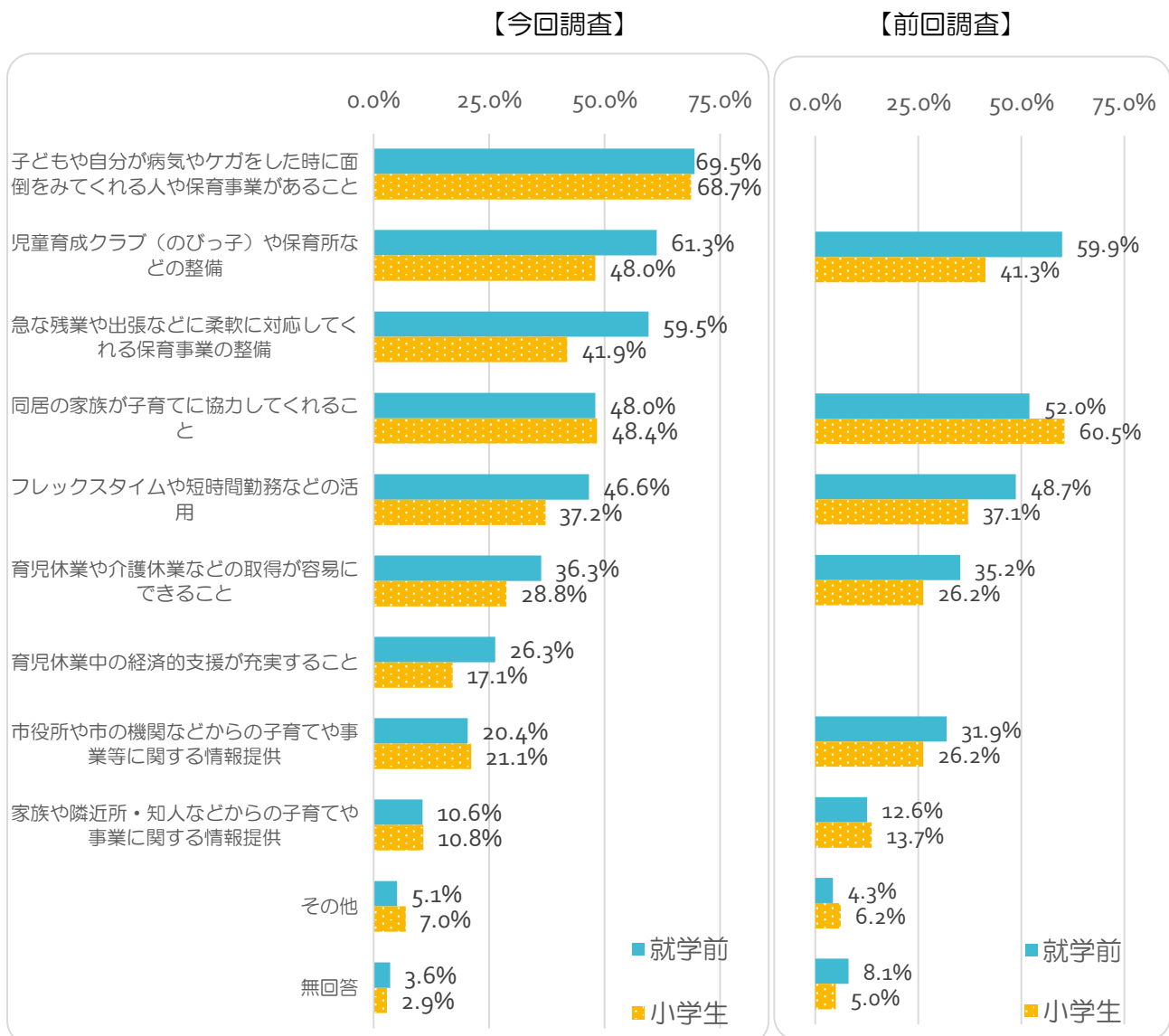
注) 前回調査では、「子どもの保育所などが見つからない」(就学前14.1%)がありました。

③ 仕事と子育てを両立する上で必要なこと

仕事と子育てを両立する上で必要なことは、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることに同様に、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が就学前も小学生もトップとなっており、「児童育成クラブのびっ子や保育所（園）などの整備」「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」などの値も高いことから、多様なニーズに柔軟に対応できる保育サービスの充実が必要だと分かります。

また、今回調査でも約半数の人が「同居の家族が子育てに協力してくれること」が必要だと答えており、調査の回答者の約8割が核家族であったことから、男女が共に子育てに関わる環境づくりの推進が継続して求められているといえます。

■仕事と子育てを両立する上で必要なこと



注) 前回調査では、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」や「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」「育児休業中の経済的支援が充実すること」がなく、「就労していないので分からない」（就学前12.5%、小学生12.3%）がありました。

(2) 子育ての孤立化・不安の解消

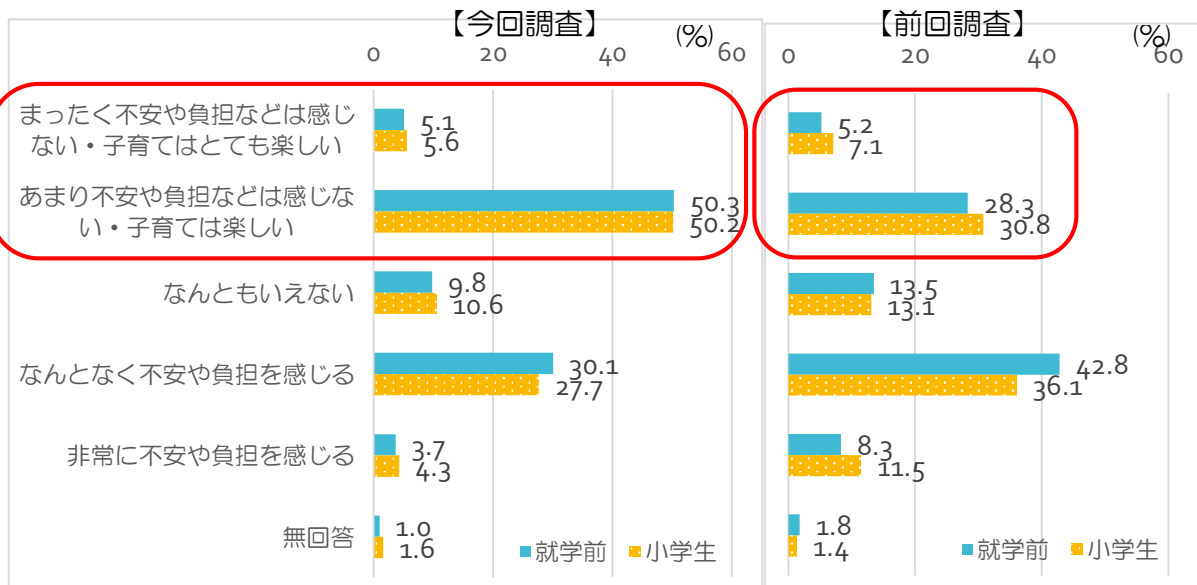
【ポイント】

- ◆子育てに不安や負担を感じる人の割合は、平成21年度の調査に比べて就学前および小学生共に大きく低下しています。しかし、およそ1/3の人は依然として不安や負担を感じています。就学前の場合、不安や負担を感じる人は同年齢の子どもの親とのつきあいがあまりない人に高い傾向があり、身近な地域での交流の機会や相談窓口の情報提供等、多方面からの支援が必要です。
- ◆子どものことで日頃悩んでいることでは、就学前の子どもでは食事や栄養、病気や発育・発達に関することが多く挙げられ、小学生では子どもの友だちつきあいに関することがトップとなっています。近年、発達障害への社会的認知が高まり、相談や支援へのニーズも高まっていることから、乳幼児健診などの機会を利用した相談の充実が必要です。また、多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士が共有・共感できる場などの充実が必要です。
- ◆本市では、子育てサークルが多く、参加希望も就学前では半数を超えていることから、それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

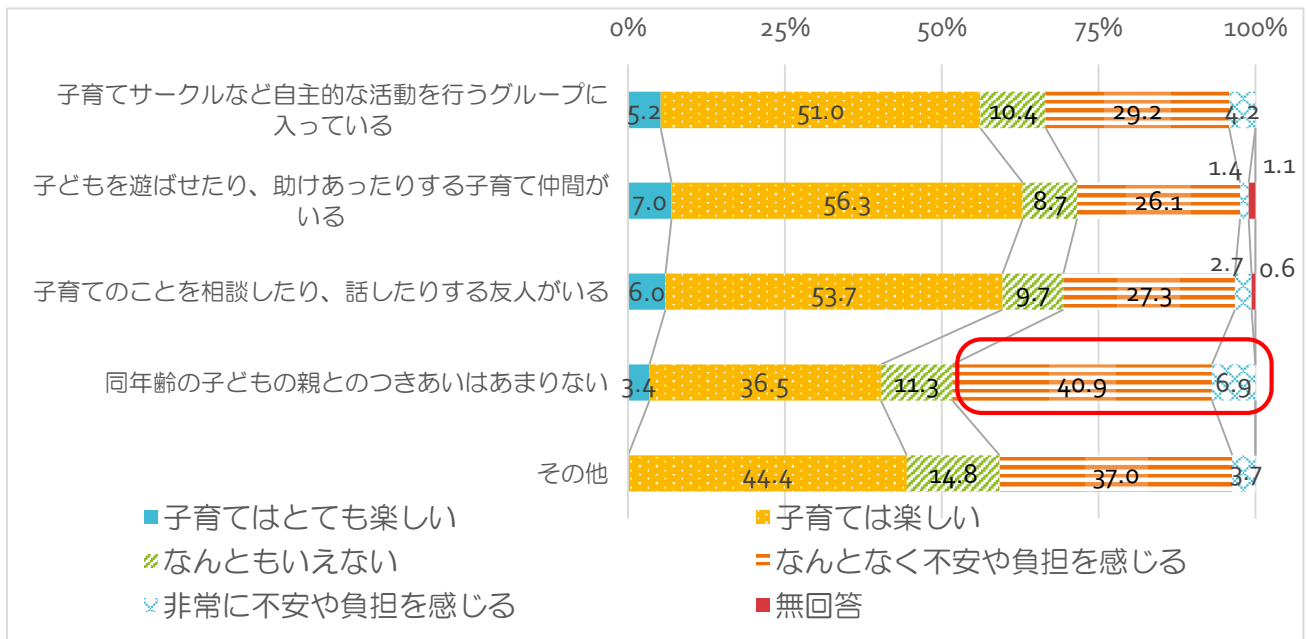
① 子育てに関する不安や負担

子育てに関して、不安や負担はなく、子育てを楽しんでいる割合が、就学前と小学生の両方で半数を超えており、前回調査を上回る結果となっています。しかし、約30%の人が不安や負担を感じると答えており、子育てサークルに入っている保護者や子育て仲間がいる保護者に比べ、同年齢の子どもの親とのつきあいがあまりない人に不安や負担を感じる割合が高い傾向があるため、保護者同士の関わりがあまりない人へ向けた不安解消の支援強化が必要だといえます。

■子育てに関する不安や負担



■就学前の保護者同士のつきあいとの関係



② 子育てに関して、日頃悩んでいること

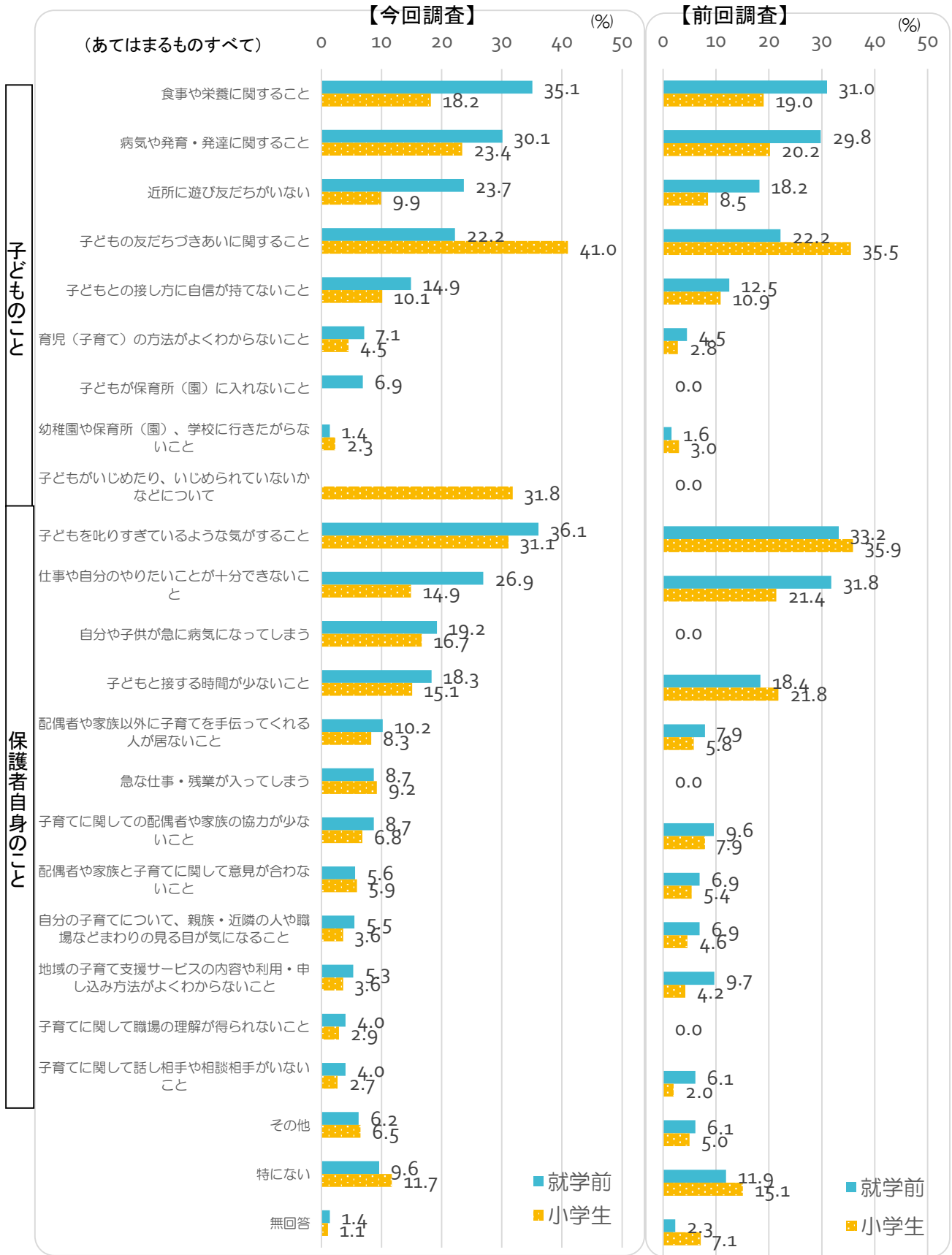
子どものことについて日頃悩んでいることでは、就学前の保護者では「食事や栄養に関すること」と「病気や発育・発達に関すること」が30%を超えており、発育・発達面の不安解消のための支援が求められていることが分かります。

また、「近所に子どもの遊び友だちがいない」が、前回調査より5.5ポイント高くなっていることから、親子で交流できる場の充実が必要だといえます。

小学生の保護者では、前回調査と同様に「子どもの友だちづきあいに関すること」がトップで41.0%となっており、前回調査に比べて5.5ポイント高くなっています。また、今回の調査で新しく設定した選択肢の「子どもがいじめたり、いじめられていないかなどについて」が31.8%で2番目にあげられ、子ども同士の関係に不安をもつ保護者が増えています。

保護者自身のことについては、前回調査でもトップとなっていた「子どもを叱りすぎているような気がする」ということが就学前、小学生共にトップで、就学前が36.1%、小学生が31.1%となっています。次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「自分や子どもが急に病気になってしまう」「子どもと接する時間が少ないこと」などと続き、共働き世帯が増加した影響だと考えられます。このような多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士で共有・共感できる場などの充実が必要です。

■子育てに関して、日頃悩んでいること

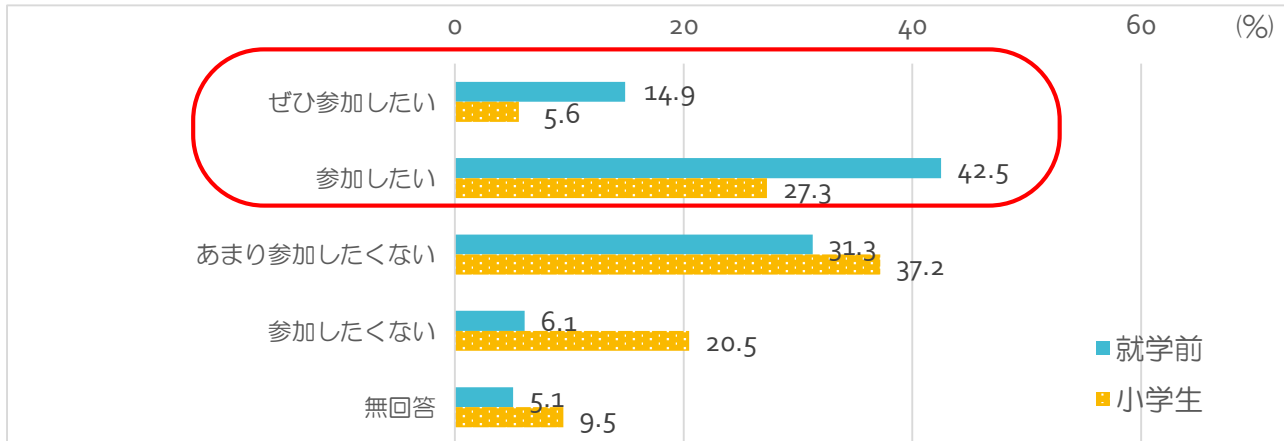


③ 子育ての仲間づくり

本市は子育てサークルが多く、様々な活動をしていますが、子育てサークルに「ぜひ参加したい」および「参加したい」を合わせた【参加希望】は、就学前が57.4%、小学生が32.9%となっています。

それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

■子育て仲間づくりへの参加希望



(3) 地域での子育て支援

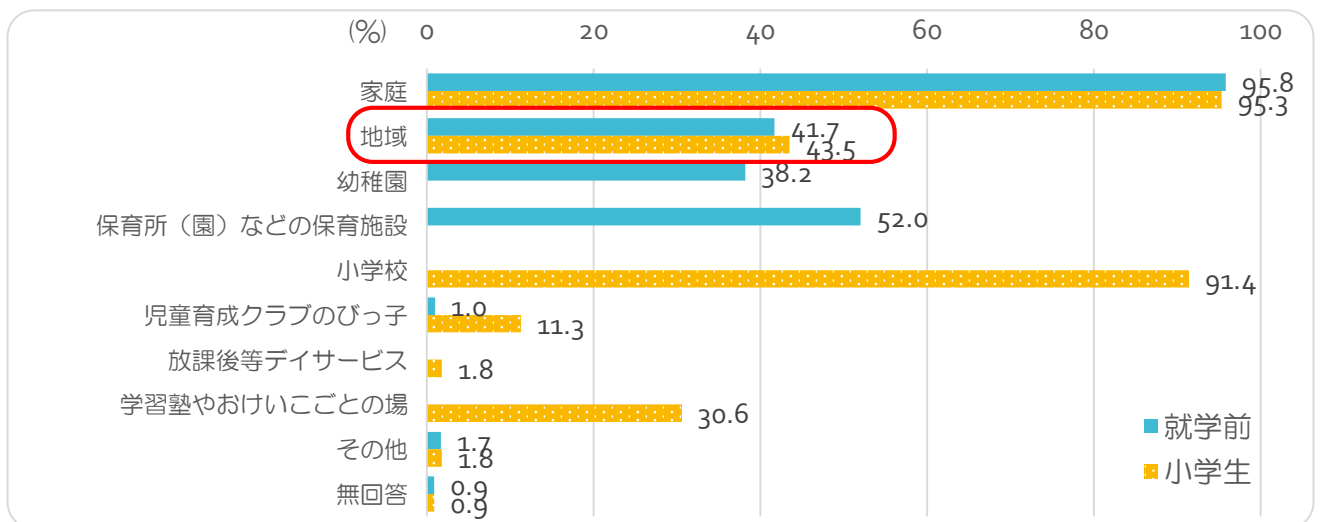
【ポイント】

- ◆子育てに大きく影響すると思われる環境の中で、「地域」を挙げる人は就学前も小学生もおおよそ40%となっています。また、子どもの育成のために地域で必要とされる人については、子どもの安全確保に取り組める人、ほめたり叱ったりできる人、自然体験、社会体験機会などを提供できる人などが求められています。
- ◆子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティアの参加希望率は、就学前の子どもの保護者で40%を超え、小学生の保護者でもおおよそ40%となっています。このような意欲を、身近な地域で活かせる場や機会の提供を地域と共に考え、進めていくことが必要です。
- ◆充実してほしい事業では、就学前も小学生も「子どもの遊び場」や「公園や歩道の整備」が高く、1・2位を占めます。安全でのびのびと遊べる空間、ボール遊びができる空間など、年齢に応じた多様な遊びの空間や交流の機会の提供が求められています。

① 子育てに大きく影響すると思われる環境

子育てに大きく影響すると思われる環境は、就学前も小学生も「家庭」がそれぞれ95.8%、95.3%と高く、次いで、就学前は「保育所（園）などの保育施設」が、小学生は「小学校」が2番目にあげられます。その他では、就学前も小学生も「地域」があげられ、就学前が41.7%、小学生が43.5%となっており、今後も、地域と一体となって子どもの育ちや子育て家庭を見守り、支援する取組を進めていく必要があります。

■子育てに大きく影響すると思われる環境

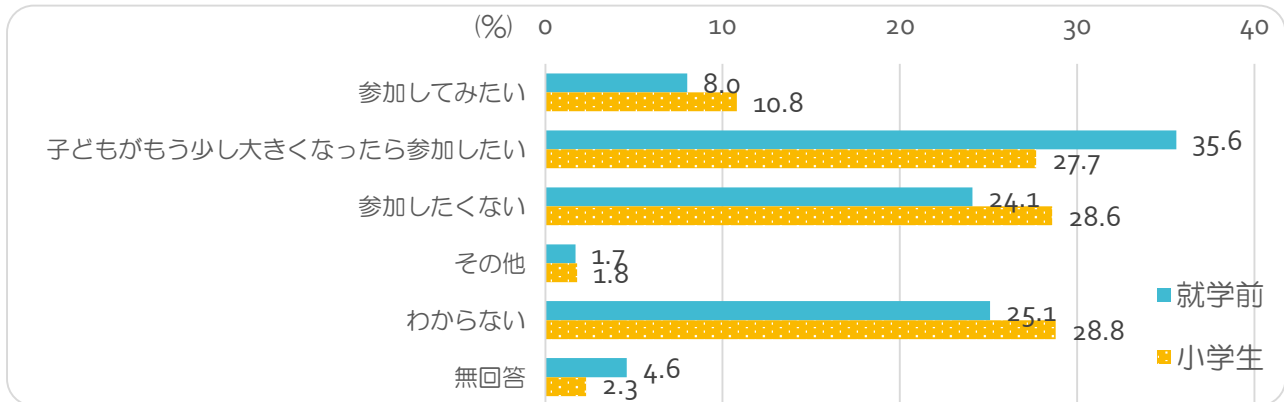


② 子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティアの参加希望

子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティアの参加について、「参加してみたい」および「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」は、合わせて就学前が43.6%、小学生が38.5%となっています。

このような意欲を活かせる場や機会の提供を進めることが必要です。

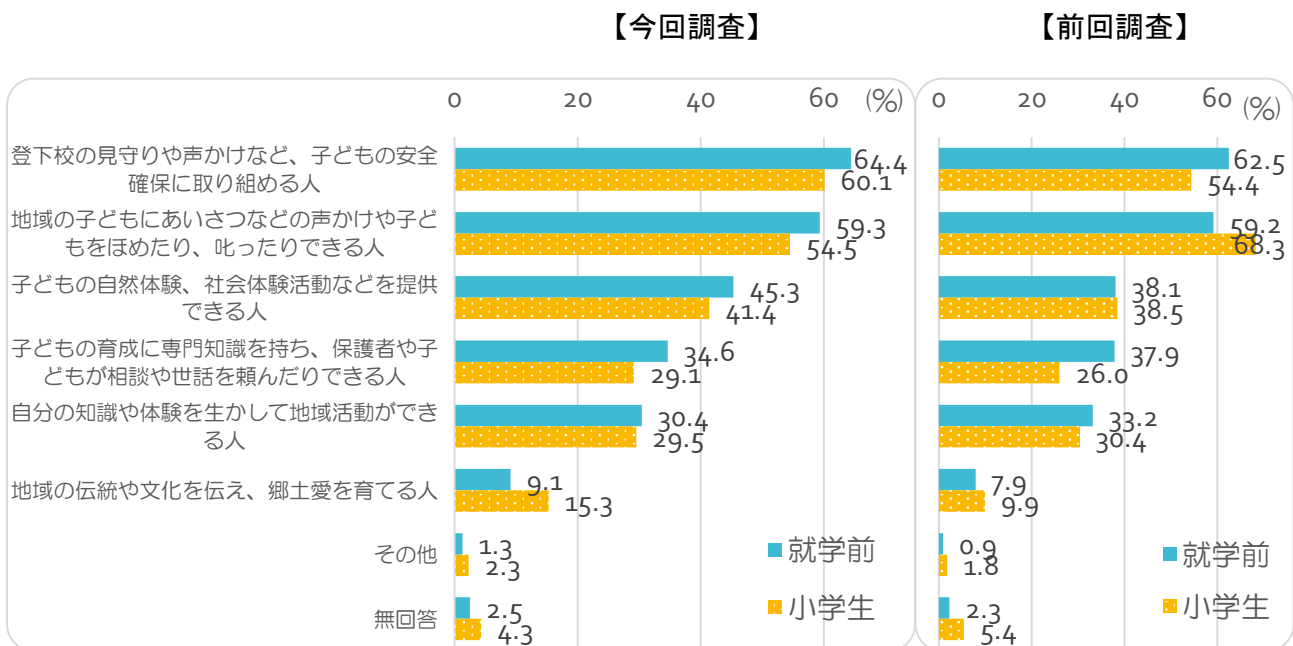
■子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティアの参加希望



③ 子どもの育成のため、地域で必要な人

子どもの育成のため、地域で必要な人については、前回調査と同様に「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」がトップで、小学生では5.7ポイント高くなっています。また、就学前および小学生ともに「子どもの自然体験、社会体験活動などを提供できる人」が高くなり、小学生では「地域の伝統や文化を伝え、郷土愛を育てる人」も高くなっています。

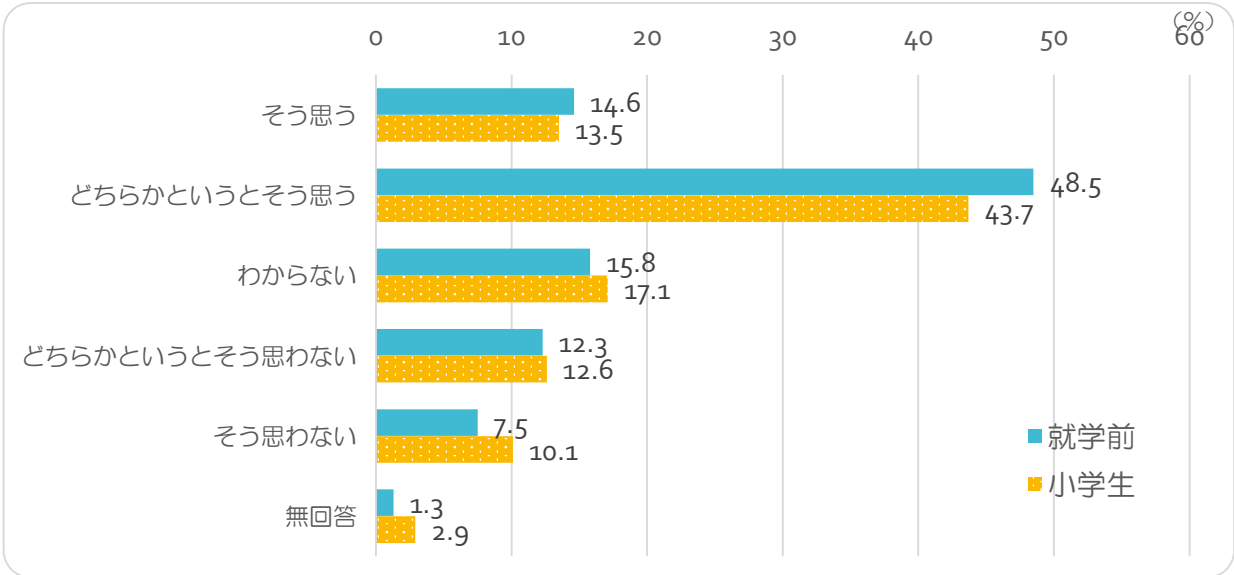
■子どもの育成のため、地域で必要な人



④ 草津市は子育てしやすい所か

草津市は子育てしやすい所かどうかについて、「そう思う」および「どちらかというと思う」を合わせた【子育てしやすい】は、就学前が63.7%、小学生が57.2%となっています。

■草津市は子育てしやすい所か

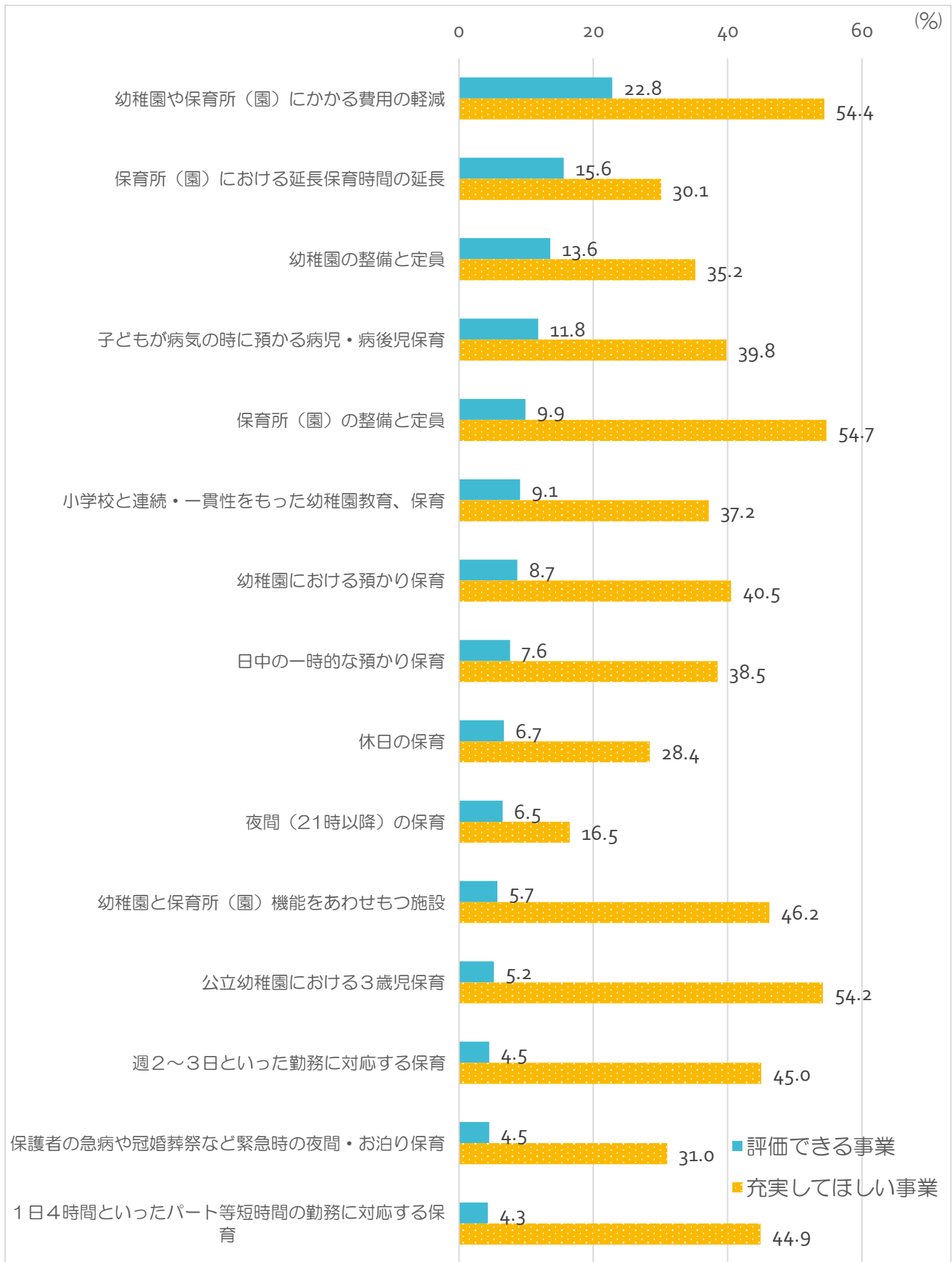


⑤ 草津市の子育てに関する取組で評価できる事業、充実してほしい事業

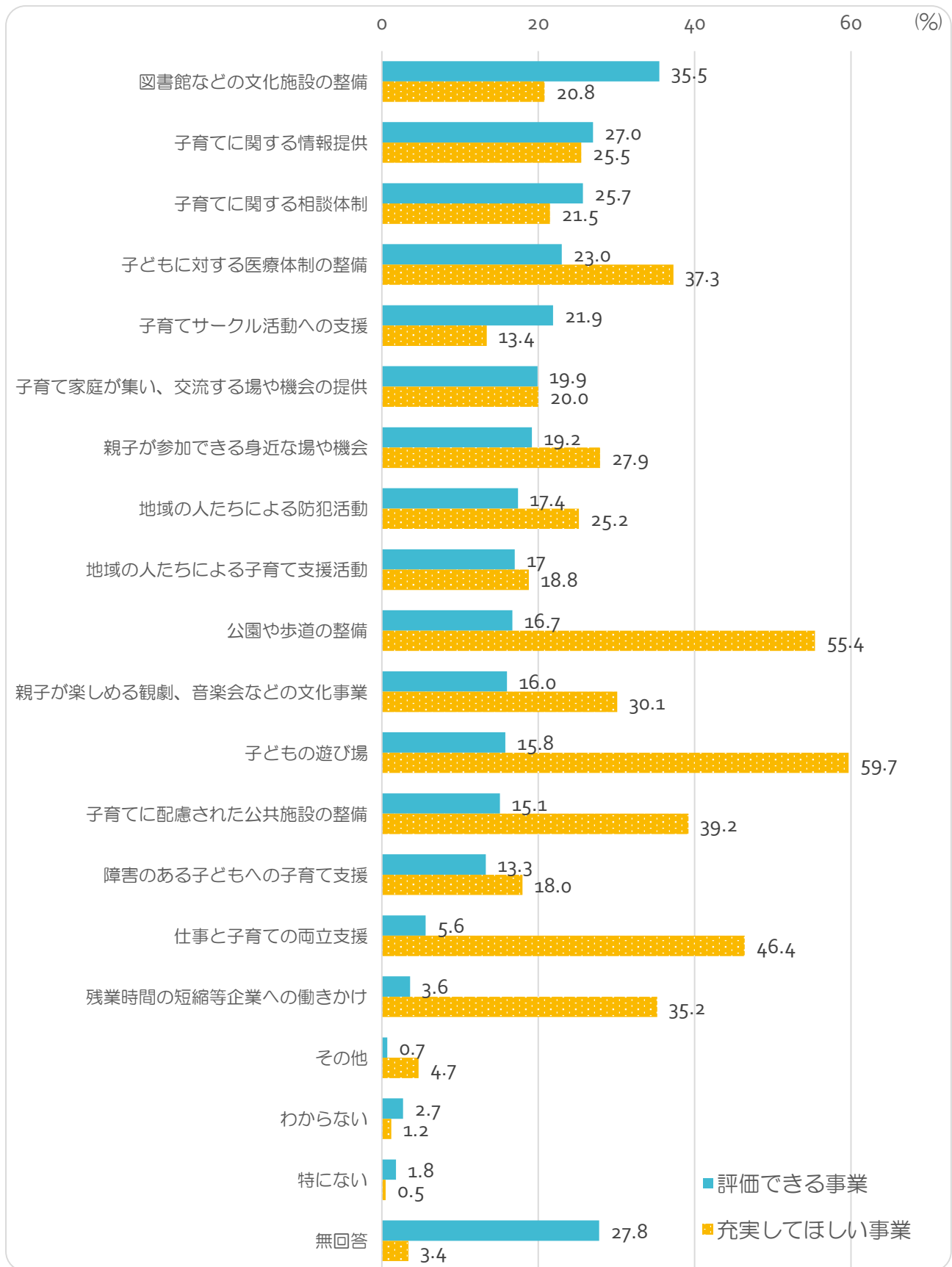
就学前児童保護者が評価できる事業としては、「幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減」が22.8%でトップ、次いで「保育所（園）における延長保育時間の延長」「幼稚園の整備と定員」「子どもが病気の時に預かる病児・病後児保育」と続き、10%以上となっています。

一方、充実してほしい事業は、「保育所（園）の整備と定員」が54.7%でトップ、次いで「幼稚園や保育所（園）にかかる費用の軽減」「公立幼稚園における3歳児保育」がそれぞれ50%を超えています。また、「幼稚園と保育所（園）機能をあわせもつ施設」が46.2%、「週2～3日といった勤務に対応する保育」が45.0%、「幼稚園における預かり保育」が40.5%などとなっています。

■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（教育・保育関係）

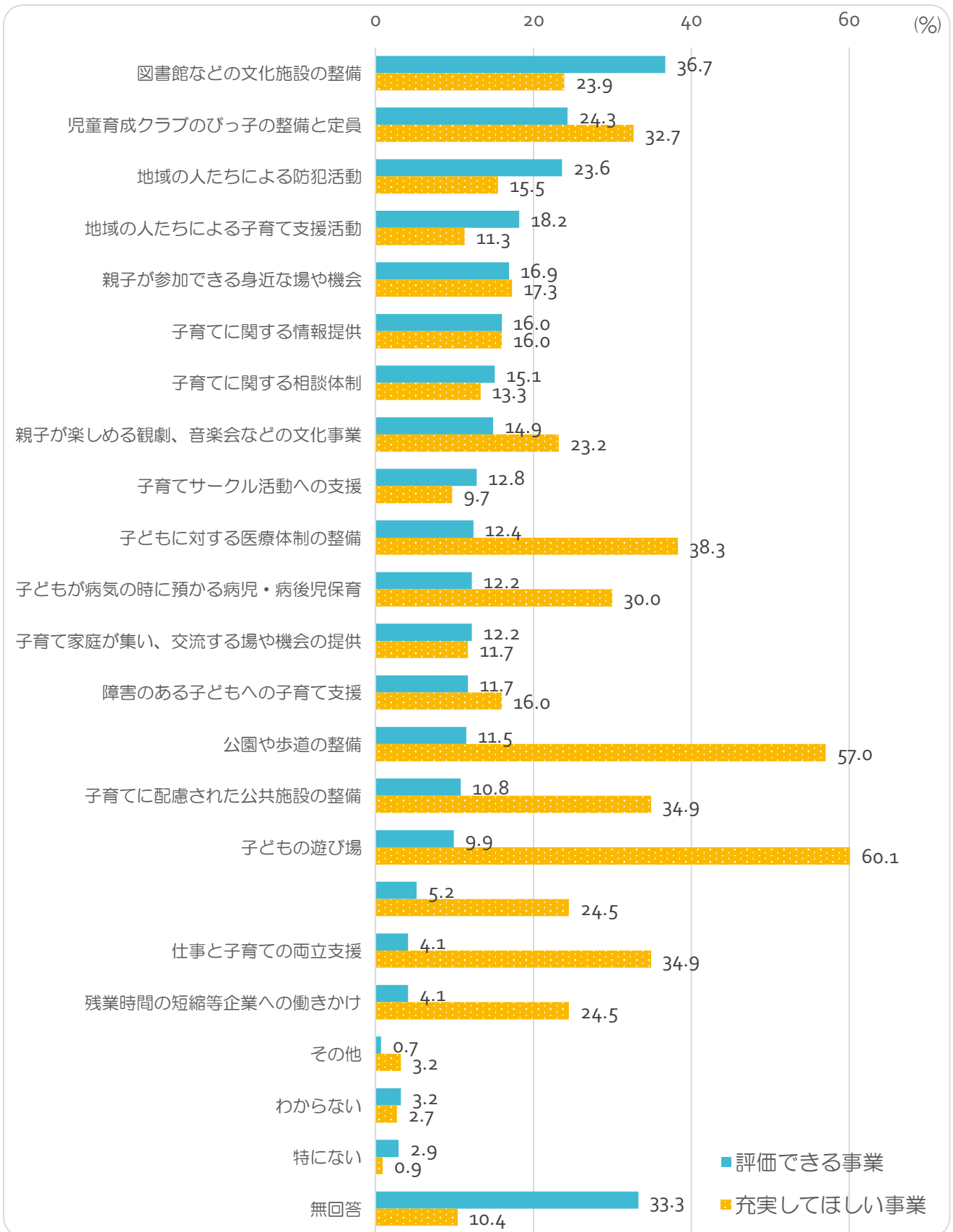


■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



※無回答：それぞれの問いについて、無回答の人の割合

■小学生児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



※無回答：それぞれの問いについて、無回答の人の割合

6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題

(1) 評価方法

事業ごとに設定した平成26年度の目標値に対する平成25年度までの進捗率を基に、基本目標・特定事業・リーディングプロジェクトがどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

(2) 基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 地域への愛着を育てる環境づくり	C	B(概ね(9割)達成できた)
2. 多様な体験機会の充実	B	
3. 就学前教育の充実	B	
4. 学校教育の充実	B	
5. 援助を要する子どもへの支援	B	
6. 児童虐待の防止	B	
7. 青少年健全育成	B	

【評価】

各施策において、概ね9割達成できていますが、『地域への愛着を育てる環境づくり』において「地域協働合校」と「学習ボランティア登録の推進」で達成率が低いため、C評価となっています。『地域への愛着を育てる環境づくり』は、草津市の特性を活かしながら、社会全体で子育てを支える視点から重要なものであり、まちづくり協議会などの団体と連携を図りながら、各地域の実情に合った事業展開を図る必要があります。また、『地域への愛着を育てる環境づくり』や『多様な体験機会の充実』で行っている体験、参加型の事業については、多くの市民、子どもが参加できるよう内容などの工夫が必要です。

そして、質の高い就学前教育や保育の実施に向けて、引き続き研修の充実や幼稚園および保育所と小学校の連携強化、教育・保育環境の充実に努める必要があります。

『援助を要する子どもへの支援』については、引き続き障害あるいは発達障害を抱える児童や保護者への支援や、各施設における受入れ拡充などを図るとともに、市民や保護者などの理解に向けた啓発が重要です。

また、『児童虐待の防止』に向けて、通報・相談体制の充実や関係機関によるネットワーク整備を図ると共に、虐待の予防、早期発見に向けた取組が引き続き求められます。

基本目標2 すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 妊娠・出産への支援	A	B(概ね(9割)達成できた)
2. 子どもと家族の健康な生活への支援	C	
3. 健康な心身を育てる食育の推進	A	
4. 小児医療の充実	—	

【評価】

『妊娠・出産への支援』と『健康な心身を育てる食育の推進』は100%の達成状況となっていますが、子どもの健やかな育ちを支援するため、更なる充実が求められています。

『子どもと家族の健康な生活への支援』は「予防接種の充実」や「思春期保健対策の充実」といった事業の達成率が低いことにより、約8割の達成状況となっています。

基本目標3 わかちあい 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実 ※すべて特定13事業化リーディングプロジェクト	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 親育ちを支援するサービスの充実 ※特定13事業あるいはリーディングプロジェクトが多い	B	
3. 地域における子育て支援ネットワークづくり	C	
4. 子育てに関する情報提供の充実	B	
5. ひとり親家庭等への支援	B	
6. 子どもの人権を守る意識づくり	B	
7. 男女がともに担う子育ての推進	C	
8. 子育てをする人の職場環境の充実	B	
9. 子育ての経済的負担の軽減	B	

【評価】

『仕事や子育ての両立を支援するサービスの充実』は、通常保育や多様な保育サービスを中心として、施策全体でB評価となっており、概ね9割の達成率です。しかし、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、その必要性は益々高まっており、保育所や児童育成クラブでの待機児童を一刻も早く解消し、希望する多様な保育サービスが受けられる環境整備を図る必要があります。

子育て支援に関する、『親育ちを支援するサービスの充実』と『子育てに関する情報提供の充実』はB評価となっていますが、「子育てサークルバックアップ事業」の助成団体数が目標に達していないため、『地域における子育て支援ネットワークづくり』はC評価となっています。子育て支援については、親の子育て力をサポートし、社会全体で子ども・子育てを支える観点を踏まえ、求められる保護者ニーズをニーズ調査などにより踏まえた上で、必要な事業を展開していくことが求められます。

『ひとり親家庭等への支援』について、相談・給付事業のうち達成度の低い事業を中心に広報周知を行い、生活・経済的支援や自立支援の充実に引き続き取り組むことが必要です。

その他、概ねの施策はB評価となっていますが、『男女がともに担う子育ての推進』がC評価となっています。

市民向けの講座など達成率が低い事業については、市民ニーズと事業内容が一致するよう、内容などについて再検証をしていくことが必要です。

基本目標 4 あんぜん 安全で安心して子育てできるまちづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子どもと家族が安心して外出できるまちづくり	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 良質な住環境づくり	B	
3. 子どもの安全確保	B	

【評価】

すべての施策について、B評価となっており、概ねの達成が図られています。しかし、子どもが遊べる公園の整備や通学路などの安全確保は、子どもが健やかに成長できる社会の実現に必要なものであり、今後も充実が必要です。

7 課題と方向性

「本市の現状」、「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」および「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画：平成22年度～26年度）」の評価から見た課題は次のとおりで、課題を大きく5つに分類し、計画の目標とします。

課題1》子どもたちを取り巻く環境面の課題

- 核家族化や女性の社会進出、また就労形態の変化による保育ニーズの増加などに対応する施設定員の確保
- 3歳未満就園児への幼児教育の提供
- 保育所の待機児童、幼稚園の定員割れによる就学前施設の適正配置
- 就学前の教育、保育の質の確保、充実
- 保護者の就労に捉われない、就学前の教育と保育の提供
- 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校の密接な連携体制の確保
- 地域や学校における多様な体験機会への参加促進（まちづくり協議会などとの連携、参加者を増やす工夫）



子どもたちが、たくましく育つことのできる環境づくり

《課題2》子どもの権利と安全を守るための課題

- 虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、育児相談などの相談体制の充実
- 障害のある子どもへの支援体制の確保
- 障害や児童虐待等、支援が必要な子どもの早期発見・早期対応
- 子育ての経済的負担の軽減



子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

《課題3》心身ともに健やかな育ちを支援するための課題

- 妊娠、出産、子育ての経済負担の軽減
- 子育ての孤立化、子育て不安の解消
- 食育の推進（朝食欠食・偏食への対応、共食の推進など）
- 不登校・いじめ問題の複雑化



心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

《課題4》子育て支援に関する課題

- 親の子育て力へのサポート
- 子育ての孤立化解消と仲間づくりへの参加促進
- 地域とのつながりの希薄化（社会全体で子育てを支える視点）
- 分かりやすい子育て情報の提供
- ひとり親家庭の増加に対する子育て支援、孤立化への対応
- 公園、子どもの遊び場、歩道の整備



子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

《課題5》子育てと仕事の両立などの課題

- ニーズに応じた多様な保育サービスの拡充（延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ）
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 同居家族などの子育てへの協力
- 家庭での男性の育児参加



子育てと仕事が両立できる環境づくり

第4章 子ども・子育て支援事業計画が目指すもの

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子ども、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていききたいと考えます。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばななどの特色ある産物、企業の集積、市民発信の活動など、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出などの人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、今後、少子高齢化が進んでいくと考えています。

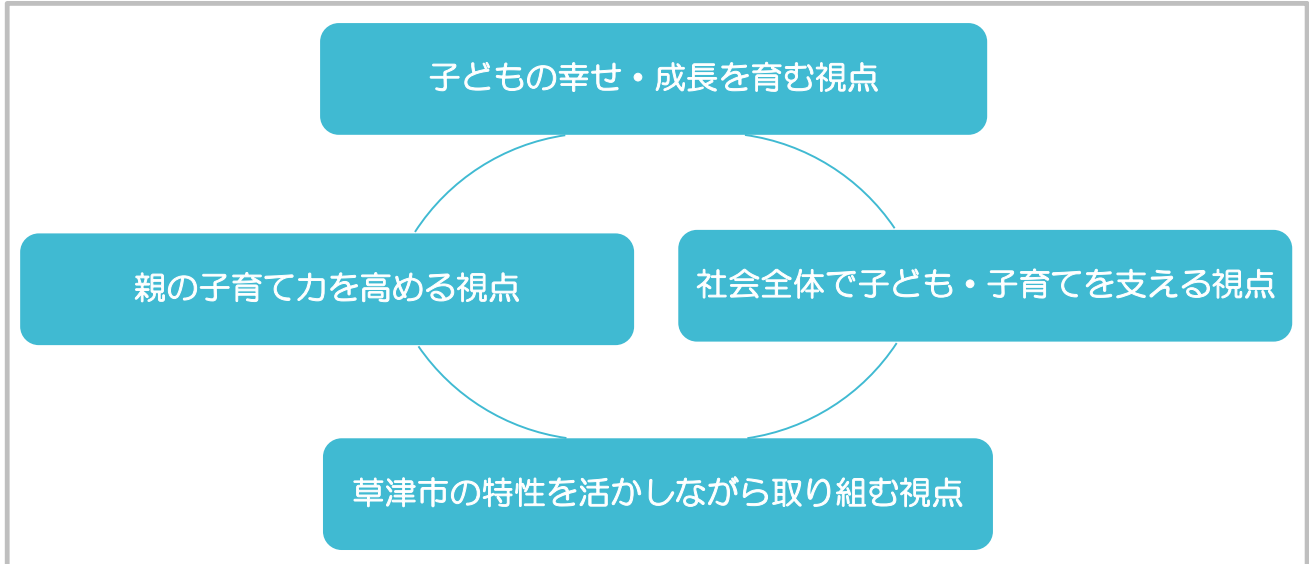
子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるものであり、そうした取組を通じ、子どもを産み育てるといふ人々の思いがかなえられるよう、子どもたちの思いに触れ、関わりあって、大人たちも、子どもたちの育ちとともに歩んでいきたい、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していききたいと考えています。

家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校、企業、市など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、取組を進めます。

**子どもの人権が尊重され、子どもと大人が
ともに育ちあい、笑顔輝くまち草津**

2 計画推進にあたっての視点

本市では、前項に掲げる基本理念のもと、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組みます。



<p>子どもの幸せ・成長を育む視点</p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、子どもの最善の利益が実現され、一人ひとりの健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子どもの視点に立った子ども・子育て支援策を展開する必要があります。</p>
<p>親の子育て力を高める視点</p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもときちんと向き合いながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちをもてるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。</p>
<p>社会全体で子ども・子育てを支える視点</p>	<p>子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、市民や地域、企業、関係団体、市などの多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動など、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。</p>
<p>草津市の特性を活かしながら取り組む視点</p>	<p>人口やまち全体の動向を踏まえながら、本市の豊かな自然環境と歴史・文化、総合大学の立地、産業集積の状況といったまちの特性を活かした取組を進めると共に、子どもたちが生まれ育った地域へ愛着をいだき、未来を創る草津の子どもとして羽ばたけるよう、子ども・子育て支援事業を展開することが求められます。</p>

3 目標

基本理念に基づき、子ども・子育て支援事業計画を推進するため、次の5項目を目標として設定します。

目標1

子どもたちがたくましく
育つことのできる環境づくり

- ・ 質の高い教育・保育の充実に向け、就学前の教育と保育の一体的な提供を進めます。
- ・ 地域と共に実施する「地域協働合校」など様々な体験機会を通して、歴史や文化、科学、環境について学ぶ環境をつくります。

目標2

子どもの権利と安全を
守る仕組みづくり

- ・ 子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取組を推進します。
- ・ 障害のある子どもや援助を要する子どもと家庭への支援を充実します。

目標3

心身ともに健やかな育ちを
支援する仕組みづくり

- ・ 子育てする家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの精神的、経済的な支援を行います。
- ・ 子どもが心身ともに健全に成長できるよう関係機関の連携と取組を推進します。

目標4

子育ての喜びや悩みを
分かち合える環境づくり

- ・ 不安を抱え孤立する子育てを防ぐため、親子が集い、地域で悩みを相談できる場所の充実を図ります。
- ・ 草津川跡地整備など草津市の自然や資源を活用した子育てしやすいまちづくりを進めます。

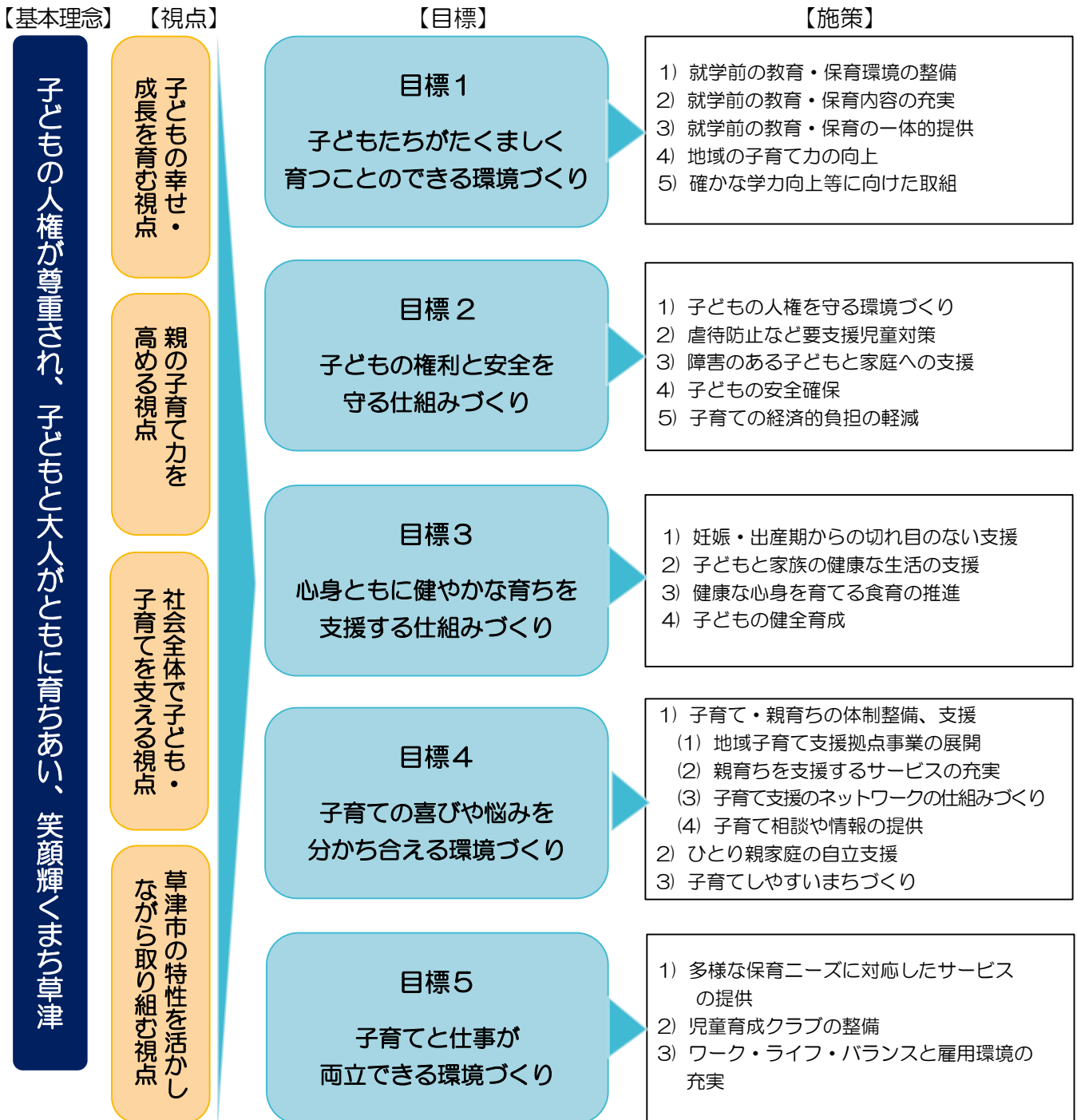
目標5

子育てと仕事が
両立できる環境づくり

- ・ 仕事と子育ての両立をサポートするため、様々なニーズに合わせた保育サービスを充実させます。
- ・ 子育て家庭への職場の理解を深めるため、企業への働きかけや情報提供を推進します。

4 子ども・子育て支援施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の実現に向けて、子ども・子育て関連施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



第5章 子ども・子育て支援施策の展開

「草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題」を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画で取り組む施策の【現状】、【施策の方向】および【主な事業】を記載しております。

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

施策1 就学前の教育・保育環境の整備

【施策の方向】

就学前の子ども人口や教育・保育需要の推移、施設状況等を踏まえ、予想される保育ニーズに対応していくため、幼保一体化（認定こども園）の取組と並行し、幼稚園や保育所等における必要な施設整備を推進します。

なお、保育所整備に加え、特に待機児童の多い低年齢児を対象とした小規模保育事業を推進するなど、効果的かつ機動的な、待機児童解消に向けての取組を行うと共に、保育需要推計に基づき、随時、見直しを行い、必要な対応を図ります。

【現状】

子育て世帯の転入などによる就学前の子ども人口の増加、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、保育所全体の在籍割合は100%を超えており、待機児童が発生している状況です。この待機児童のうち、特に0歳～2歳の低年齢児が大半を占めており、潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれています。

公立幼稚園は全園において耐震基準を満たしているものの、大規模な修繕・更新を必要とする建築後30年を越えるものが半数を占めていることから、具体的な長寿命化の方策や建物更新について検討が必要です。また、幼稚園全体の在籍状況では、公立私立の多くの園で定員を下回る状況が続いており、各園の地域的な状況による在籍割合の格差が生じています。

また、3歳児の4人に1人が未就園であり、3歳児への幼児教育体制の確保が課題となっています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
私立保育所の整備	私立保育所の新設、増改築・分園等による定員増を推進し、待機児童の解消と、さらなる子育て支援の充実を図ります。また、平成28年4月の開園に向けて、130人程度の私立保育所新設を推進します。	幼児課
小規模保育施設の展開	増加する低年齢児の保育需要に対応するため、質が確保された小規模保育施設の整備を図ります。	幼児課

新規

	平成27年4月に6施設運営開始し、順次推進します。	
幼稚園の改修整備	老朽化の進む公立幼稚園について、幼保一体化の推進と整合を図りながら、必要な改修を行います。	幼児課
幼稚園教諭・保育士等の確保	県や関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に向けた研修の実施など、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。	幼児課
新規 地域型保育事業への連携等の支援	質の高い地域型保育事業の展開に向けて、巡回支援を行うと共に、3歳卒園時点での受け皿として連携施設の確保を促進します。	幼児課

施策2 就学前の教育・保育内容の充実

【施策の方向】

子どもの豊かな育ちと学びを保障するために、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもの育成に向けて、職員研修の実施など、幼稚園および保育所における就学前の教育・保育内容のさらなる充実を図ります。

また、地域での子どもの交流活動や教職員の合同研修など、今後、中学校区での連携事業を核として、保幼小での緊密なつながりを構築し、それぞれの教育内容の理解と交流を推進します。

【現状】

就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所や小学校等の子どもたちとの交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力など相互理解を深めています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
認定こども園、幼稚園および保育所を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
就学前教育と小学校教育の連携の推進	認定こども園、幼稚園および保育所や小学校が公開保育や公開授業、連絡会や研修会などを通して交流し合い、お互いの保育・教育内容を理解することにより、就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続を推進します。	幼児課
幼稚園ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実、地域の特色を活かした園経営の創意工夫など、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向けて取り組みます。	幼児課
保育体験・異年齢交流の推進	幼稚園および保育所において、学区の中学校や小学校からの保育体験や職場体験の受入、5年生と5歳児の「5・5交流」といった事業を実施することで、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
新規 就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理と保育研究分野から幼稚園教諭・保育士等への支援を強化し、心理的負担の軽減と、教育・保育力の向上を図ります。	幼児課

施策3 就学前の教育・保育の一体的提供

【施策の方向】

幼稚園の定員割れ・保育所の待機児童発生など、在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供など、本市の抱える課題を解決し、質の高い就学前の教育と保育を一体的に提供することを目的に、幼保一体化を推進します。

幼保一体化の実施に際しては、「草津市幼保一体化推進計画」（別途策定）に基づき、手法や時期、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえながら、幼保一体化のリーディングとして、公立においてモデル園を選定し、市民や保護者への広報周知を行い、幼稚園および保育所から、認定こども園への移行を推進します。

また、培われてきた就学前の教育と保育の成果を相互に活かす取組として、公立幼稚園および保育所において、実践交流研修や人事交流の実施と併せ、「草津市乳幼児教育・保育指針」に基づく就学前教育・保育に関する共通カリキュラムを作成し、認定こども園、幼稚園および保育所での教育・保育内容の共通化を推進します。

【現状】

本市の就学前施設においては、幼稚園および保育所間での在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供、就労の有無に関わらない受入れの確保などの課題があり、保護者の選択肢の拡大の面からも、幼保一体化施設の必要性が高まっており、子ども・子育て支援新制度においても、推進方策の一つとして位置付けられています。

本市においては、草津市幼保一体化検討委員会により、幼保一体化について検討を行ってきており、その提言内容を踏まえ、本市の現状と課題を解決する形で、幼保一体化の推進方策について、検討を進めています。

現在、公立幼稚園および保育所において実践交流研修や職員の人事交流を行っており、平成25年度に乳幼児教育・保育指針を策定し、培われてきた就学前の教育と保育の成果を相互に活かす取り組みを進めています。

【主な事業】

新規

事業名	事業内容（概要）	担当課
公立認定こども園の移行推進	公立においてモデル園を開園し、段階的に幼保一体化の推進を図ります。	幼児課
保育実践交流研修の実施	公立幼稚園および保育所での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを活かした教育・保育内容の充実を図ります。	幼児課
就学前教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）	就学前におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い保育・教育を確立するため、公立の認定こども園、幼稚園および保育所における共通の力	幼児課

	リキュラムを作成し、就学前の教育・保育を進めます。	
新規 私立認定こども園への移行促進	私立施設（幼稚園および保育所・認可外保育施設）について、各事業者の意向や幼保一体化モデル園の検証を踏まえながら、認定こども園への移行を促進します。	幼児課

※幼保一体化の具体的な推進方策については、「草津市幼保一体化推進計画」にて定めています。

施策4 地域の子育て力の向上

【施策の方向】

家庭・地域・学校などの協働により、地域や社会全体で子育てを支える観点から、「地域協働合校」を中心にまちづくり協議会などの団体と連携を図りながら、地域の歴史、自然、行事や人のつながりなど、子ども達の住む地域の特性を活かし、体験機会や子育て支援、子どもたちが安全に、安心して過ごせる場などの充実に努め、地域での子どもの育ちを推進します。そして、生まれ育った地域に愛着をもつと共に、これからのグローバル化する社会で活躍する子どもの育成を支援します。

事業の実施に際しては、子どもや子育て世帯、地域住民の参加促進に向け、積極的な啓発活動や事業の充実に努めると共に、参加しやすいテーマの検討や親子で参加できる事業の展開を検討し、子どもたちが様々なことに自ら興味をもって学びきっかけづくりを推進します。

また、読書を通じて親子の絆を深めたり、読書に親しむ生活習慣を形成するため、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけづくりに取り組んでいきます。

【現状】

地域の歴史、環境、スポーツなど、様々な体験から子どもたちが学べるよう、事業展開を図っています。

特に「地域協働合校」は、まちづくり協議会を中心とした地域と、学校、家庭が目標や課題を共有しながら、子どもと大人の協働や、地域コミュニティの育成などを目指して、体験授業、各種イベントなどを実施する事業であり、地域とのつながりをつくり、地域で子どもを育てる大きな柱となっています。

また、子どもたちの学ぶ意欲を高める場である図書館は市内に2施設、幼稚園や保育所などを巡回する移動図書館車が1台あります。図書館では未就学児や小学生を対象とした絵本・紙芝居の読み聞かせ、人形劇、講演会などのイベント開催に力を入れ、子育て世帯から好評を得ています。

しかし、事業によっては内容の固定化や子どもの参加者が少ないといった課題があり、より多くの市民、子どもが参加できるよう、内容の工夫など検討が必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティ	生涯学習課

	の育成を目指し、体験授業、各種イベントなどを実施します。	
学習ボランティア登録の推進	各種学習活動などにより得られた知識や経験を活かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
親子遺跡発掘体験	遺跡発掘調査や出土品整理作業を体験し、地域の歴史への理解を深める機会づくりを図ります。	文化財保護課
歴史資産を活かした体験機会の充実	草津の歴史を紹介するテーマ展などにあわせた体験イベント（むかし たいけん）や、史跡草津宿本陣でのクイズラリー、夏休みの自由研究の相談（夏休みふるさと学習相談会）などを実施し、草津の歴史や文化に触れる機会を積極的に設けていきます。	草津宿街道交流館
こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進していきます。	環境課
スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催などスポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課
総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベントなどの開催に対して支援します。	スポーツ保健課
わんぱくプラザの推進	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動などを行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課
図書館における子どもの読書活動の推進	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるよう、「おはなしのじかん」や「おはなしかい」などの行事や、小学校への巡回図書事業「ブックん」など子どもと本をつなぐ事業に取り組んでいきます。	図書館

施策5 確かな学力向上等に向けた取組

【施策の方向】

学校における幅広い学びの充実を通して、すべての児童生徒が主体的に生き、確かな学力を身に付けられるよう、「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」を推進します。

公立小学校では、子どもの思考・判断・表現する力の向上を図ります。また各学校が独自に教育目標を掲げ、特別支援教育、小中連携、ICT（情報通信技術）機器の活用など、学校教育の質の向上に向けた取組を行うと共に、施設・設備の充実や多様な体験機会の提供などを図ります。

【現状】

確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、タブレット端末などを活用するICT（情報通信技術）教育など学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。基礎学力と、様々なことに興味・関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
国語・算数（数学）・英語を中心とした基礎学力向上事業	「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」の具体的取組の一つとして、児童が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう小学校4年～中学校3年まで漢字検定や文章検定、中学校1年～3年まで英語検定を実施します。	学校教育課
学校すこやかサポート支援員配置事業	各小中学校に学校すこやかサポート支援員を配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。	学校教育課
タブレット活用推進リーダー研修会での情報交換	「タブレット活用推進リーダー研修会」を開催し、市内全小学校と市立小中学校特別支援学級に導入されたタブレットPCを活用して、学習意欲の向上、思考力・コミュニケーション力の育成を図るための研修や情報交換を行います。	学校教育課
「情報活用能力」育成のための教育推進	市内全小中学校において、電子黒板ならびにタブレットPC等の授業における有効な活用方法等について、	学校教育課

	校内研修会を実施します。	
理科教育推進事業の充実	理科学習にかかる学習環境の充実・授業の質や指導力の向上など、各小中学校における理科教育の充実を図ります。	学校教育課
“子どもの思考力育成事業（レッツ エンジョイ シンキング）	市内小学校5年生を対象に学校での学習と連携した家庭学習用プリントを作成し、年間15回実施。提出されたプリントは教員OB等が添削指導を行い、解答に必要な考え方の道筋等を丁寧に指導することで、取り組み意欲の喚起および思考力の向上を図ります。	学校教育課
「スペシャル授業in草津」の推進	各小中学校において、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招聘して特別授業を行い、児童生徒の夢や希望を育み、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校教育課
スクールISOクサツ事業の推進	学校の実態に即しつつ、児童・生徒の自主性を活かした取組を通して、環境保全に関する意識の向上と、学校ぐるみ地域ぐるみの環境教育・環境学習の展開を図ります。	学校教育課
子ども読書活動推進計画	子どもたちが読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を目指すため、家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、計画を策定し推進します。	生涯学習課
学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。	教育総務課

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

施策1 子どもの人権を守る環境づくり

【施策の方向】

次代を担う子どもの健やかな成長を確保していくために、「草津市人権擁護に関する基本方針」に基づき、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校、市などが社会全体として力を合わせ、児童虐待やいじめなどへの対応を含め、すべての子どもの人権を守る取組を進めます。また、子ども自身がいのちや人権の大切さを認識できるよう、人権保育・教育などを推進します。

また、人権に関する研修会やフォーラム、各種媒体を通じた啓発などの取組や学校などにおける人権教育を推進すると共に、子どもの人権110番などの広報周知による相談しやすい体制の整備と関係機関の連携強化による被害を受けた子どもの救済に向けた取組を進めていきます。

【現状】

虐待やいじめ、体罰などの子どもが被害者となる事件は毎年増加しており、人権侵害の予防と救済のための取組の強化が課題となっています。

本市では、市民意識の醸成を図るため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、様々な機会を通して啓発活動を行っています。また、人権教育の啓発、推進に向け、市職員や学校教職員を対象とした研修等の実施により、リーダーの育成を図り、子どもを含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

平成25年度に本市で実施した市民意識調査では、43.7%の方が「子どもに関する人権の問題」に関心をもっており、約73%の方が「精神的苦痛や育児放棄などの虐待に関して人権尊重の観点から見て問題があると思う」との内容となっており、児童の人権を守る意識の向上について一定の成果が得られたと考えられますが、引き続き、取組が必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
人権教育や道徳教育の推進	草津市人権学習実践資料「確かな学びを～部落問題学習草津市モデルプラン～」の一部改訂版および草津市人権学習実践資料「豊かな学びを」、同「あたたかな学びを」を発行し、市内全教職員が部落問題学習についての理解を深め、実践を積み上げていきます。	学校教育課
人権保育・教育の推進	各認定こども園、幼稚園および保育所においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりが尊重されるよう教育・保育を推進します。また、保護者への研修会を開催し、啓発に努めると共に、職員研修	幼児課

	を実施しスキルアップを目指します。	
男女共同参画意識の浸透	市内の小中学校19校において「男女共同参画副読本」を活用した授業を実施します。	企画調整課
なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	産業労政課
子どもの人権110番・子どもの人権SOSミニレターの周知	学校でのいじめや児童虐待など、子どもの人権問題を専門に扱い、子どもからのSOSや地域からの情報をいち早くキャッチし、解決に導く専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課

施策2 虐待防止など要支援児童対策

【施策の方向】

児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図り、地域、各関係機関と連携することで、虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう各種支援事業を実施します。また、複雑化、多様化するケースに適切かつ迅速に対応するため、家庭児童相談室職員の専門性の向上を図ります。

児童虐待は、様々な要因が絡みあっていることが多く、単独機関だけで対応できないことから、各関係機関が危機意識をもって情報を共有し、それぞれが果たす役割を認識し、早期に適切な支援を行うために、調整機関である家庭児童相談室の充実と、「草津市要保護児童対策地域協議会」の連携強化を図っていきます。

【現状】

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

本市では、「すこやか訪問」などの家庭訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、子どもと接点をもつことができる幼稚園および保育所、学校などが気になるケースについて、関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防、早期発見に努め、子どもの健全な養育のできる家庭を目指し対応しています。

しかしながら、虐待等の相談件数は毎年増加しており、複雑化、長期化するケースが増えてきていることから、家庭児童相談室の相談体制をさらに強化し、関係機関との連携を密に行い、地域全体で虐待の防止に向けた取組、支援体制の強化を図る必要があります。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会により、関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を行います。	子ども家庭課
児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施します。	子ども家庭課
養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパー派遣を実施します。	子ども家庭課

<p>家庭児童相談室の充実</p>	<p>育児やしつけ、児童虐待など子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭児童相談室を充実します。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。</p>	<p>健康増進課</p>

施策3 障害のある子どもと家庭への支援

【施策の方向】

障害のある子どもに対し、障害の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、必要かつ合理的な配慮を行います。発達支援センターでは、発達障害についての認識・理解を促すとともに、障害のある子どもの通所支援および相談支援・地域支援を一体的に行う施設として、関係機関との連携を一層推進しながら、乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。

放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の実施により、障害のある子どもに対する活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。さらに、認定こども園、幼稚園および保育所、児童育成クラブ等での障害児に対する保育、教育等の充実を目指します。また、早期療育を目指した児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を推進します。

【現状】

障害のある子どもについては、認識と理解の広がりや乳幼児健診の充実などにより早期発見機会の増加とともに、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

さらに草津市立発達支援センターは、平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして、障害のある子どもへの支援体制を充実・強化し、「湖の子園」療育事業や幼稚園および保育所への巡回相談、新たに5歳児相談を実施する等、相談・支援事業の拡充を図るとともに、各関係機関との連携も取りながら、早期発見・早期支援に取り組んでいます。

また、学校などの活動に加えて日中一時支援事業や放課後等デイサービス事業を実施していますが、利用者のニーズに沿った運用が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
相談・支援事業	発達相談、巡回相談、保育所等訪問支援、5歳相談などの事業を行っています。	発達支援センター
	各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	関係各課
湖の子園の充実	発達支援が必要な乳幼児とその保護者に対して、早期から専門的な療育を行います。	発達支援センター
放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対し、放課後などにおいて、生活能力向上のための訓練などを提供することにより、学校教育とあいまって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター

日中一時支援事業	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。	障害福祉課
ホームヘルプなど日常生活への支援	障害児に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を行うとともに、家族などの介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする者に対して、手当を支給します。	障害福祉課
認定こども園、幼稚園および保育所などでの障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所などにおいて、障害児保育（特別支援教育）の実施を行います。	幼児課
幼稚園教諭・保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼稚園教諭・保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修を実施します。	幼児課
児童育成クラブでの障害児利用	児童育成クラブでの障害児対応を行います。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用助成	障害児が利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。	子育て支援センター
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に中程度以上の障害を有する児童について、家庭で監護、養育している父母などに特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	子ども家庭課
心身障害児の医療費助成	心身障害児の医療費の全部または一部を助成します。	保険年金課

施策4 子どもの安全確保

【施策の方向】

子どもを事故や犯罪から守るため、安全で安心なまちづくりを進め、交通安全・防犯対策に努めます。

子どもの安全確保に向けて、ボランティアなどの地域の協力を得ながら、学校、地域、保護者、企業などの連携による児童の見守り体制を充実します。

また、子どもたち自身が安全への意識をもてる交通安全教育の推進や、認定こども園、幼稚園および保育所や学校における訓練、危機管理体制の一層の充実を図っていきます。

【現状】

全国各地で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶ちません。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。

本市では、ホームページ・防犯情報メールで注意を呼びかけることに加え、登下校（園）および在校中・保育時間中の安全確保のため、保護者や地域ボランティア（スクールガードなど）によるパトロールや「子ども110番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。しかし、パトロールを行うスクールガードなどは、登録者が伸び悩んでいる現状もあります。

また、各幼稚園および保育所や小学校では災害の発生に対し、対応マニュアルの作成や避難訓練の実施により万一の事態に備えています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保護者や地域との連携による児童の見守り体制の充実	各小学校にスクールガードとして登録した地域住民が、子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティアを支援します。	スポーツ保健課
通学路点検の充実	警察やおうみ通学路交通アドバイザーなどの関係機関とともに、通学路合同点検を実施し、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スポーツ保健課
交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全教室を開催します。	交通政策課
防犯灯の整備など犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めています。	危機管理課
認定こども園、幼稚園および保育所や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教委の指導を得つつ、また、関係消防署の協力もいただきながら、火災・地震・災害などの防災、不審者対応、救命救急などの各種マニュアルの策定と日頃からの訓練を実施します。	スポーツ保健課 学校教育課 幼児課

施策5 子ども・子育ての経済的負担の軽減

【施策の方向】

子育て家庭について、精神的・身体的な負担に加え、子育てに係る費用の負担が大きいため、子どもを産み、育てやすい社会の実現に向けて、国の制度を踏まえながら、「児童手当」の支給や、「乳幼児医療費」、「小中学生入院医療費」などの各種給付・助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

【現状】

中学校卒業までの児童を養育している方を対象に「児童手当」を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園就園児童の保護者に対し、「保育料補助金事業」を実施し、補助金を交付しています。また、「就学援助費給付事業」では、市立小中学校に通う児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給しています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童がいる家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課
認定こども園、幼稚園および保育所等の保育料軽減	保護者の負担する保育料については、家計に与える影響を考慮し、所得に応じ国基準より軽減します。	幼児課
新規 実費徴収に係る補足給付事業	特定教育・保育施設などにおける保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	幼児課
乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
小中学生入院医療費	小中学生の入院に係る医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進める。	学校教育課

目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

施策1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

【施策の方向】

妊婦だけでなく配偶者やその家族が妊娠期から出産までの間、妊婦の健康管理に気遣うことができるよう、情報提供および啓発などを積極的に行います。

また、気軽に地域での交流機会が育めるよう、子育て支援センターなどを活用したイベントの開催について創意工夫を行います。

母子（親子）健康手帳交付時やすこやか訪問などの機会を通じて、個別相談や子育て支援に関する情報提供を行うと共に、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行う相談体制の充実を図ります。

【現状】

妊娠・出産期の支援として、母子（親子）健康手帳交付時やすこやか訪問などにより、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図っています。また、受動喫煙の影響について妊婦はもとより、配偶者や家族に対しても、妊娠期から出産における正確な情報提供と啓発を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	健康増進課
すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言などを行います。	健康増進課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課

施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

【施策の方向】

妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくりや子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成などへの取組により、健やかな生活習慣を幼児期から身に付け、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また市内の小児科などとの連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病などによる24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組みとともに、医療機関情報や子どもの急病への応急措置などの情報提供の充実を図ります。

さらに、健康に関する情報提供と気軽に相談できるような体制の充実を進め、子どもを中心とした取組を通して、保護者など周りの大人への健康意識の高揚と健康づくりを図ります。

【現状】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、安定的な小児救急医療体制の運営を図るため、休日夜間における小児救急電話相談（#8000）や草津・栗東・守山・野洲の4市で運営する休日の急病に対応する休日急病診療所、小児救急診療の輪番制による診療を行っています。そして、幼少期からかかりつけ医をもつなど健康管理体制の強化を促進しています。

また、健診や各種予防接種の実施、2回の「すこやか訪問」による発育状況の確認、育児相談、子育てに関する情報提供を実施しています。妊婦や子どもへの飲酒・喫煙の影響や歯の健康の大切さについて、母子（親子）手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレットなどを配布するほか、乳幼児健診の待ち時間に閲覧できるよう、パネル展示するなど、情報提供のあり方について工夫を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月健診を実施します。	健康増進課
離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流をもち、育児不安を解消することを目的に実施します。	健康増進課
家庭訪問などにおける相談の実施	乳幼児などがいる家庭を訪問し、養育などの指導・助言を行います。	健康増進課
市内小児科医療の情報提供	インターネットサイト「救急医療ネットしが」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課
予防接種の充実	各種感染性疾病の感染予防、発症予防、重症化予	健康増進課

	防、まん延予防するため、定期接種ワクチンの実施および接種勧奨を行います。	
子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示やチラシなどの配布による情報提供を行います。	健康増進課
たばこ対策事業	母子手帳交付時からすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者などに対し、チラシやDVDを活用し禁煙啓発を実施します。	健康増進課
認定こども園、幼稚園および保育所や学校での健診の充実	認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課 幼児課
就学時健康診断の実施	次年度に入学される新1年生を対象に、心身の状態を把握するとともに、健康について保護者や本人の認識と関心を高めるため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課

施策3 健康な心身を育てる食育の推進

【施策の方向】

食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を進めるため、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施すると共に、認定こども園、幼稚園および保育所や学校において、発育・発達段階に応じた、食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう取り組みます。

また、地域での健康づくり活動を推進する健康推進員と連携を図り離乳食教室などの食育への取組を進めます。

【現状】

食育については、乳幼児健診などで啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、栄養士による栄養相談、健康推進員による離乳食教室、幼稚園および保育所や学校での食育推進活動を行っています。しかし、朝食の欠食や孤食、野菜摂取量の不足などの食生活の乱れがあり、どのような場面でも食育に対して、高い意識をもつことができる仕組みづくりが重要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
食育推進計画の推進	市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした第2次草津市食育推進計画を推進します。	健康増進課
栄養相談の実施	市民を対象に、栄養や食生活に関する相談を実施します。	健康増進課
認定こども園、幼稚園および保育所での食育の推進	子どもの健康を支える「食」は重要であり、人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、子どもたちの食への関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等を実施して、教職員のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課

施策4 子どもの健全育成

【施策の方向】

子どもの健全育成に向けて、いじめや不登校、引きこもりや非行等に対応するために、やまびこ教育相談室や適応指導教室、少年センター、学校等、関係機関が連携を図りながら、個別支援や相談等の取組を通して、困難を有する子どもやその家族を支援すると共に、それぞれの取組の活用拡大に向けて、広報周知を推進します。

また、子ども自身が地域の中で、自立し、いのちや人権の大切さを認識しながら、健やかに成長できるように、学校や地域、関係団体などの取組を推進すると共に、子どもを取り巻く有害な情報・環境への対策を図ります。

【現状】

小学生の子どもをもつ保護者の約32%が、いじめに関する不安を抱いているというニーズ調査結果からも分かるように、いじめの問題は子育てに関する大きな課題であり、本市でも保護者からの来室や電話相談が増えています。

また、友人関係でのつまづきや学習の遅れから不登校に陥る傾向が年々高まっていることに合わせて、子どもを学校へ送りだす家庭の力が弱くなっているなど、復帰までに時間がかかるケースも増えており、早い段階からの対応が重要です。

さらに、子どもの健全育成に関しては、青少年問題協議会において施策の実施に必要な重要事項の審議とともに、関係機関との連携を図り推進しています。

また、地域活動団体としては、青少年育成市民会議が組織され、地域活動に携わる各種団体が参画し、学区民会議活動や健全な環境づくりなどの活動が積極的に推進されています。青少年の非行は全国的な傾向と同様に、本市でも低年齢化しており、万引きや自転車の窃盗などのいわゆる初発型非行が全体の6割から7割を占めています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
適応指導教室の充実	一日の生活リズムを整えたり、小集団での活動体験を通して協調性や集団の中で過ごせる力を付けたりし、学校復帰につなげるための支援を行います。	学校教育課
やまびこ教育相談室の充実	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行います。また、教職員に対し、子どもや保護者対応の仕方について支援します。	学校教育課
不登校児童生徒支援の推進	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター	学校教育課

	を学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。	
スクールカウンセラー相談事業の充実	いじめをはじめとする様々な問題行動や不登校児童生徒への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決を図ります。	学校教育課
非行少年等立ち直り支援事業少年センター「あすくる草津」の充実	非行などの問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	生涯学習課
出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性の啓発	出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課
喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課

目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

施策1 子育て・親育ちの体制整備、支援

(1) 地域子育て支援拠点事業の展開

【施策の方向】

子育てに関する相談や情報発信の拠点施設である子育て支援センター機能の充実を図ると共に、気軽に親子が集え、子育ての不安を解消するための相談等の場として、「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を展開し、孤立化の解消と親子の交流の促進を図ります。

また、市民センターを活用し、市内で活動する子育てサークルなど市民活動団体への支援として、活動場所の調整やリーダー育成研修などを実施していきます。

【現状】

市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人が居らず、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。子育ての孤立化を防ぎ、気軽に親子が集える場として、本市では現在、さわやか保健センターでの子育て支援センターとあわせ、2か所の地域子育て支援センターと4か所のつどいの広場を展開し、親同士の交流や相談機会の提供に努めています。

しかし、ニーズ調査では子育てについて不安を感じ、周りに相談できる人が居ないと答える人が全体の約30%、利用していないと答えた人が全体の83%に上ることから、気軽に集え、交流や子育ての不安、悩みを相談できる拠点として充実が必要です。また、特に幼稚園や保育所に通わない家庭の相談場所、日中の居場所の確保が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
新規 子育て支援施設の整備	平成30年開設予定の（仮称）市民総合交流センターへ新たな子育て支援施設の整備を推進します。	子育て支援センター
子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、相談・支援に関する幅広い情報の一元化と提供、支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域における子育ての促進などを実施します。	子育て支援センター
地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育園等の資源を活用します。施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。	子育て支援センター

つどいの広場事業の充実	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場を提供します。	子育て支援センター
児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営などの特色を活かし、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操の豊かな児童健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て支援センター

(2) 親育ちを支援するサービスの充実

【施策の方向】

子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、親育ち、親子の「共育ち」の支援を行います。

保護者のニーズを把握し、参加しやすい学習機会の工夫を図りながら、今後も様々な学習機会と情報提供に努めていきます。特に父親の子育てへの関わりは、子どもに喜びを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育て力を高めるため、男性を対象とした取組を推進します。また、孫育てなど、家族ぐるみでの子育て力の向上を図ります。

【現状】

核家族化が進み、親戚や地域の子どもと関わる機会があまりないため、自分の子どもができて初めて子どもの世話をするという人が近年増えています。子育てに大きく影響する家庭環境は非常に重要であり、家庭の教育力向上や不安解消のためにも、保護者同士の交流を通じて互いに学び、育てる環境の整備が求められています。

本市においては、子育ての心構えや手法などについて「妊婦・父親講座」を開催するとともに、「ブックスタート事業」や「子どもが輝くブックトーク・コンサート」など本を通してコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援するとともに、幼稚園および保育所や小学校で保護者向けの研修会を開催しています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供します。	健康増進課 子育て支援センター
子どもが輝くブックトーク・コンサートの開催	子どもたちの読書への関心や読書を通じた親子のコミュニケーションを図るきっかけとし、子どもの読書活動の推進および家庭教育の向上を図る。	生涯学習課
家庭教育サポート事業の推進	家庭で子どもたちが基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を身に付けることができるよう、参観日やPTA研究会などに保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図る。	生涯学習課
家庭教育に関する学習機会の提供	各認定こども園、幼稚園および保育所で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課

(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり

【施策の方向】

市内の子育てサークルやサロンなど市民の自主的な活動の支援とネットワークづくりを促進するため、サークル活動への補助金の交付や地域子育て支援センターでの活動支援に努めます。また、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」でのサークルの紹介やイベント情報などの情報の共有化を図ります。

【現状】

子育てサロンや子育てサークルなどにより、親子の交流やふれあいを中心とした地域での市民の自主的な活動が展開されていますが、活動内容の固定化や、運営に関わる人材の育成、確保などが困難な状況にあり、これらの問題を解決するための支援が求められています。

地域子育て支援センターでは、子育てサークルやサロンの活動を支援するため、出前講座やサークルリーダー研修会の開催を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育てサークル活動支援事業	地域ぐるみで子育てを支援する環境とネットワークづくりを促進するため、地域における子育て支援団体の育成と活動を支援します。	子育て支援センター

(4) 子育て相談や情報の提供

【施策の方向】

地域子育て支援センターにおける各種教室を積極的に開催し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。また、子育て支援センターや家庭児童相談室など相談窓口の周知啓発に努め、利用しやすい相談体制を構築します。

さらに、子育て応援サイトである「ぽかぽかタウン」の更なる活用を通し、総合的な情報提供を推進します。

【現状】

子育てに関する相談や学習機会の提供については、地域子育て支援センターやつどいの広場、すこやか訪問で実施していますが、就学前と小学生の保護者の両方で約3割の人が不安を感じると答えていることから、0歳から小学生までを対象に支援体制をさらに充実させる必要があります。子育て情報については、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」やホームページ、広報、パンフレットなどにより情報提供に努めています。

しかし、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての市の施策や地域での活動の情報が得にくいという声もあり、情報の一元化など、分かりやすい情報提供が望まれています。また、子育てサークルへの相談も増えており、サークル運営者側への支援も必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識など様々な子育て情報を提供します。	子育て支援センター
学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	認定こども園、幼稚園および保育所において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、職員と保護者が共に学ぶ機会をもつことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課
すこやか訪問とブックスタート事業	生後6か月前後の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行うとともに、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て支援センター
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	子どもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。	幼児課 子育て支援センター

新規

施策2 ひとり親家庭の自立支援

【施策の方向】

ひとり親家庭の相談件数の増加に伴う相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、就業を中心とする自立支援に向けた相談業務を推進します。

各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

【現状】

ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成や放課後児童育成クラブの保育料の減免など、各種助成事業を実施していますが、国が発表したひとり親家庭の貧困率は50%を超えており、今後さらなる支援が必要です。

様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいます。特に就業相談については、自立を促す上でも重要であることから、資格取得に向けての給付制度の活用や公共職業安定所などと連携を図りながら相談業務を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父（母）が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（父）、または父母に代わり児童を養育している養育者について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
ひとり親家庭相談業務の充実	ひとり親家庭の相談・支援の他、離婚前からの相談などに対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。	子ども家庭課
日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要なとき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課
ホームフレンド事業	ひとり親家庭の児童が気軽に相談できる大学生などを派遣し、学習指導などを行うことで、児童の自立心を養い、ひとり親家庭の福祉の増進と児童の健全な育成を図ります。	子ども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	労働経験のない人や雇用保険加入期間が1年未満の人が、就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金等事業	資格取得を目的とし、養成機関で2年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、修業期間のうち2年を限度として生活資金を援助します。	子ども家庭課
ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または	保険年金課

	一部を助成します。	
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て支援センター

施策3 子ども・子育てしやすいまちづくり

【施策の方向】

誰もが地域で安心して生活できるよう、子育て世帯、障害のある子どもなどに配慮した良好な都市環境の確保と調和のとれた土地利用を促し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

子育て世帯が多く利用する市内の施設に「赤ちゃんの駅」の設置を働きかけるとともに、子育て世帯等へのバリアフリーの視点に基づき、施設や公園、道路、公営住宅等の整備に努めると共に、公園や道路等の良好な維持管理を行います。

また、草津川跡地整備などの取組を通して、子どもと安心して遊び、自然とふれあいながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを推進します。

【現状】

京阪神のベッドタウンとして近年子育て世帯を中心に転入者が増加しており、マンション・戸建て住宅などの宅地開発が進められています。

歩道や公園を毎年度計画的に整備し、歩道を含めた道路の安全管理については、継続的に道路パトロールを実施しており、公園では遊具などの点検も定期的に行っています。また、子育て中の家族が外出時に利用できる、授乳スペースやおむつ替えベッドを備えた施設を「赤ちゃんの駅」として設置し、子育てガイドブックで紹介しています。公営住宅では、老朽化した団地の建て替え工事により、バリアフリー化を進めるなど多様なニーズに対応した住宅の整備を行っています。

しかし、ニーズ調査では「子どもの遊び場や公園・歩道、子育てに配慮された公共施設の整備」を求める意見が就学前、小学生の保護者ともに高く、より一層の事業推進が必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
赤ちゃんの駅	外出時に身近におむつ交換や授乳できる場所のある施設などを赤ちゃんの駅として登録いただき、育児栄養相談会などの開催支援として、市に登録のある保育士・栄養士を派遣します。	子育て支援センター
通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。	道路課
公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検などの維持管理を行います。	公園緑地課
子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備	草津川跡地整備や（仮称）野村スポーツゾーンの整備などを通じて、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備を行います。	草津川跡地整備課 公園緑地課
良好な環境の確保と調和のとれた宅地開発の誘導	都市計画法に基づく開発許可、建築許可および特定開発行為における審査の実施により良好な都市環境の確保と調和の取れた秩序ある街の形成に寄与して	開発調整課

	いきます。	
ライフスタイルに適した良好な住宅の供給	親子ファミリー、ひとり親家庭など、子どものいる世帯に適した間取りのある公営住宅を供給することにより、子育てがしやすい環境を推進します。	住宅課
住宅困窮者対策事業の充実	公営住宅を供給することにより、所得の少ない子育て家庭への住宅の支援を行い、子育てがしやすい環境を推進します。	住宅課

目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり

施策1 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

【施策の方向】

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。特に長時間にわたり就労している保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育の充実や、保育ニーズの多様化に対応し、病児・病後児保育、一時預かり、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）など、多様な保育サービスの供給体制の充実を図ります。

また、子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

【現状】

仕事と子育てを両立するにあたって、就労時に子どもを安心して預けられることは最も重要な条件であり、その受け皿となる保育サービスは必要不可欠なものです。

これまで、延長保育の充実を図るほか、病児・病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど、各種サービスを展開してきましたが、年々利用者は増加傾向にあり、ニーズ調査でも多くの充実を求める声があることから、さらなるサービスの拡充が必要となっています。

ファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
認定こども園、保育所で実施する特別保育事業の充実	認定こども園、保育所において、延長保育・障害児保育・一時預かり保育・休日保育・特定保育などの特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	幼児課
就労支援型預かり保育事業の実施	公立幼稚園で教育時間終了後や長期休暇中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。	幼児課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。	子育て支援センター
病児・病後児保育事業の充実	病気および病気回復期で、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。	子育て支援センター
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	短期入所生活援助（ショートステイ）保護者の病気などの理由により、子どもを家庭で養育できないとき、	子ども家庭課

の充実	児童養護施設などで7日の範囲内で子どもを預かり養育します。 夜間擁護（トワイライトステイ）保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	
-----	---	--

施策2 児童育成クラブの整備

【施策の方向】

高学年を中心とするニーズの増加が今後予想されることから、児童育成クラブの定員増に向け、各地域のニーズを把握しながら、すべての子どもが安全に、安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

なお、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、利用希望者の増加が見込まれる地域に民設児童育成クラブの設置を推進します。

【現状】

就学児童をもつ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、各小学校区に1箇所ずつ、計13施設の児童育成クラブ（のびっ子）を開設しています。これまで新たな専用施設の整備などを進めてきましたが、子育て世帯の転入と共働き世帯の増加により、地域によっては高学年を中心に定員数を超えるニーズが発生しており、施設の増設が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童育成クラブの充実	（仮称）老上第二小学校区に新たに1箇所の公設児童育成クラブを設置するなど、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援センター
民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。	子育て支援センター

新規

施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

【施策の方向】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組の趣旨について、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの周知・徹底はもちろん、市民が理解を深められるよう、啓発を進めます。

さらに、育児休業や子の看護休暇制度の導入と、利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう企業などに啓発します。

また、多様な労働条件の整備や、子ども・子育てに関する地域貢献活動、仕事と家庭の両立支援の取組事例などを企業に対して紹介します。

男女がともに子育てに参加できる環境づくりを推進するため、男性を対象とした子育て講座の開催や、企業などとの連携、さらに次世代の親となる子どもたちへの学習機会の提供に取り組みます。そして、関係課および関係機関との連携を強化し、仕事と子育ての両立支援に係る諸制度に関する情報提供を行います。

【現状】

仕事と家庭生活、地域生活などのバランスのとれた生活は、男女ともに望む生き方を実現する上で不可欠です。

しかし、二一ズ調査の父親の1週間あたりの就労時間をみると、就学前の子どもをもつ父親のうち31.4%、小学生の子どもをもつ父親のうち26.6%が週60時間以上の労働をしており、父親の帰宅時間は、就学前・小学生ともに、およそ半数近くが9時以降となっています。

一方、企業などでは、所定外労働の削減のための措置や年次有給休暇の取得促進のための措置の実施、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備などを進めていますが、中小企業や小規模事業者などまでなかなか浸透していない実態があります。

働く保護者が、子どもとともに過ごす時間を十分にとれるよう、また、地域活動にも参加し、保護者も子もいきいきとした日常生活が送れるよう、仕事と家庭・地域生活の調和のとれた働き方ができる社会の実現を目指し、国や県、企業などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座の開催	子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座を開催します。	企画調整課
男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	企画調整課
育児休業や子どもの看護休暇など各種制度の導入推進啓発	産業労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	産業労政課

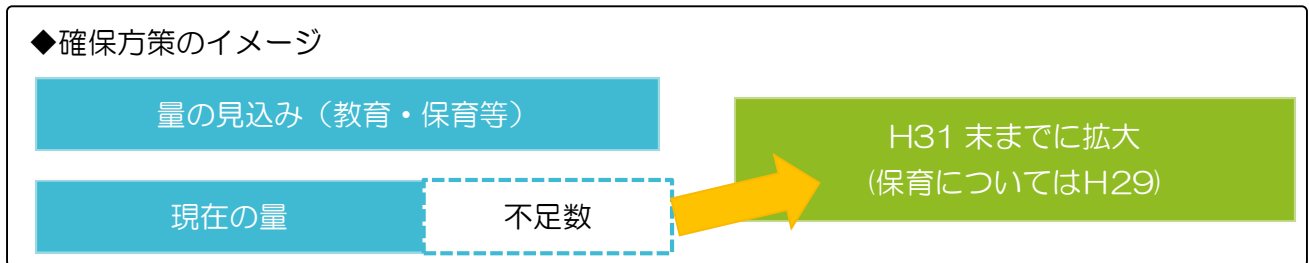
第6章 重点的な取組について（法定必須記載事項）

子ども・子育て支援事業計画の実施にあたり、次世代育成支援対策地域行動計画のリーディングプロジェクトの方向性を引き継ぎながら、子ども・子育て支援法に定める「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」について、重点的な取組事項と位置付け、今後5年間の具体的な推進方策を定め事業推進します。

1 基本事項

（1）需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」・「確保方策」を定め、不足数を計画期間内に確保します。（保育については平成29年度末まで）



（2）提供区域

本市においては、市域そのものがコンパクトであり、現在、幼稚園・保育所においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。

なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

（3）支給認定

新制度では、認定こども園、幼稚園および保育所、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
対象者	幼稚園などでの教育を希望される場合	就労など保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	就労など保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合
利用できる施設	認定こども園、幼稚園	認定こども園、保育所、（一部、幼稚園を利用できる場合もあります）	認定こども園、保育所、地域型保育

2 就学前の教育・保育と幼保一体化

（1）就学前の教育・保育（保育認定）

担当：幼児課

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育、保育を実施します。

（対象年齢：0～5歳児）

【現状】 <平成26年4月1日時点>

施設数：公立保育所6箇所（定員600人）、私立保育所15箇所（定員2,005人）

家庭的保育施設 6箇所（定員18人）

入所者数：2,761人

今後の具体的な取組

●小規模保育施設開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等

早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。（平成26年度に緊急対策事業実施）

●施設定員増

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化（認定こども園）と併せ、小規模保育所整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園預かり保育など、必要な定員増に取り組みます。

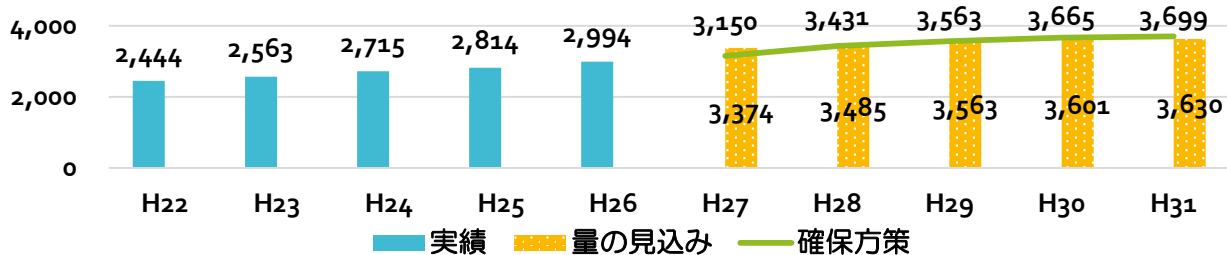
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：希望者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	申込数		2,444	2,563	2,715	2,814

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	3号保育認定 (0-2歳)	1,341	1,409	1,470	1,523	1,572
	2号保育認定 (3-5歳)	2,033	2,076	2,093	2,078	2,058
	申込数計	3,374	3,485	3,563	3,601	3,630

確保方策	3号保育認定 (0-2歳)	1,283	1,402	1,470	1,542	1,589
	2号保育認定 (3-5歳)	1,867	2,029	2,093	2,123	2,110
	確保数計(定員)	3,150	3,431	3,563	3,665	3,699



(2) 就学前の教育・保育（教育標準時間認定）

担当：幼児課

学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。

（対象年齢：3～5歳児）

【現状】＜平成26年4月1日時点＞

施設数：公立幼稚園 10箇所（定員1,040人）、私立幼稚園 4箇所（定員785人）

入園者数：1,522人

今後の具体的な取組

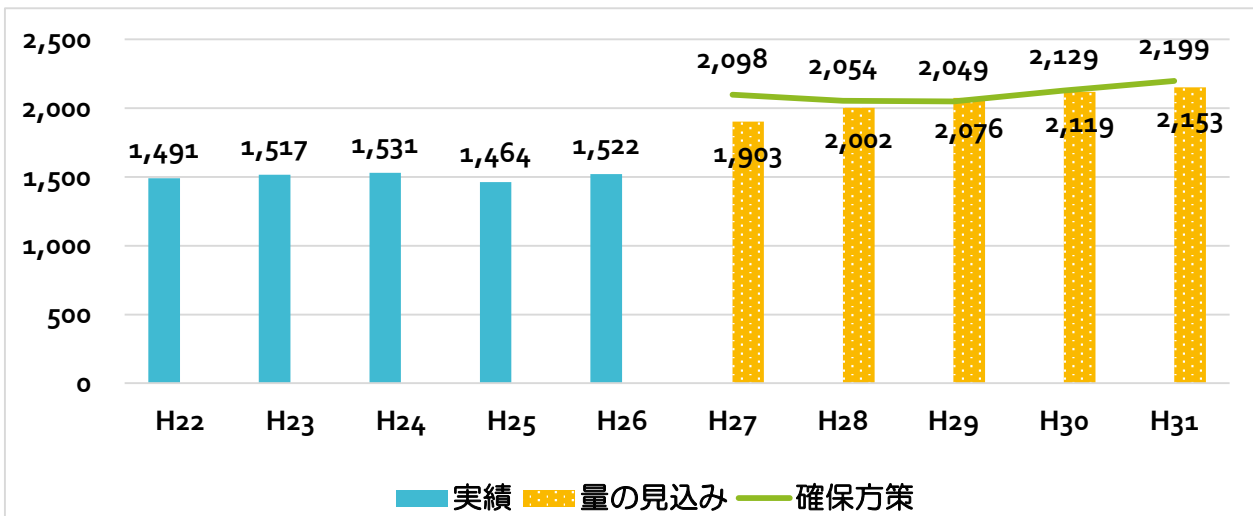
●3歳児への幼児教育の拡充

幼稚園における需要の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図ります。

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：希望者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	申込数		1,491	1,517	1,531	1,464
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	1号教育認定 (3歳)	389	447	503	564	617
	1号教育認定 (4,5歳)	1,273	1,301	1,309	1,284	1,261
	2号保育認定 (3歳)	58	66	74	83	91
	2号保育認定 (4,5歳)	183	188	190	188	184
	申込数計	1,903	2,002	2,076	2,119	2,153
確保方策	確保数（定員）	2,098	2,054	2,049	2,129	2,199



（3）就学前の教育と保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

～草津市幼保一体化推進計画より～

担当：子ども子育て推進室／幼児課

◎施策の目的

- ①子どもたちに、質の高い就学前の教育・保育を提供します。
- ②待機児童や就学前施設（幼稚園および保育所）の在籍状況のアンバランスを解消します。
- ③3歳児への幼児教育の実施を推進します。
- ④地域の子育て支援を充実します。

◎取組内容

①子どもを中心とした質の高い就学前の教育・保育の提供

- 草津市乳幼児教育・保育指針に基づく共通カリキュラムの試行、運用・実施
- 幼稚園教諭・保育士等の連携と資質向上、研修体制の充実、保育実践交流 など

②待機児童の解消と幼稚園および保育所の在籍状況のアンバランスの解消

- 需要量に対応した施設の再編
- 小規模保育・家庭的保育との連携 など

③3歳以上の未就園児に対する幼児教育の提供

- 3歳児幼児教育の実施、推進
- 必要な幼保一体化施設の整備、改修 など

④就労率の向上と多様な就労形態に対応した就学前施設の充実

- 幼稚園での預かり保育の実施
- 認定こども園化の推進 など

⑤特別支援教育の充実

- 職員の資質向上のための研修充実
- 必要な職員の適正配置 など

⑥子育て支援や家庭支援機能の充実

- 各種相談機能の充実
- 未就園児活動や園庭解放などの充実 など

⑦保幼小との連携・交流

- 保幼小等連絡会の実施（小学校教員との相互参観、交流など）
- 小学校児童と園児の交流 など

⑧ 幼保一体化ニーズと保護者の選択

- 認定こども園化の推進
- 公立幼稚園のあり方検討 など

⑨ 幼保一体化に伴う課題整理や広報周知

- モデル園での実施検証
- 地域や保護者への説明会の開催 など

⑩ 公私立の役割と民間の力の活用

- 公私立の連携強化
- 民間の積極的な活用 など

※幼保一体化の取組イメージ



【目標値（ベンチマーク）】

(1) 保育実践交流研修の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
受講者数	129人	60人	60人	→ 継続実施			

(2) 乳幼児教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
推進計画	乳幼児教育保育指針の策定	カリキュラム策定	試行	モデル園で実施	→ モデル園以外での実施検討		

(3) 幼保一体化モデル園（認定こども園）の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
認定こども園	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所開園	1箇所開園	1箇所開園	移行推進

3 地域子ども・子育て支援事業

法定事業名	本市の事業名
1. 子育て支援の総合的サポート	
①地域子育て支援拠点事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター
②利用者支援事業	
2. 子どもの居場所づくり	
③放課後児童健全育成事業	児童育成クラブ
④時間外保育事業	延長保育事業
⑤一時預かり事業	
⑥病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑦子育て短期支援事業	ショートステイ・トワイライトステイ
3. 地域における支援	
⑧子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
4. 支援を要する子どもと家庭への支援	
⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に関する事業	養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会
5. 妊婦・乳児家庭支援	
⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業
⑪乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業、養育支援訪問事業
6. その他の支援	
⑫多様な主体の参入促進事業	
⑬実費徴収に係る補足給付事業	

①地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター）

担当：子育て支援センター

◇つどいの広場 【現状】市内 3箇所

子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康などの育児について語り合い、相談や交流するための場を提供します。（対象年齢：3歳未満）

◇地域子育て支援センター 【現状】市内 2箇所

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。（対象年齢：就学前）

◇子育て支援センター【現状】市内 1箇所

子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を実施します。（対象年齢：就学前）

今後の具体的な取組

●既存施設の活用と新たな子育て支援施設の整備

平成27年1月開設予定の草津クリアホールにつどいの広場を設置し、平成30年度開設予定の（仮称）市民総合交流センターに新たな子育て支援施設の整備を検討します。

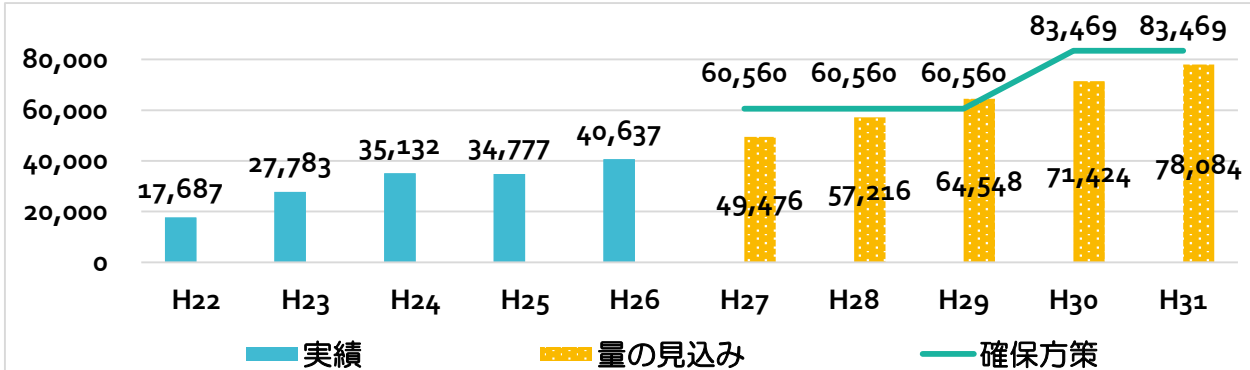
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人／年）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	つどいの広場	17,105	13,720	17,761	13,359	16,495
	地域子育て支援センター	582	538	2,368	2,368	2,669
	子育て支援センター		13,525	15,003	19,050	21,473
	合計	17,687	27,783	35,132	34,777	40,637

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	49,476	57,216	64,548	71,424	78,084

確保方策	延べ利用者数	60,560	60,560	60,560	83,469	83,469
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



②利用者支援事業

担当：幼児課／子育て支援センター

子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【現状】

利用者支援員を1名配置しています。

今後の具体的な取組

●利用者支援員の配置

認定こども園、幼稚園および保育所等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業、児童育成クラブ等の担当窓口（子育て支援センター）に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員（コンシェルジュ）を配置します。また、妊娠・出産期から子育て期までの相談支援体制のあり方について、検討します。

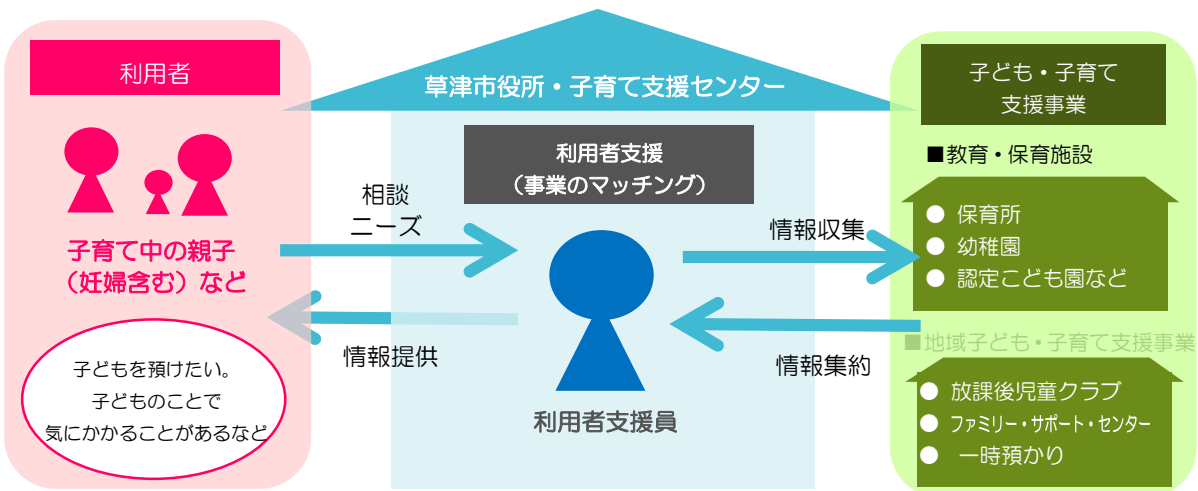
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：箇所数】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	人員配置数					
箇所数						1

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	人員配置数	2	2	2	2	2
箇所数	1	1	1	1	1	

確保方策	人員配置数	2	2	2	2	2
	箇所数	1	1	1	1	1



③放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

担当：子育て支援センター

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童育成クラブ「のびっ子」を開設します。（対象年齢：小学生）

【現状】

各小学校区に1箇所ずつ（計13箇所、定員1,040人）設置しています。
（社会福祉法人等に運営委託）

今後の具体的な取組

●民設児童育成クラブの開設

（仮）老上第2小学校区に新たに1か所の公設児童育成クラブを設置するとともに、多様なニーズや待機児童対策として、児童数の増加が著しい地域に必要なに応じて広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置します。

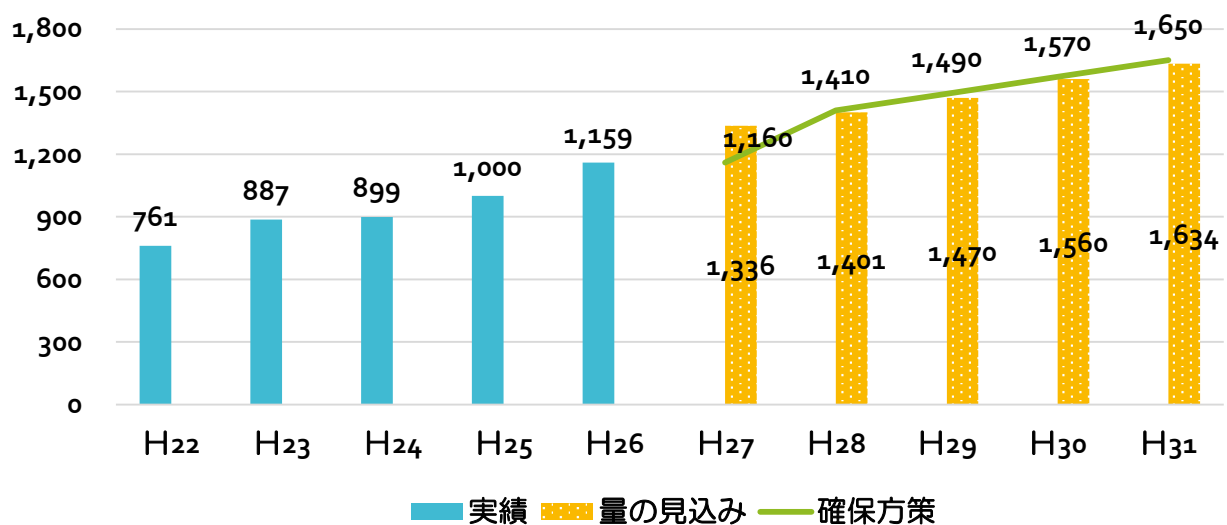
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：入会希望者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	入会希望者数		761	887	899	1,000

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	入会希望者数		1,336	1,401	1,470	1,560

確保方策	確保数 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
		1,160	1,410	1,490	1,570	1,650



④時間外保育事業（延長保育事業）

担当：幼児課

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間（11時間）を超えて保育を行います。（対象年齢：0歳児～5歳児）

【現状】

全保育所にて実施しています。（公立 6保育所、私立 15箇所）

今後の具体的な取組

●実施率100%の継続

すべての保育所において実施しており、今後新設の施設についても延長保育に対応し、実施率100%の継続を目指します。

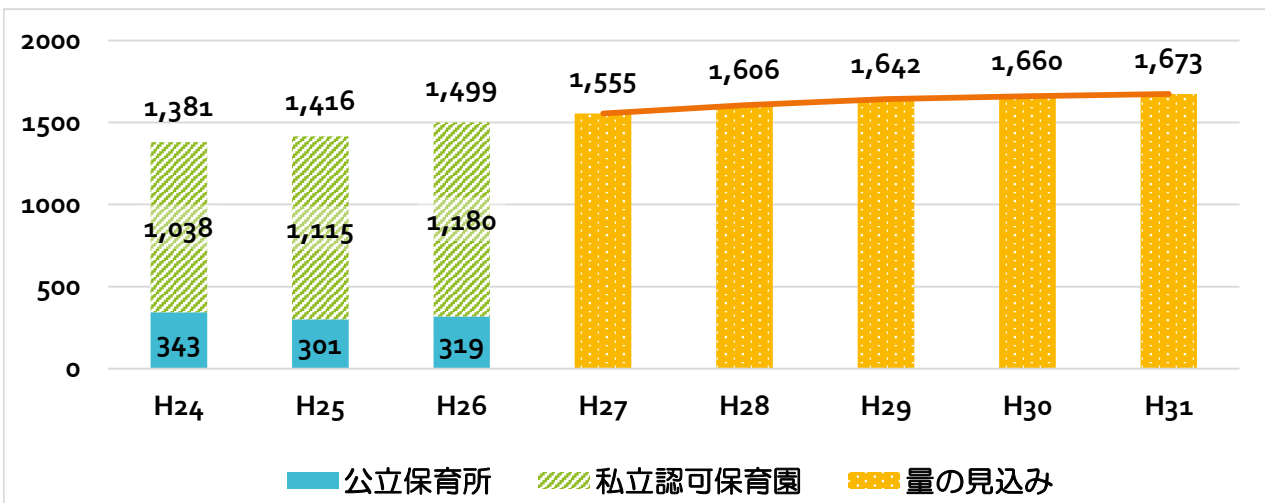
※参考 全国実施率：約73%（厚生労働省資料より）

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：利用者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	公立保育所	-	-	343	301	319
	私立保育所	-	-	1,038	1,115	1,180
	計	-	-	1,381	1,416	1,499

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延長保育利用者数	1,555	1,606	1,642	1,660	1,673
確保方策	延長保育利用者数	1,555	1,606	1,642	1,660	1,673



⑤一時預かり事業

担当：幼児課

保護者の急な用事や短期のパートタイムなど、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。（対象年齢：0歳～5歳児）

【現状】

公立幼稚園（3箇所）、私立幼稚園（4箇所）、私立保育所（6箇所）の他、認可外保育施設においても実施しています。

今後の具体的な取組

●一時預かり事業の拡充

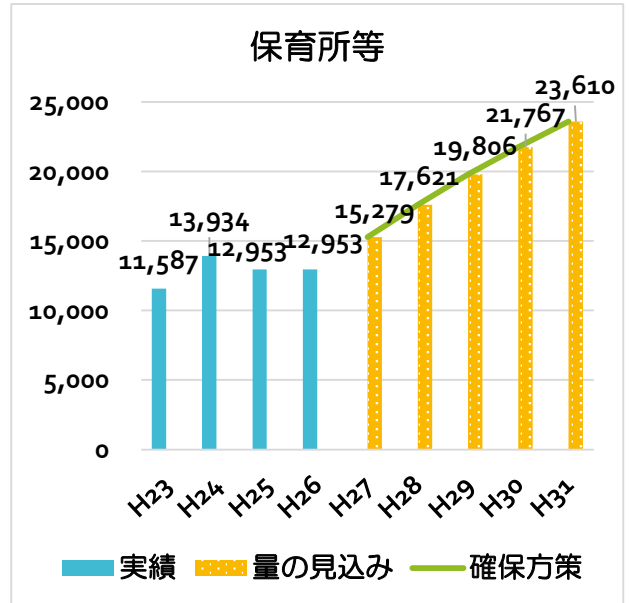
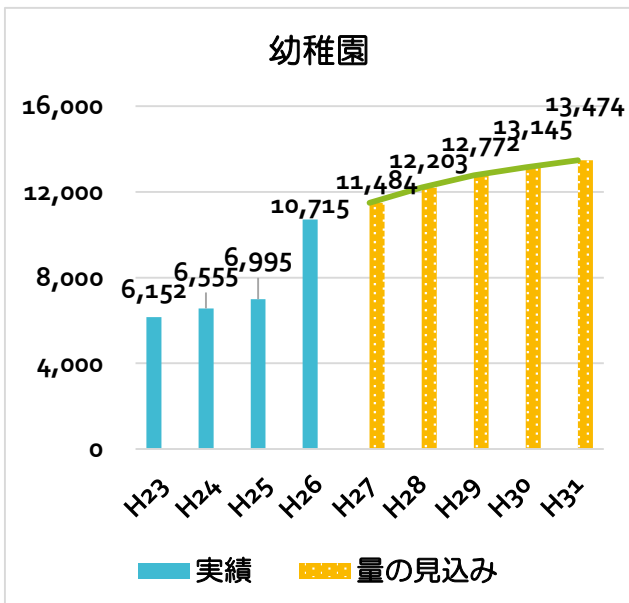
今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、今後の新制度による制度設計内容や既存・新施設や幼保一体化等の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	幼稚園	-	6,152	6,555	6,995	10,715
	保育所等	-	11,587	13,934	12,953	12,953

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	幼稚園	11,484	12,203	12,772	13,145	13,474
保育所等	15,279	17,621	19,806	21,767	23,610	
確保方策	幼稚園	11,484	12,203	12,772	13,145	13,474
	保育所等	15,279	17,621	19,806	21,767	23,610



⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）

担当：子育て支援センター

急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいときなどに、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行います。（対象年齢：6か月～小学3年生）

【現状】

病児保育室オルミスを平成21年8月より開設しています。（定員4名）

開室時間：月～金 午前8時～午後5時（最長午後7時）

受託事業者：コス小児科

今後の具体的な取組

●施設の増設

利用ニーズの動向を見極めながら、必要な整備について検討します。

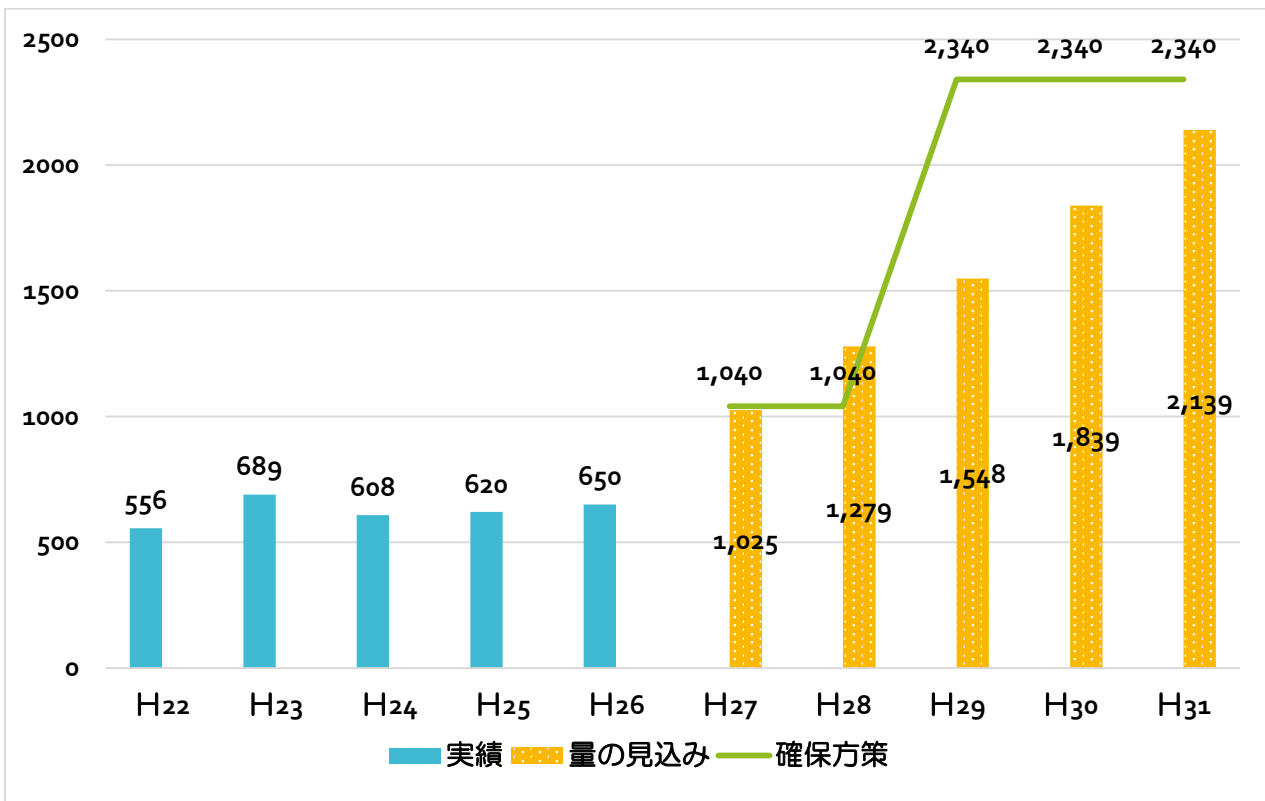
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人／年）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
	延べ利用者数	556	689	608	620	650

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	1,025	1,279	1,548	1,839	2,139

確保方策	延べ利用者数	1,040	1,040	2,340	2,340	2,340
------	--------	-------	-------	-------	-------	-------



⑦子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

担当：子ども家庭課

◇短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。（対象年齢：0歳～18歳未満）

【現状】

市内：24時間対応認可外保育施設 2箇所、市外：児童養護施設 1箇所

◇夜間養護（トワイライトステイ）事業

保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

【現状】

市内：24時間対応認可外保育施設 2箇所

今後の具体的な取組

●施設の運営維持

現行の指定施設で受け入れ可能な人数であり、3施設を維持し、広報周知に努めながら、必要な児童の受け入れを図ります。

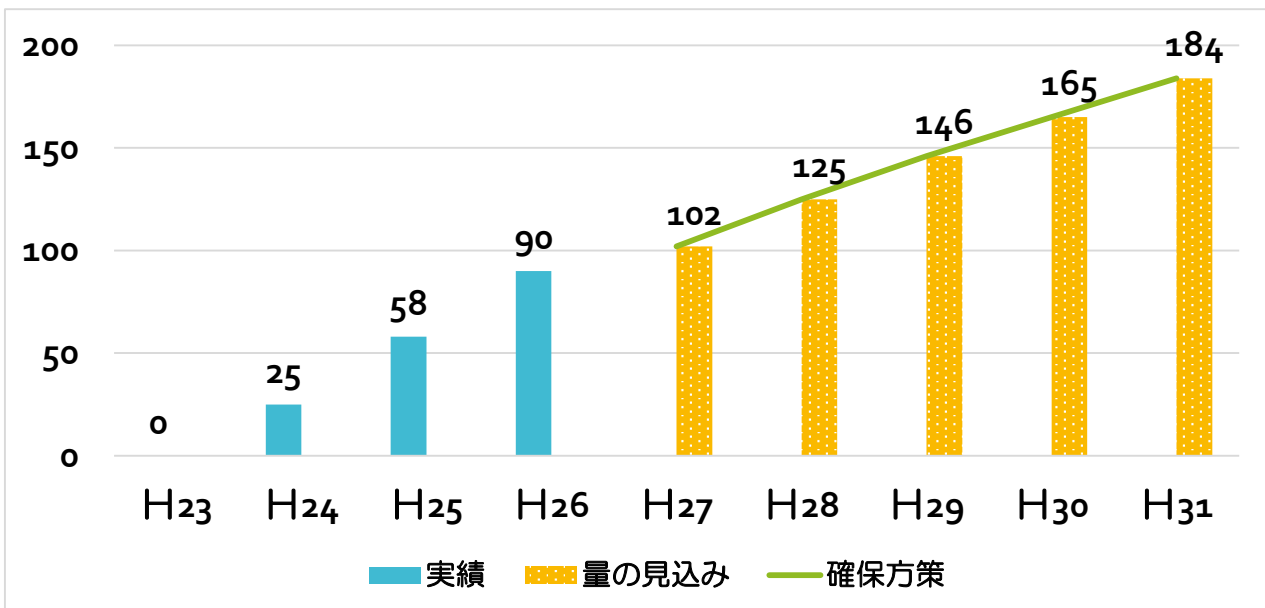
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用日数】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	延べ利用日数	-	0	25	58	90

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用日数	102	125	146	165	184

確保方策	延べ利用日数	102	125	146	165	184
------	--------	-----	-----	-----	-----	-----



⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当：子育て支援センター

認定こども園、幼稚園および保育所、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした子育て援助を行う提供会員とそのサービスを受ける利用会員のコーディネートを行います。（対象年齢：3カ月～小学6年生）

【現状】＜平成25年度末時点＞

登録者数…利用会員：1,020名、提供会員：176名
 活動者数…利用会員：146名、提供会員：48名

今後の具体的な取組

●広報周知による提供会員の確保

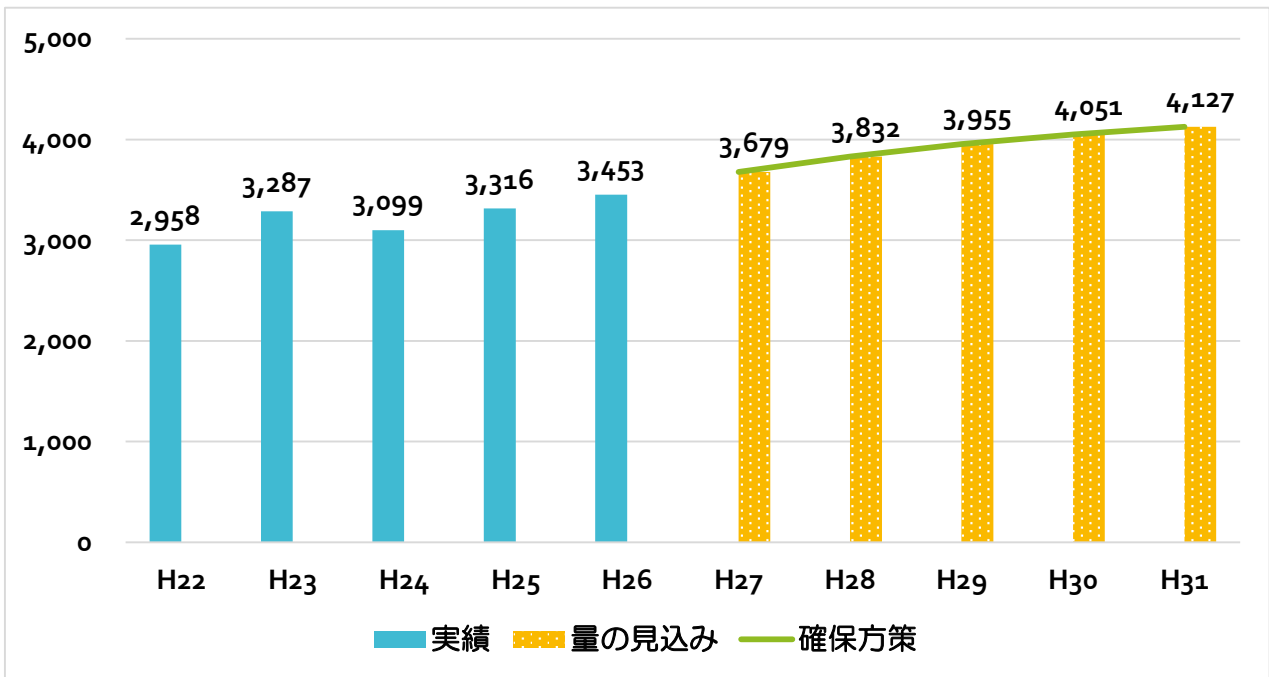
当事業は、利用会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知などにより40名程度の提供会員の増員を図ります。

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人／年）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	延べ利用者数		2,958	3,287	3,099	3,316

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数		3,679	3,832	3,955	4,051
確保方策	延べ利用数	3,679	3,832	3,955	4,051	4,127



⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

（養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会）

担当：子ども家庭課

◇養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。（対象年齢：0歳～5歳児）

【現状】民間ヘルパー事業所4箇所に委託しています。

◇要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営しています。（対象年齢：0歳～18歳未満）

【現状】＜平成25年度＞ 虐待相談対応 406件

今後の具体的な取組

●施設の運営維持

現行事業所で受け入れ可能な量であり、引き続き委託4事業所での実施を継続します。

●相談体制の強化

相談員の資質向上を図るとともに、相談体制の強化を行います。

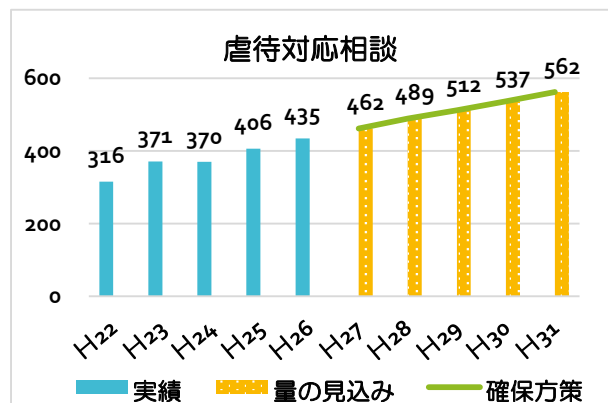
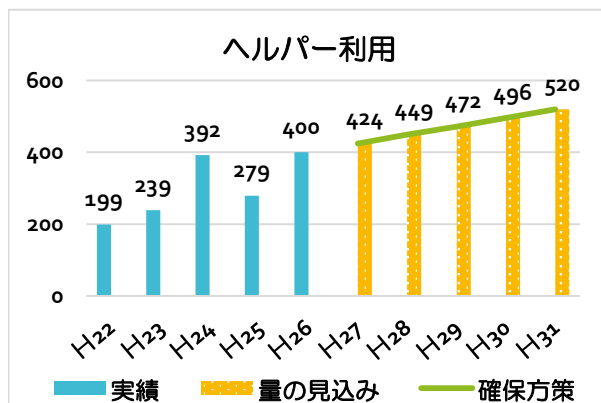
数値目標（量の見込みと確保量）

ヘルパー利用時間【単位：利用延時間】
児童虐待相談対応件数【単位：件】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	ヘルパー延べ利用時間	199	239	392	279	400
児童虐待相談対応件数	316	371	370	406	435	

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間	424	449	472	496	520
児童虐待相談対応件数	462	489	512	537	562	

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間	424	449	472	496	520
児童虐待相談対応件数	462	489	512	537	562	



⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）

担当：健康増進課

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。（対象年齢：すべての妊婦）
 ※一人当たりの助成上限額…94,560円（平成25年度～）

今後の具体的な取組

●妊婦健診にかかる公費負担の実施（現在14回）

妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

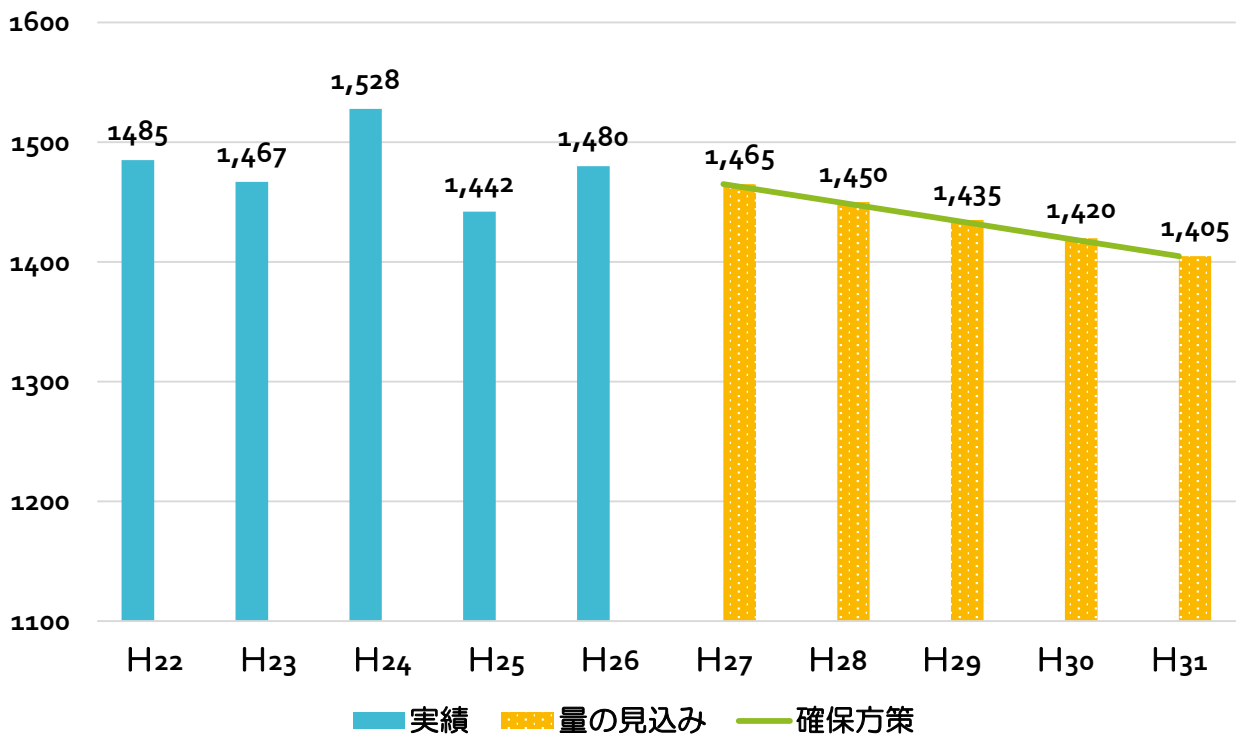
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：妊婦健診受診券発行者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	妊婦健診受診券発行者数		1,485	1,467	1,528	1,442

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	妊婦健診受診券発行者数		1,465	1,450	1,435	1,420

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
妊婦健診受診券発行者数		1,465	1,450	1,435	1,420	1,405



⑪乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業、養育支援訪問事業）

担当：健康増進課／子育て支援センター

◇すこやか訪問事業

法定事業として生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、市独自事業として生後6カ月頃に保育士が訪問し、児の発育・発達状況の確認と育児相談を行い、子育て支援に関する情報提供を行います。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。（対象年齢：出生～生後6カ月）

◇養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

今後の具体的な取組

●保健師と助産師による全数訪問

対象者への周知を行うとともに、すこやか訪問の市独自事業を継続し、保健師と助産師による全数訪問を実施します。

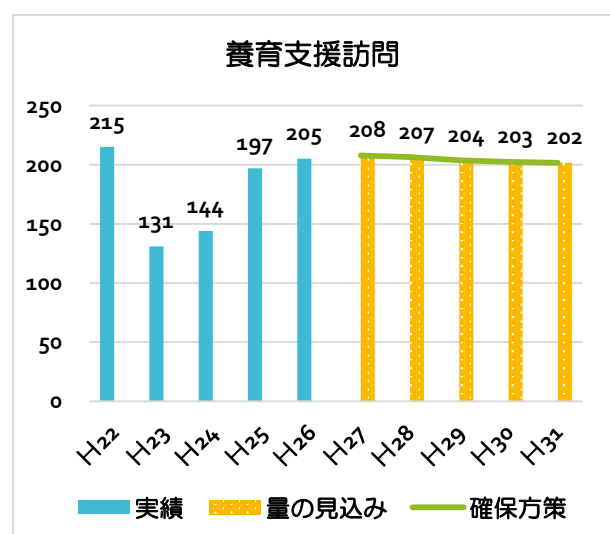
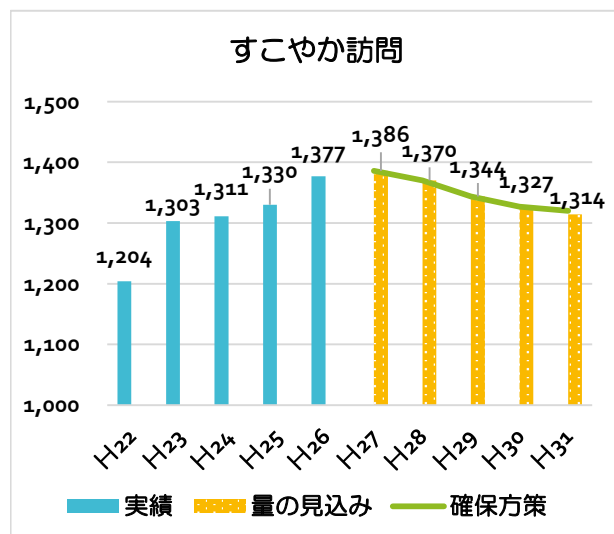
数値目標（量の見込みと確保量）

すこやか訪問【単位：訪問者数（人）】
 養育支援訪問【単位：延べ訪問者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	すこやか訪問	1,204	1,303	1,311	1,330	1,377
養育支援訪問事業	215	131	144	197	205	

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	すこやか訪問	1,386	1,370	1,344	1,327	1,314
養育支援訪問事業	208	207	204	203	202	

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	すこやか訪問	1,386	1,370	1,344	1,327	1,314
養育支援訪問事業	208	207	204	203	202	



⑫多様な主体の参入促進事業

担当：幼児課

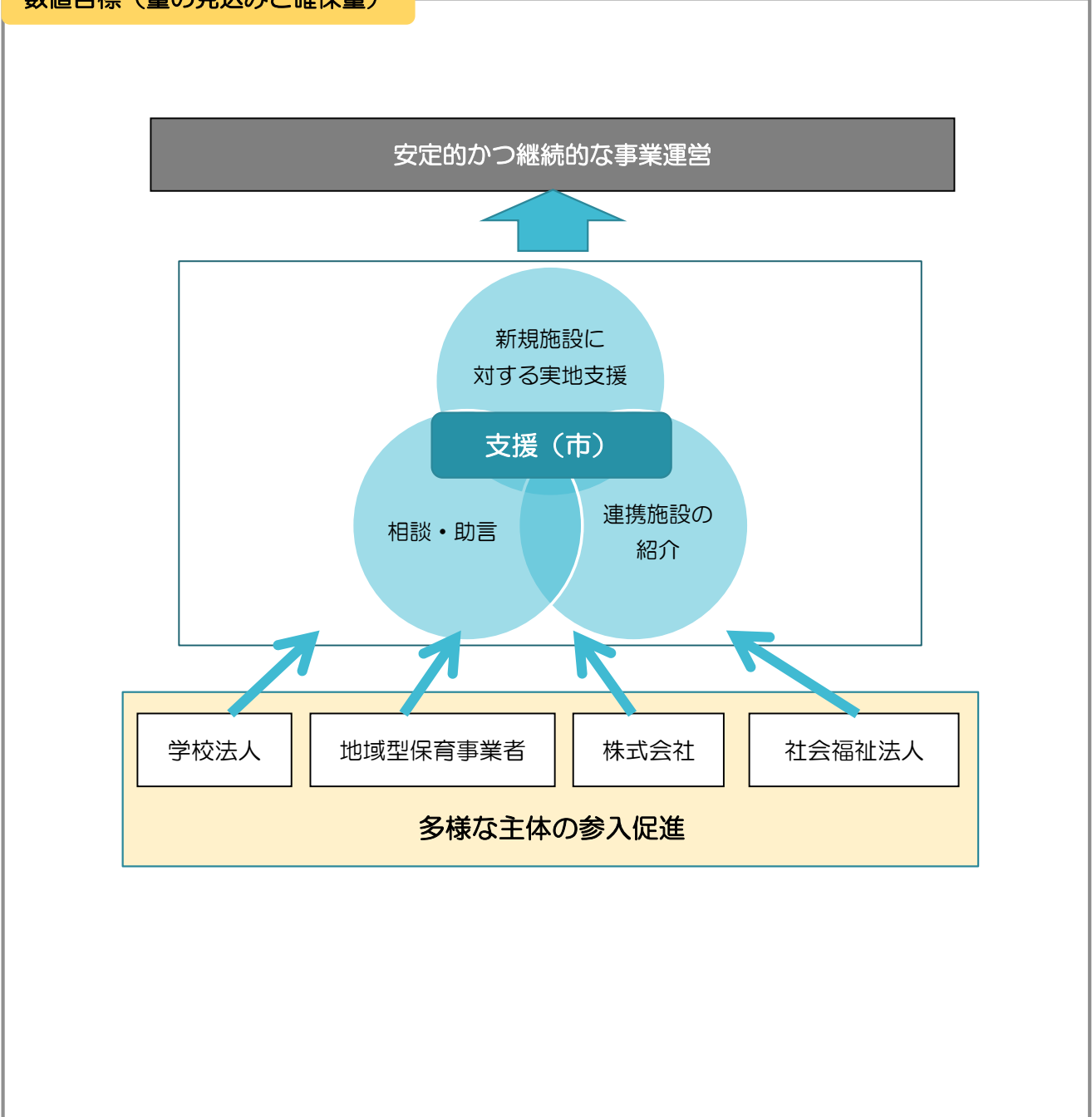
小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

今後の具体的な取組

●巡回指導員の配置

小規模保育事業等の新規参入施設においても、保育の質の確保できるよう巡回指導員を配置します。

数値目標（量の見込みと確保量）



⑬実費徴収に係る補足給付事業

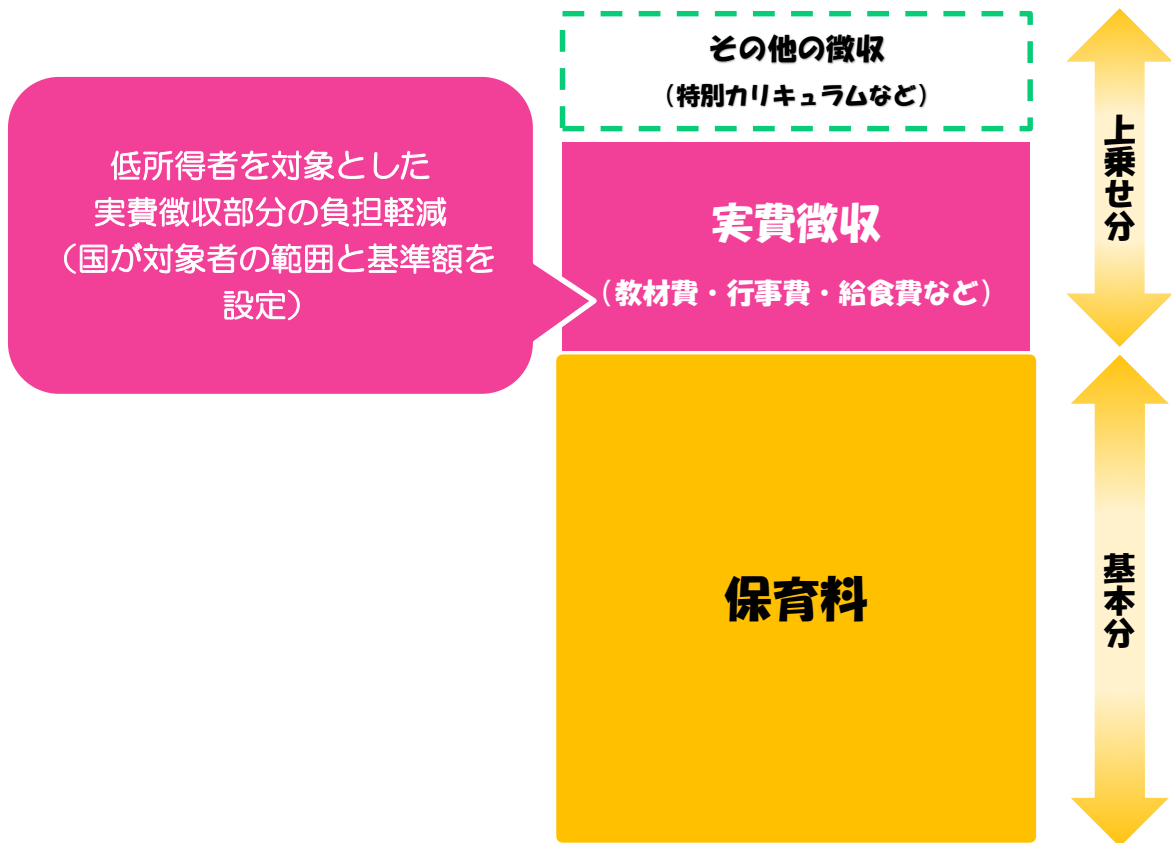
担当：幼児課

特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

今後の具体的な取組

国の示す事業内容を踏まえながら、市における補助制度設計を行い、実施に向けて取り組みます。

取組方策イメージ図



第7章 重点的な取組について（法定必須記載事項以外の取組）

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める「児童虐待防止対策の推進」、「ひとり親家庭の自立支援推進」、「障害児施策の推進」および本市の目指す「草津っ子」の成長を応援するための事業について、重点的な取組事項と位置付け、今後5年間の具体的な推進方策を定め事業を推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

担当：子ども家庭課

◎施策の目的

- ①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。
- ②育児不安の緩和や育児負担の軽減に対応した子育て支援を推進し、虐待の発生予防を図ります。
- ③虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。
- ④子どもの安全を守るための適切な保護と支援ならびに保護者への支援を図ります。

◎取組内容

①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。

児童虐待と思ったらすぐ通報・相談することや児童虐待が子どもに及ぼす影響などについて、児童虐待防止推進月間（11月）等に各種広報を活用し、母親だけでなく父親を含めたすべての人への啓発を図ります。また、子どもの権利や子どもとのコミュニケーションのとり方などの子育て講座・研修を開催します。

- 11月の児童虐待防止推進月間等による広報・啓発活動、オレンジリボンキャンペーン
- 児童虐待ホットラインの周知や児童虐待防止の市民向けパンフレットの配布
- 家庭や地域、認定こども園、幼稚園および保育所、学校における児童虐待防止のための研修などの実施
- 相談しやすい体制の整備

②育児不安の緩和や育児負担の軽減に対応した子育て支援を推進します。

育児の孤立化が進み、育児の不安感や負担感が大きくなる中、子育ての不安等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援施策を推進します。

- 育児啓発資料の配布（母子（親子）健康手帳交付時、すこやか訪問時ほか）
- 子育て支援センター、地域子育て支援センターやつどいの広場での育児相談、支援など
- 子育て専用ホームページ「ぽかぽかタウン」の運営
- 認定こども園、保育所、児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の運営
- 認定こども園、保育所入所時の福祉に配慮した優先入所の推進
- 養育支援ヘルパー派遣事業の実施
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施

- 助産施設、母子生活支援施設への入所措置

③定期健診・訪問等を活用した児童虐待の早期発見と早期支援を行います。

虐待が表面上に現れず潜在化しやすいことから、乳幼児健診やすこやか訪問事業を活用し、子どもの発達、発育にとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援および児童虐待の早期発見、未然防止につないでいきます。また、養育支援訪問や養育支援ヘルパーの派遣、家庭相談員へのつなぎをスムーズに切れ目なくすることで早期支援を行います。

- すこやか訪問調整会議・乳幼児リスクアセスメント会議の実施
- 養育支援訪問・養育支援ヘルパーの派遣等各種施策との連携

④学校等での相談活動の充実と連携を図ります。

虐待やいじめ等に苦しむ子どもの相談に応じるため、学校等での相談体制や不登校児童の支援体制の充実を図ります。また、特別な支援を要する児童がその年齢および能力に応じた十分な教育が受けられるよう教育の内容および方法において必要な配慮を行います。

- やまびこ教育相談室・適応指導教室の充実、不登校児童生徒支援の推進、スクールカウンセラー相談事業の充実
- 学校、認定こども園、幼稚園および保育所から市への定期的な情報提供の実施
- いじめ防止基本方針に基づく施策の推進

⑤その他関係機関の各種施策を活用し、児童虐待の予防を推進します。

障害児施策の充実やひとり親家庭の自立支援を推進することにより、子どもの健やかな成長・発達を促進し、また保護者に対する支援体制の充実を図り、活用することで児童虐待の予防を推進します。

- 発達支援センター事業（発達相談、巡回相談等）の活用
- 通級指導教室・ことばの教室の活用
- 日中一時支援事業や放課後デイサービス事業などの活用
- ひとり親家庭への自立支援施策（就労相談、生活相談、日常生活支援事業等）の活用

⑥要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携を強化します。

児童虐待は、一つの機関だけで対応することは非常に困難であることから、要保護児童対策地域協議会において、滋賀県中央子ども家庭相談センターや市の関係課、認定こども園、幼稚園および保育所、学校、児童育成クラブおよび民生委員児童委員等と連携を図り、個別ケース検討会議等で情報共有ならびに役割分担し、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を行います。また、関係機関などを対象としたやノウハウの共有により専門性の強化に努めます。

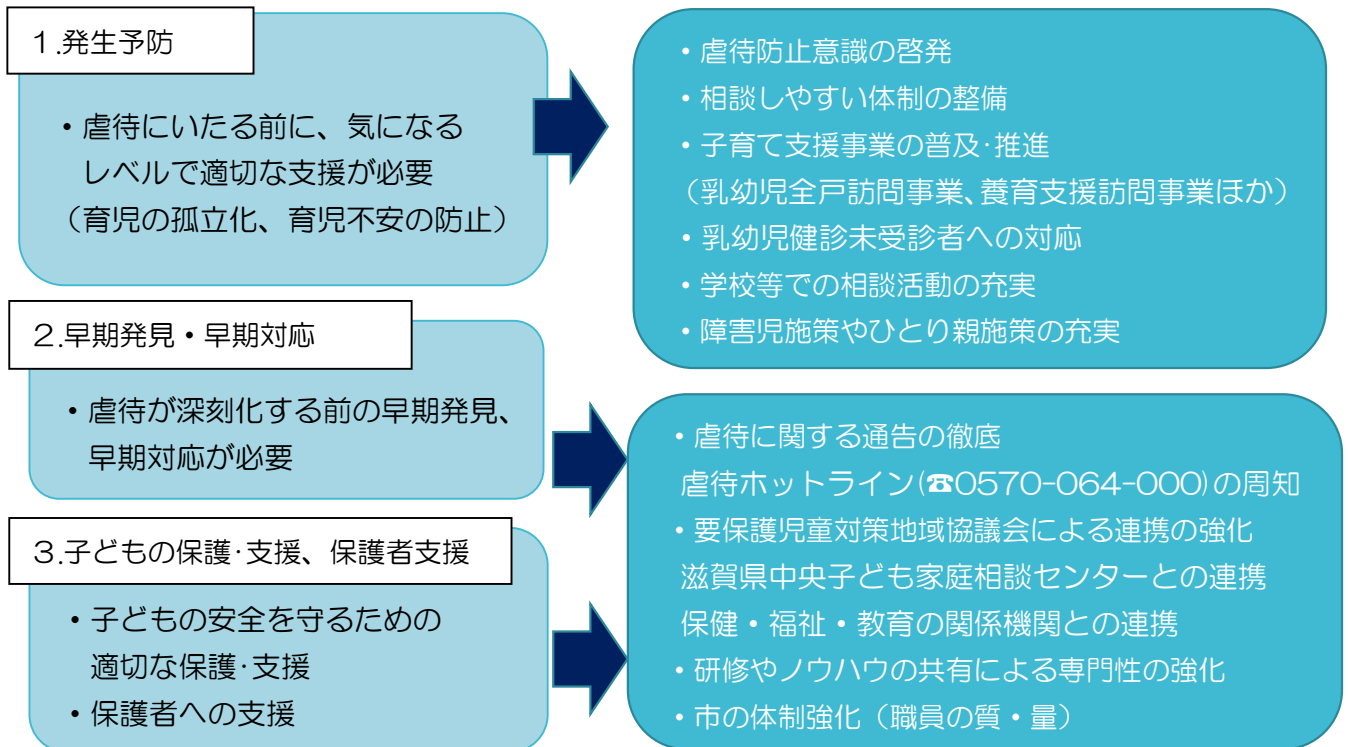
- 関係機関向け児童虐待防止マニュアルの配布
- 代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議の開催
- 関係機関、学校関係者向けの児童虐待防止啓発研修の実施
- DV 関係機関との連携と支援の充実

⑦家庭児童相談体制の充実を図ります。

家庭児童相談とりわけ児童虐待相談は、その家庭が抱える様々な問題が複雑に絡み合って発生するケースが多く、多面的アプローチが必要であることから高度な専門性が求められます。

家庭相談員は各種研修に積極的に参加し、ケースマネジメント能力等資質の向上に努めます。また、年々増加する相談件数に対応できる適切な体制の確保に努めます。

児童虐待防止施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】

（1） 児童虐待防止に関する啓発の推進

街頭啓発、パンフレットの配布、研修会の開催などを行います。

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
事業数	12	12	13	13	13	14	14

（2） 養育支援ヘルパー延べ利用時間（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
利用時間	279	400	424	449	472	496	520

（3） 子育て短期支援事業延べ利用日数（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
利用日数(年間)	58	90	102	125	146	165	184

（4） 児童虐待相談対応件数と人員配置（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
対応件数（件）	406	435	462	489	512	537	562

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

担当：子ども家庭課

◎施策の目的

- ①相談体制の強化など子育てや生活面での支援の充実を目指します。
- ②自立した生活を営むことができるよう就業支援を進めます。
- ③経済的支援施策など各種制度の周知を図ります。

◎取組内容

①相談体制の強化など子育てや生活面での支援の充実を目指します。

離婚前相談体制の強化など、ひとり親家庭等の親・子どもが抱える様々な悩みに対応し、相談者の心に寄り添った相談体制をつくり、ニーズに応じた制度の利用へと結びつくよう支援の充実を目指します。

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 認定こども園、保育所の優先入所
- 日常生活支援事業、子育てヘルパー派遣事業、病児・病後児保育
- ホームフレンド事業

②自立した生活を営むことができるよう就業支援を進めます。

平成26年8月に「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」が設置されたことを受け、県の関係機関とさらなる連携を深め、個々の状況に応じたきめ細やかな相談に応じ、効果的な就業支援に努めます。

- 母子家庭等就業・自立支援センターでのプログラム策定事業との連携
- マザーズジョブステーションでの就業支援との連携
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- 自立支援教育訓練給付事業

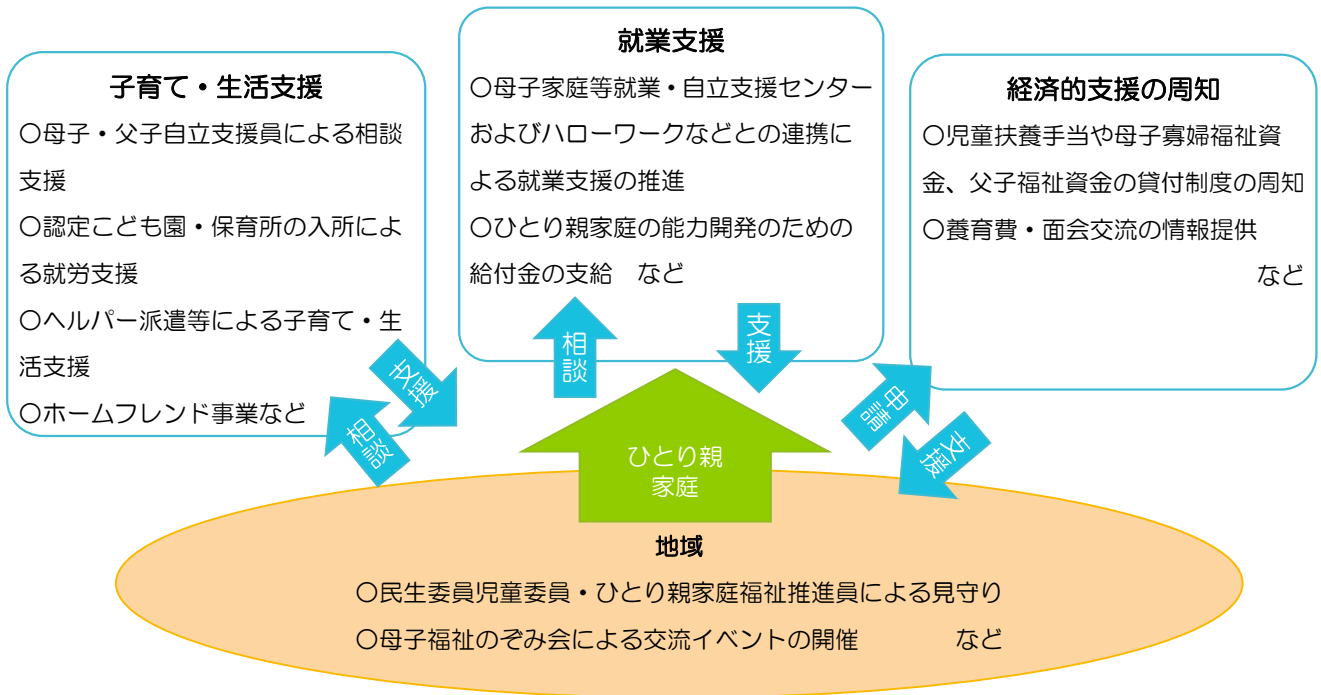
③経済的支援施策など各種制度の周知を図ります。

各種助成・給付金制度について、関係各課と連携し周知を図ります。

また、養育費の負担は子どもの親として当然の義務であるとの社会的認識が深まるよう、養育費に関するパンフレットを配布し、相談窓口を案内するなど情報提供に取り組みます。

- 児童扶養手当制度の周知
- ひとり親家庭の医療費助成、児童育成クラブ保護者負担金の減免等各種助成制度の周知
- 母子寡婦福祉資金、父子福祉資金の貸付制度の周知
- 養育費や面会交流の情報提供

※ひとり親施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】各事業の必要数の推計（過去の実績に基づき算出）

(1) 母子・父子自立支援員相談事業

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の各種相談に応じるほか、経済的に自立し安定した生活を送れるよう就職支援や各種資金の貸付の支援を行います。

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
相談件数	2,241	2,270	2,300	2,330	2,360	2,390	2,420

(2) 高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格（看護師・介護福祉士・保育士など）を取得するために、養成機関で訓練等を受ける場合に、訓練促進給付金を一定期間支給します。

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
実人数	9	6	6	6	6	6	6

(3) 母子寡婦福祉資金および父子福祉資金貸付事業

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事業を行います。

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
貸付件数	131	133	135	137	139	141	143

3 障害のある子どもへの支援の充実

担当：発達支援センター／障害福祉課など

◎施策の目的

- ①早期発見と早期療育等支援に努め、乳幼児期からライフステージに応じた支援を進めます。
- ②障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を図ります。
- ③家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。

◎取組内容

①発達支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築します。

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発達状況や日頃の様子などを確認し、支援が必要な子どもの早期発見と早期支援を推進するとともに、家庭での様子や相談・支援内容などが分かるよう、保護者による相談支援ファイルの活用を進めます。また、発達支援センターを中心とした支援体制を整備し、障害福祉課や認定こども園、幼稚園および保育所、学校、県、および各関係機関との連携を強化します。そして、発達支援に関する市民意識と理解向上を促し、地域生活を支援します。

- すこやか訪問実施率の向上
- 乳幼児健診受診率の向上と未受診者への対応
- 相談支援ファイルの活用の推進
- 湖の子園での発達支援事業の拡充

②相談支援体制の充実を図ります。

言葉や社会性の発達、学習上の困難など子どもの発達に不安を感じている保護者への専門の相談員などによる相談や、本人および家族の継続的なカウンセリングなど、相談・支援を行います。また、各認定こども園、幼稚園および保育所などに在籍する子どもへの巡回による発達相談や、職員の相談を行います。

- 相談支援体制の推進
- 認定こども園、幼稚園および保育所への巡回相談、訪問支援などの実施
- 5歳相談の実施
- 相談窓口の広報啓発

③在宅支援機能の強化を推進します。

障害のある子どもの自立と家族の負担軽減、就労支援のため、日中一時支援事業、障害児保育などの事業を推進します。また、必要とする子どもに支援が行き届くよう放課後等デイサービス事業などの充実や広域連携の強化による切れ目のない療育支援を図ります。

- 放課後等デイサービス事業の充実
- 日中一時支援事業の実施
- ホームヘルプ等日常生活への支援の実施

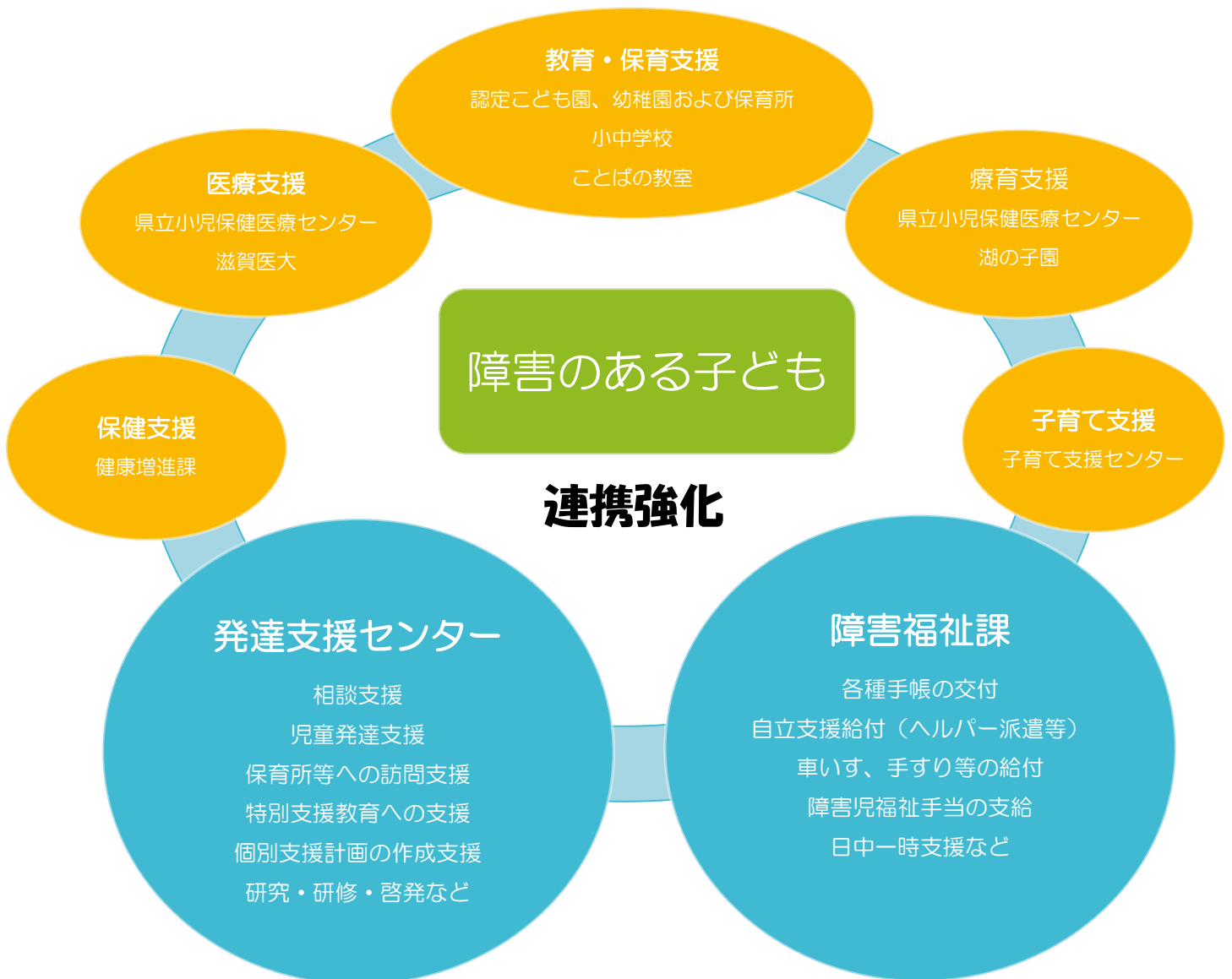
- 認定こども園、幼稚園および保育所での障害児保育
- 児童育成クラブでの障害児利用環境の整備
- ファミリー・サポート・センターの利用促進

④認定こども園、幼稚園および保育所などにおける支援充実のため職員的能力向上を図ります。

認定こども園、幼稚園および保育所等において、コーディネーターや支援員等による特別支援教育の推進に努めるとともに、子どもの状態に応じた支援を推進するため、各種研修会や取組事例を通じた検討会、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員的能力向上を図ります。

- 発達研修・障害児保育実技研修の実施
- 障害児保育検討会議の充実
- 特別支援教育コーディネーターの研修充実

※障害のある子どもの施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】 各事業の必要数の推計（過去の実績および推計人口に基づき算出）

（1）児童発達支援

障害のある乳幼児およびその疑いのある乳幼児に対し、発達に応じた運動能力やことば、基本的社会習慣、社会性等を育てるとともに、保護者の育児についての支援を行います。

	H25実績	H26見込	第4期障害福祉計画		
			H27計画	H28計画	H29計画
延べ日数／月	439	539	642	642	642
実人数	54	58	66	66	66

（2）医療型児童発達支援

上肢下肢または体幹の機能に障害があり、リハビリ等の医療と児童発達支援が必要な児童に対して、治療を行うと共に日常生活の動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

	H25実績	H26見込	第4期障害福祉計画		
			H27計画	H28計画	H29計画
延べ日数／月	29	25	34	34	34
利用者数	5	4	5	5	5

（3）放課後等デイサービス

小中高等学校に在学中の障害のある児童・生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上訓練や社会との交流促進の場、放課後等の居場所を提供します。

	H25実績	H26見込	第4期障害福祉計画		
			H27計画	H28計画	H29計画
延べ日数／月	513	883	1,083	1,233	1,350
利用者数	93	130	156	171	188

（4）保育所等訪問支援

集団生活への適応に専門的な支援を必要とする、保育所等を利用中の障害のある児童や保育所等の職員に対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。

	H25実績	H26見込	第4期障害福祉計画		
			H27計画	H28計画	H29計画
延べ日数／月	4.3	5	5.5	6	6.5
利用者数	9	10	11	12	13

（5）障害児相談支援

障害児通所支援のサービスを利用する児童とその家族を支援するための計画を作成します。計画には本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。

	H25実績	H26見込	第4期障害福祉計画		
			H27計画	H28計画	H29計画
利用者数	30	65	237	252	269

4 「草津っ子」育み事業

◎施策の目的

目指す子どもの姿

「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」

子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市など社会全体で、子どもの育ちを応援していきます。



草津市公認マスコットキャラクター
「たび丸」

◎取組内容

① いのちを大切に、育む子ども（「体」育み事業）

家庭は子どもが育つ基盤となる場所であり、子どもの幸せと健やかな成長に重要な役割を担っています。家庭、認定こども園、幼稚園および保育所や学校等との連携を図りながら、子どもたちが生涯にわたって健康を維持するための基本的な生活習慣や運動習慣の習得等、健やかな育ちを支援します。

また、子ども達が自然や人とふれあいながら、成長できる環境づくりとして、既設の公園などあわせ、草津川跡地を活用したガーデンミュージアムや、（仮称）野村スポーツゾーンの整備を進めます。

想定される取組事例

- 子育て講座の充実、プレママ・パパ（祖父母）講座、子育てシンポジウム等の開催
- 保育士によるすこやか訪問の実施
- 離乳食レストランの開催
- 食育の推進
- CAP研修の実施
- 小学生体力向上プロジェクトの展開
- 中学生体力向上プロジェクトの展開
- 草津川跡地を活用したガーデンミュージアムの整備
- （仮称）野村スポーツゾーンの整備

CAP研修：「Child Assault Prevention」の略で「子どもへの暴力防止」を意味しています。1978年にアメリカで作られたプログラムで、日本でも90年代以降、全国各地に広がりました。「安心・自信・自由」が、子どもの大切な3つの権利であること、暴力はこの権利を奪う行為であることを伝え、子どもが本来もっている力を引き出す人権教育プログラムで、子どもと大人のそれぞれを対象としたワークショップがあります。

② よく考え、主体的に行動する子ども（「学び」育み事業）

子どもたちが多くの時間を過ごす場である認定こども園、幼稚園および保育所・学校等では、子どもの心と生きる力に加えて、確かな学びの力を育てる本市独自の様々な取組を推進します。また、家庭での子育てを支援するため、母親だけでなく、父親、祖父母を対象とした各種講座・イベントを開催し、家族全体での子育てと学びを推進します。

さらに、文化、芸術、スポーツ、科学など幅広い分野で、様々な体験や人との関わりを通し、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に行動・参画する機会を設け、子どもの好奇心・探究心を育みます。

想定される取組事例

- ブックスタート事業の実施
- 子育て講座の充実、プレママ・パパ（祖父母）講座、子育てシンポジウム等の開催
- 草津市こども環境会議の開催
- ジュニアスポーツフェスティバルの開催
- ジュニアスポーツ推進事業（スポーツライフ創造事業）の実施
- ステップアップ推進事業（幼稚園）
- スペシャル授業 in 草津の実施（小学校）
- 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校の連携事業の拡充
- 小学校・中学校の交流の実施
- その他子ども主体の参画事業

③ 人と豊かに関わる子ども（「心」育み事業）

子どもたち同士の幅広い関わりを通じて思いやりや協働の心を育むとともに、地域・学校などでの様々な出会いと交流により、思いやりの意識の醸成や集団でのルールを習得するなど、子どもの将来に向けた人間形成を図ります。

想定される取組事例

- 認定こども園、幼稚園および保育所の園庭開放
- 子育て支援センター、つどいの広場の整備
- 大学と連携した交流事業

④ 生まれ育った地域に愛着をもつ子ども（「ふるさと」育み事業）

子どもが地域の人との関わりを通して学び、家庭や学校、地域の協働により大人もともに成長する場として、歴史、自然、行事や人のつながりなど、子ども達の住む地域の特性を活かし、地域での子どもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組を推進します。

また、子ども、保護者と地域の人、これから子育てを経験する学生のつながりを構築するなど、地域での助け合いを通じた子育て環境づくりを進めます。

想定される取組事例

- サークルなどによる子ども・子育て事業の充実、推進
- ファミリー・サポート・センター事業等による地域での相互扶助
- 地域協働合校や地域による子育て事業の推進
- 子育てサークルの拡充
- 図書館における子どもの読書活動の推進

⑤ 「草津っ子」の普及、啓発

目指す子どもの姿を市民の方へ広報すると共に、「草津市シティセールスアクションプラン」に基づき、子育てしやすいまちとしての草津市の魅力を発信し、子どもを社会全体で育てるまちの実現を目指します。

想定される取組事例

- 「草津っ子」を広報する取組の実施
- 子どもの育成に取り組む地域やサークルの事業への支援等

【目標値】 ベンチマーク

子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
満足度	60%	62.5%	65%	67.5%	70%

※「草津市は子育てしやすい所ですか。」の問いに「そう思う／どちらかというと思う」と答えた人の割合

「草津っ子」育み事業のイメージ



第8章 計画の推進に向けて

1 それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

■本計画推進における各主体の役割や責務

家庭では...

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担うことや家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わり、育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

認定こども園、幼稚園および保育所と学校では...

認定こども園、幼稚園・保育所や学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、生きる力の育みに向け、確かな学力の向上と豊かな心の育成のための取組が求められています。また、次代の親の育成を見据え、子どもや家庭の大切さを理解出来る機会の充実や、子育てと保護者の親育ちへの支援の推進が期待されています。

地域では...

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないよう、積極的な交流の取組などに参画することが期待されます。

連携・協働

NPOや市民活動団体では...

子育て支援や青少年健全育成など、様々な活動を展開しているNPO活動団体や市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められています。

企業では...

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。

市では...

市は、計画の推進主体として、子ども・子育て支援事業計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

2 推進体制

① 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

② 市民との協働による推進

社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、本計画を推進するためには、家庭、認定こども園、幼稚園および保育所、学校、子育て支援センター、地域、企業、NPOや市民活動団体などが、本計画の理念を共有し、様々な社会の構成員が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもち、主体的に散り組めるよう、計画内容の広報・啓発を進めます。

また、計画の進捗管理については、本計画の検討・策定にあたった「子ども・子育て会議」を、市民参画による評価体制として位置付け、毎年度開催し、本計画の進捗状況を評価します。

③ 広報・啓発による推進

本計画や目指す子どもの姿である「草津っ子」の広報により、子育て支援への取組の強化、家庭での子育て力の向上、子育て支援への市民の参画と企業の職場環境づくりを促し、社会全体での子育てを推進します。また、子育てへの支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページやブログ、広報、パンフレットなどを活用しきめ細やかな情報提供に努めるとともに、子育てしやすいまち草津を広く周知していきます。

3 計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の5つの目標、23の施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、草津市子ども・子育て会議で評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

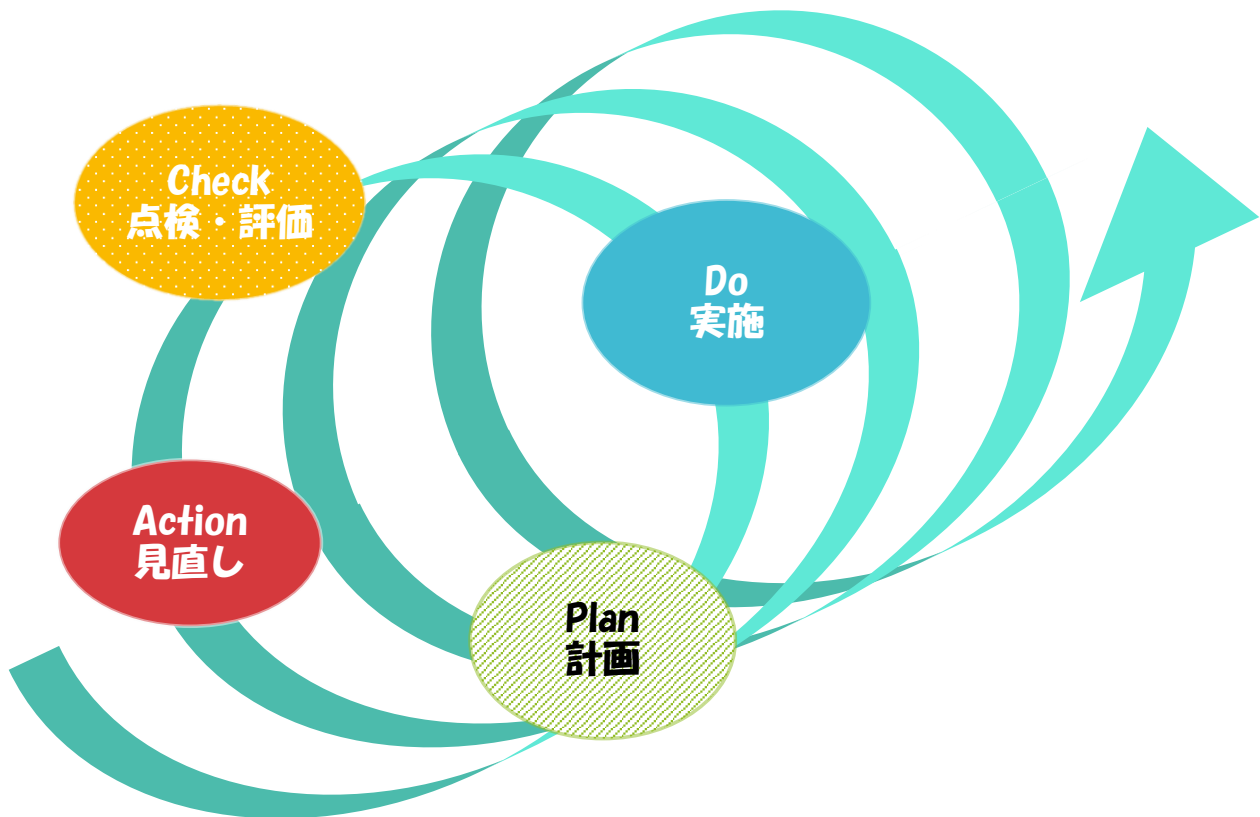
また、重点的な取組（注1）については、数値による把握・評価を行い、評価を数値化することにより、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う課題を明らかにします。

庁内体制による評価に加え、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度（2017年度）を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行います。

（注1）就学前の教育・保育と幼保一体化、地域子ども・子育て支援事業（13事業）、児童虐待防止施策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害のある子どもへの支援の充実、「草津っ子」育み事業

■計画の進行管理のイメージ



資料編

1 草津市子ども・子育て会議 委員名簿

委員氏名	所属団体等	備考
神部 純一	滋賀大学	会長
小池 寿子	草津市私立幼稚園代表	副会長
市川 嘉重	公募委員（児童育成クラブ関係者）	
伊藤 一紀	公募委員	
伊藤 千津子	公募委員	
上田 善彦	草津商工会議所	
太田 匡弘	草津市校長会	
川瀬 吉明	草津市民生委員・児童委員協議会	
木村 辰巳	草津市同和事業促進協議会	
柴田 みどり	草津市認可保育園連盟	
鈴木 登	草津市まちづくり協議会連合会	
田中 千秋	草津市社会福祉協議会	
津田 正慎	草津市青少年育成市民会議	
土田 美世子	龍谷大学	
時本 美重子	草津市PTA連絡協議会	
馬場 治	草津市子ども会指導者連絡協議会	
三木 敏至	特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会	
山崎 有史	草津栗東地区労働者福祉協議会	
横江 保彦	草津栗東医師会	
和田 一郎	公募委員	

(敬称略)

2 草津市子ども・子育て会議における検討状況

開催日時		主な議題
第1回	平成25年 10月11日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画について ニーズ調査について 保育所の施設整備等について
第2回	平成26年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 草津市の子ども・子育て支援の現状およびニーズ調査結果について 子ども・子育て支援事業計画概要（案）について 待機児童解消に向けた取組について 「幼児教育と保育の一体提供に向けて」提言書について
第3回	平成26年 6月4日	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策地域行動計画の平成25年度実績について 草津市子ども・子育て支援事業計画の事業内容および需要量の見込みについて 待機児童解消対策緊急事業の実施について
第4回	平成26年 7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策地域行動計画の全体評価について 子ども・子育て支援事業計画の全体構成（素案）について 子ども・子育て支援事業計画の確保方策について （幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業） 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について （障害児施策に関する事項） 子ども・子育て支援新制度に関する条例について
第5回	平成26年 9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 草津市子ども・子育て支援事業計画の素案について 素案構成について 児童虐待、ひとり親施策について その他施策について 草津市幼保一体化推進計画の策定状況について（素案・概要版）
第6回	平成26年 11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 草津市子ども・子育て支援事業計画について（案・概要版） 視点・施策体系の変更について 人口推計、量の見込みと確保方策について 目指す子ども像「草津っ子」・草津っ子育み事業について 草津市幼保一体化推進計画について（案・概要版）
第7回	平成27年 3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員と地域型保育事業の認可について 草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および幼保一体化推進計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について 草津市子ども・子育て支援事業計画および幼保一体化推進計画の策定について 待機児童解消に向けた取組の状況



草津市 子ども家庭部 子ども子育て推進室

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-1234（代表）

発行日 平成 年 月